

令和6年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

外郭団体の財務に関する事務の執行について

尼崎市包括外部監査人

公認会計士 池田 学

目次

第1章 包括外部監査の概要.....	5
Ⅰ 外部監査の種類	5
Ⅱ 選定した特定の事件（テーマ）	5
Ⅲ 事件を選定した理由.....	5
Ⅳ 監査対象部局	6
Ⅴ 監査の対象期間	7
Ⅵ 着眼点及び手続	7
1 監査の着眼点	7
2 実施した手続	8
Ⅶ 監査対象の選定方法、監査の概要.....	8
1 監査対象の選定	8
2 監査の概要	9
Ⅷ 監査の実施期間及び補助者.....	9
1 監査の実施期間	9
2 補助者	9
Ⅸ. 利害関係	10
第2章 外郭団体の概要.....	11
Ⅰ 外郭団体の概要	11
1 外郭団体の概要	11
2 外郭団体の課題	16
Ⅱ 外郭団体と市の関係.....	20
1 市による外郭団体支援の考え方	20
2 財政的支援	21
3 人的支援	37
4 外郭団体との関係の見直し	39
第3章 外部監査の結果及び意見.....	42
Ⅰ 総論	42
1 指摘及び意見の区分について	42
2 外郭団体の自立に向けた支援について【意見1】	42
3 人的支援のあり方について【意見2】	44
4 市OB役員及びOB管理職への人件費補助について【意見3】	46

5	外郭団体の経営評価について【意見4】	46
6	指定管理者制度について	47
(1)	指定管理施設の老朽化対応について【意見5】	47
(2)	指定管理料について【意見6】	48
(3)	利用料金制の導入について【意見7】	48
7	経営計画の策定について【意見8】	49
8	監査指摘事項に関する対応について【意見9】	49
II	各団体ごとの監査結果及び意見	51
1	公益財団法人尼崎市文化振興財団	51
2	公益社団法人尼崎人権啓発協会	72
3	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	83
4	公益財団法人尼崎健康医療財団	98
5	一般社団法人あまがさき観光局	114
6	公益財団法人尼崎環境財団	127
7	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	134
8	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構	148
9	公益財団法人尼崎緑化公園協会	157
10	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	167
11	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	183
12	一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	197

第1章 包括外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

「外郭団体の財務に関する事務の執行について」

III 事件を選定した理由

外郭団体は、地方公共団体が提供すべきサービスを代替もしくは補完する役割を担うために設立され、これまで福祉の増進及び産業・文化の振興等に貢献してきた。

しかし、尼崎市（以下、「市」という。）の外郭団体を取巻く経営環境は、指定管理制度の創設や市場化テストなど民間事業者との競合といった経営課題が生じることとなり、また、平成 16 年度当時において市の財政状況は継続して厳しくなることが予想されることとなった。

そのため、市は平成 19 年 1 月に「外郭団体の統廃合及び経営改善について－外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針－」（以下、「取組方針」という。）を策定し、外郭団体の統廃合、指定管理者の選定方針の策定、補助金・委託料の削減、減免措置の廃止等に関する基本方針を定め、外郭団体の自立的運営を図ってきたところである。

しかしながら、取組方針の策定及びその実行は、市の財政改革へ貢献したと考えられるものの、策定から 17 年が経過した現在においても、市から外郭団体への指定管理料、委託料及び補助金は多額に拠出されている状況にある。また、市より土地や建物の減免を受けているにも関わらず収支状況が継続して脆弱となっている団体や、市からの指定管理料及び補助金が収益の大部分を占める団体もある。

今後、高齢化及び人口減少が進み、市の税収が減少し、また社会保障費が増大していくことが想定され、外郭団体に対する財政的支援の縮減や民間にできることは民間に委ねることが一層進むと考えられる。

取組方針の策定から 17 年が経過しているため、市の所管課が外郭団体の自立的経営のために適切に監督を進めてきたか、また、事業の効果などの検証を含め外郭

団体の在り方を継続的に検討しているか、さらに、外郭団体が自立的経営のためにどのように取り組んでいるかについて、改めて検証することは、今後の市の健全な財政状況の確保のために有用であると考え。さらに、指定管理者となっている外郭団体に対しては指定管理に係る年次の点検評価が行われており、監査委員による定期的な監査の対象となっているが、外郭団体全般を対象にしたモニタリングは平成 21 年度の包括外部監査以降のテーマとして扱われていない。平成 21 年度の包括外部監査から 15 年が経過しているが、そこで指摘・意見されたことに対しどのように検討及び対応してきたかを確認することも、外郭団体の自立的経営の確保のために有用であると考え。

以上から、本年度の監査テーマとして、「外郭団体の財務に関する事務の執行について」を選定した。

IV 監査対象部局

監査の対象は、市の外郭団体と外郭団体に類する団体及びそれらの団体（V 以降は、両者を区分することなく「外郭団体」という。）を所管する主な部局課に加え、外郭団体が市から補助金の交付や委託契約等により多額の財政的支援を受けているため、当該事業を所管する部局課も対象とした。

外郭団体	関係部局課
公益財団法人尼崎市文化振興財団	・ 総合政策局協働部文化振興課 ※ ・ 総合政策局園田地域課
公益社団法人尼崎人権啓発協会	・ 総合政策局協働部ダイバーシティ推進課 ※ ・ 総合政策局協働部地域総合センター担当
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	・ 福祉局企画管理課 ※ ・ こども青少年局こども相談支援課 ・ 福祉局福祉部障害福祉課
公益財団法人尼崎健康医療財団	・ 保健局保健部保健企画課 ※
一般社団法人あまがさき観光局	・ 経済環境局経済部商業観光課 ※
公益財団法人尼崎環境財団	・ 経済環境局環境部資源循環課 ※ ・ 経済環境局環境部業務課 ・ 経済環境局環境部クリーンセンター
公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	・ 経済環境局経済部しごと支援課 ※ ・ 都市整備局土木部道路課

外郭団体	関係部局課
公益財団法人尼崎地域産業活性化機構	・ 経済環境局経済部商業観光課 ※
公益財団法人尼崎緑化公園協会	・ 都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当 ※
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	・ 教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課 ※ ・ 総合政策局中央地域振興センター中央地域課

外郭団体に類する団体	関係部局
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	・ 総合政策局協働部協働推進課 ※ ・ 福祉局福祉部高齢介護課 ・ 福祉局福祉部福祉課 ・ 福祉局福祉部重層的支援推進担当 ・ こども青少年局こども福祉課
一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	・ 経済環境局経済部産業政策課 ※

※ 外郭団体及び外郭団体に類する団体を所管する部局課

V 監査の対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて、令和4年度以前の各年度及び令和6年度についても対象とした。）。

VI 着眼点及び手続

1 監査の着眼点

- （1）外郭団体の事務の執行が、法令及び会計基準等に準拠して適切に実施されているか
- （2）市からの業務委託料及び補助金交付額が適切であるか
- （3）外郭団体の事務執行につき、透明性、公平性及び競争性が確保されているか
- （4）外郭団体が保有もしくは委託により運営している施設が、適切に管理されているか

- (5) 外郭団体の事業運営が継続して実施できるよう、自立に向けた取組や将来のあり方を検討しているか
- (6) 外郭団体が保有する施設利用者等の個人情報等を、適切に管理しているか
- (7) 市が外郭団体の事務の執行について、適切に監督しているか

2 実施した手続

- (1) 外郭団体の所管課に団体の監督に関する質問
- (2) 理事会及び評議員会議事録の閲覧
- (3) 事業報告書、決算書及び部門別損益等に関する質問、会計処理に関する証拠書類の閲覧
- (4) 契約事務及び補助金交付事務に関する質問、決裁文書、契約書及び収支報告等の閲覧
- (5) 法定点検等の結果に関する質問及び点検報告書の閲覧
- (6) 現金、備品及び個人情報の管理に関する質問及び現物確認

VII 監査対象の選定方法、監査の概要

1 監査対象の選定

監査の対象は、IV 監査対象部局に示した外郭団体としている。また、外郭団体の運営全般を監督する部局課に加え、団体への補助金交付事務を執行している部局課、団体に重要な事業を委託している部局課及び団体が運営している指定管理施設を所管する部局課についても、監査の対象とした。

なお、以下の外郭団体については、監査の対象としておらず、当該団体の運営全般を所管する部局課に対しては質問及び資料閲覧のみを行った。

外郭団体	関係部局	監査対象としなかった理由
尼崎交通事業振興株式会社	総合政策局政策部 都市政策課	市が株主であるが、市の保有する株式を民間企業に譲渡することとなっているため、監査対象から除外した。
一般財団法人尼崎市職員厚生会 ※	総務局人事管理部 給与課	市の職員より会費を徴収し、それを原資として職員の福利厚生のための事業を行う団体であることから、監査対象から除外した。
株式会社エーリック ※	経済環境局経済部	経営改善に取組み、主要事業である施設賃

外郭団体	関係部局	監査対象としなかった理由
	産業政策課	貸事業の稼働率も高水準となっていること、また、令和4年度の減資により累積損失が解消されていることから、監査対象から除外した。

※ 外郭団体に類する団体

2 監査の概要

外郭団体の現地調査の前に、外郭団体の所管課、補助金交付の事務を行っている所管課及び重要な業務委託等を行っている所管課に対する質問や補助金交付の決裁文書等の閲覧を実施した。

外郭団体の監査については、監査対象として選定した外郭団体への現地調査及び団体が指定管理者となっている公の施設への現地視察を行っている。現地調査に際しては、事前に入手した事業報告書、決算書、契約一覧等より質問事項及び現地にて閲覧する資料を特定し、現地にて質問及び関係書類を閲覧した。

VIII 監査の実施期間及び補助者

1 監査の実施期間

令和6年7月1日から令和7年1月17日まで

2 補助者

公認会計士	福井 剛
公認会計士	福井 茂
公認会計士	矢部 光識
公認会計士	岡村 新平
公認会計士試験合格者	成 耆文

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外郭団体の概要

I 外郭団体の概要

1 外郭団体の概要

(1) 外郭団体の定義

市において外郭団体の定義規定は設けていないが、市が関与する団体を以下のように区分している。

- ① 市が25%以上出資している団体
- ② 市が設立に関与した団体
- ③ 市政運営と団体の実施事業に密接な関連があり、かつ継続的に市の人的・財政的関与がある類似団体

その内、①または②に該当する団体を外郭団体、③に該当する団体を外郭団体に類する団体としている。

【地方自治法施行令】

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- 三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

【地方自治法】

(予算の執行に関する長の調査権等)

第221条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（２）外郭団体の形態

市の外郭団体の法人形態は、公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、社会福祉法人及び株式会社となっている。

外郭団体の法人形態には、他に地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（この３社を「地方三公社」という。）並びに地方独立行政法人があるが、現在、市が設立した地方三公社及び地方独立行政法人はない。

① 公益財団・社団法人及び一般財団・社団法人

市の外郭団体の多くは、設立当初は財団法人として設立されているが、平成20年の公益法人制度改革関連３法（公益法人制度改革関連法）施行以降に、公益財団法人に移行している。

公益法人制度改革では、従来、公益法人は許可制となっており、法人設立と法人の公益性の認定が一体として判断されていたが、「民による公益の増進」を目的として法人の設立と公益性の判断が分離されることとなった。当該改革により、登記のみで設立できる一般社団・財団法人の制度（社団・財団法人という名称は廃止）も創設され、公益目的事業を行う一般社団・財団法人は設立後に公益認定を受けることができることとし、公益認定を受けた一般社団・財団法人を公益社団・財団法人と呼ぶこととなった。

財団法人：特定の個人や企業から拠出された財産（基本財産）の集まりに法人格が付与されたもので、当該財産、運用益及び活動利潤を原資に運営する法人

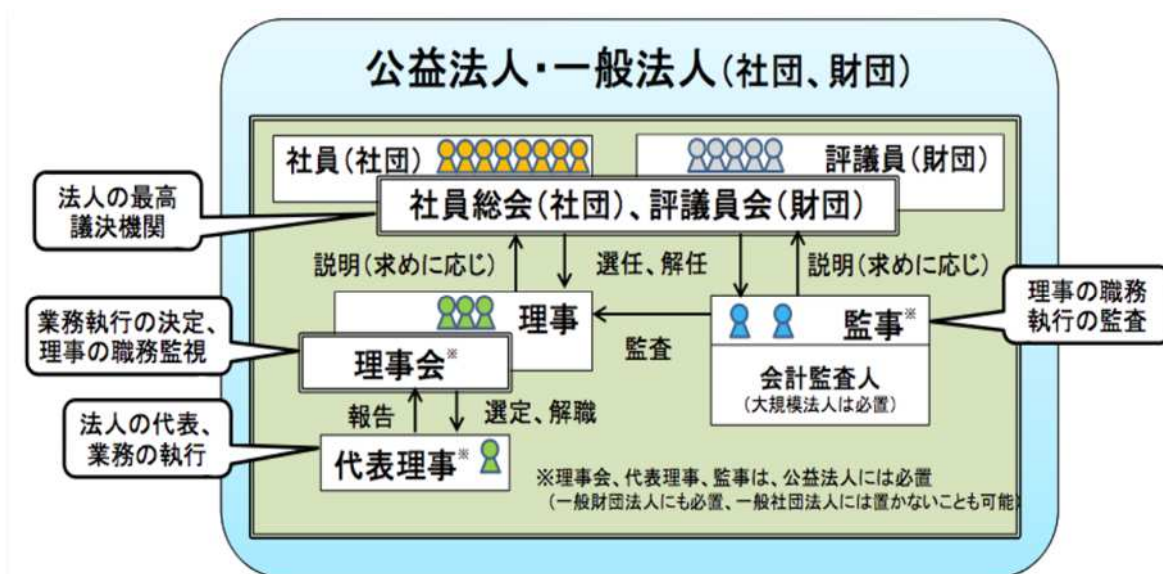
社団法人：一定の目的のもとに人（社員）が集まり、当該団体に法人格が付与されたもの。

【一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の違い】

比較事項	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
成立・認定の要件	設立の登記	公益法人認定法第5条の認定基準に適合すること。公益法人認定法第6条の欠格要件に該当しないこと。
実施できる事業	適法であれば制限なし	適法であれば制限なし。ただし、公益目的事業を費用で計って50%以上の比率で実施する必要あり。
遵守事項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律以下、「一般社団・財団法人法」という。）の規律のみ	一般社団・財団法人法の規律に加え、収支相償、公益目的事業比率50%以上、遊休財産規制、一定の財産の公益目的事業への使用・処分、理事等の報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧・行政庁への提出等。
監督	業務・運営全体についての一律的監督なし	行政庁(委員会)による報告徴収、立入検査、勧告・命令、認定の取消しあり。
税制	一部の一般社団・財団法人について収益事業のみに課税するなどの措置が定められている。	すべての公益社団・財団法人が特定公益増進法人となり、公益法人認定法上の公益目的事業は法人税法上の収益事業から除外され非課税となるなどの措置が定められている。

(出典：公益法人 information (HP))

【公益法人・一般法人（社団・財団）の経営組織】



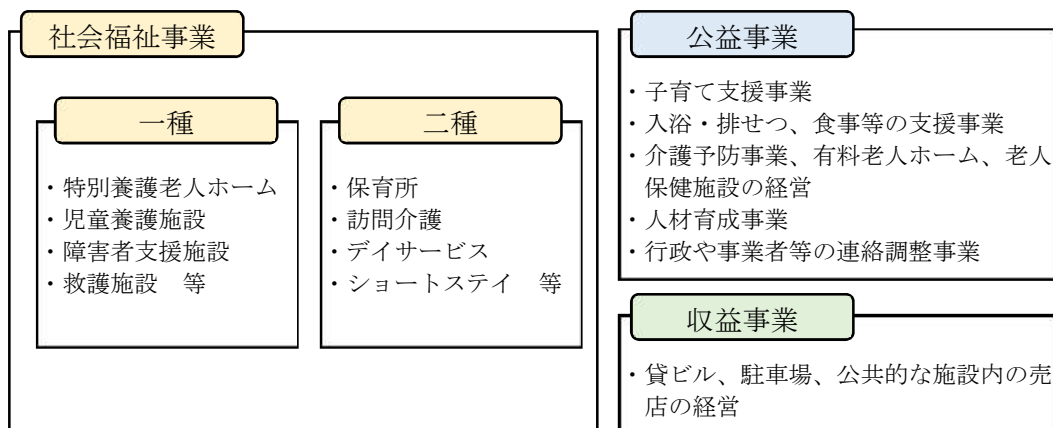
(出典：内閣府公表資料)

② 社会福祉法人

社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。社会福祉法人の設立には、所轄庁による認可が必要となる。また、社会福祉法人は、社会福祉事業の他、公益事業及び収益事業を行うことができる。

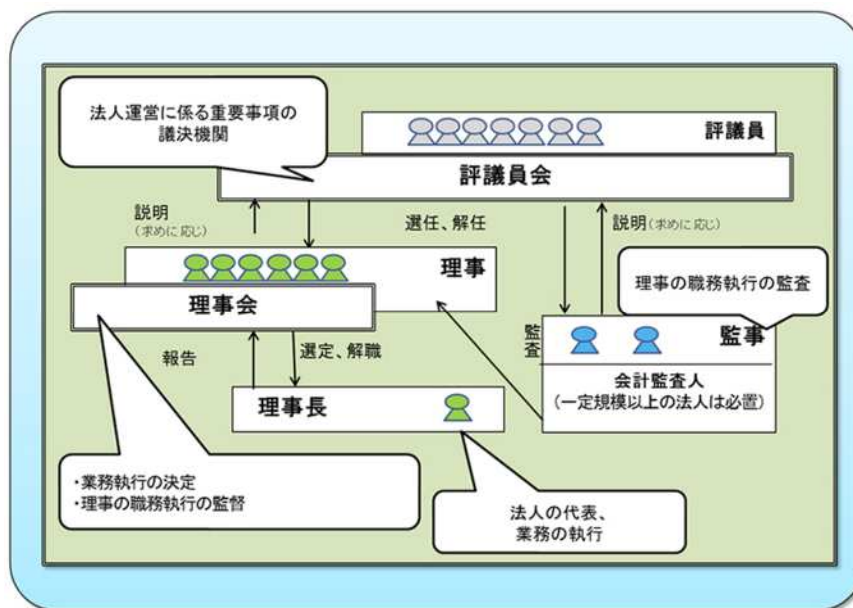
社会福祉法人の所轄庁は、原則として法人の主たる事務所が所在する都道府県とされており、法人が行う事業が法人の主たる事務所の所在する市の区域を越えない場合は当該市となる。

【社会福祉法人の事業】



(出典：厚生労働省 HP)

【社会福祉法人の経営組織】



(出典：厚生労働省 HP)

③ 株式会社

株式会社とは、株式という会社の持ち分を発行して資金を集め、その資金で経営を行う会社形態のことをいう。会社に出資したものを株主といい、株主は会社の利益の分配を受けるのみならず、株主総会にて議決権を行使して会社の経営に間接的に関与する権利を有している。

市には、外郭団体に準ずる団体に株式会社があるが、今年度の包括外部監査では監査対象としていない。

(3) 外郭団体の役割

外郭団体の役割は、福祉増進、文化・産業振興等に関する地方公共団体の目的を達成するため、地方公共団体の行う事業を代替または補完することにある。

専門団体のノウハウなどを活用することで、地方公共団体が直接事業を実施するよりも、効率的にサービスを提供できることが期待されている。

しかし、設立当初の目的を達成した団体があること、また、外郭団体のみならず、地方公共団体の財政が悪化することとなったため、外郭団体の必要性やあり方について検討する地方公共団体が多い状況である。

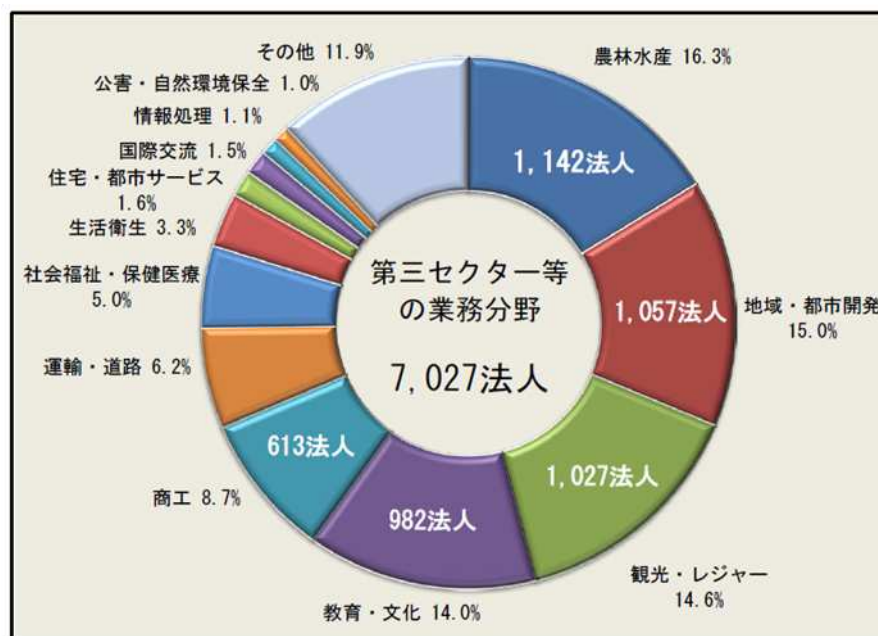
【全国の外郭団体数】

(単位：法人数)

区分	令和3年度調査 (A)	令和5年度調査 (B)	B-A
社団法人・財団法人	3,106	3,065	▲41
会社法法人	3,355	3,311	▲44
地方三公社	688	651	▲37
合計	7,149	7,027	▲122
(参考) 地方独立行政法人	150	160	+10

(出典：総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」)

【全国の外郭団体の業務分野】



(出典：総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」)

2 外郭団体の課題

外郭団体と地方公共団体は、密接な関係により地方公共団体の事業を推進してきたという特殊な関係にあることから、市のみならず他の地方公共団体においても以下のような課題があると考えられる。

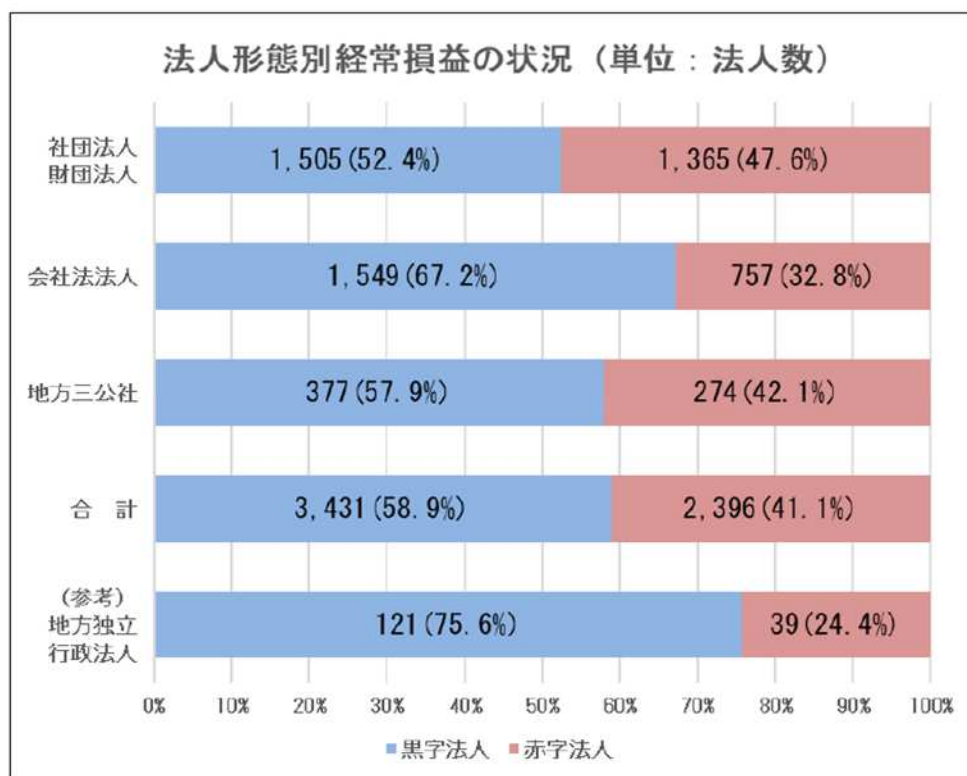
(1) 財政運営の悪化

外郭団体の多くは、設立当初に多額の国債等の金融商品や定期預金を保有しており、当該財産の高金利による運用益を運営の原資に充てていた。しかしな

がら、世界的な金融危機等から運用利率も減少することとなり、自己の努力による事業運営が求められるようになった。

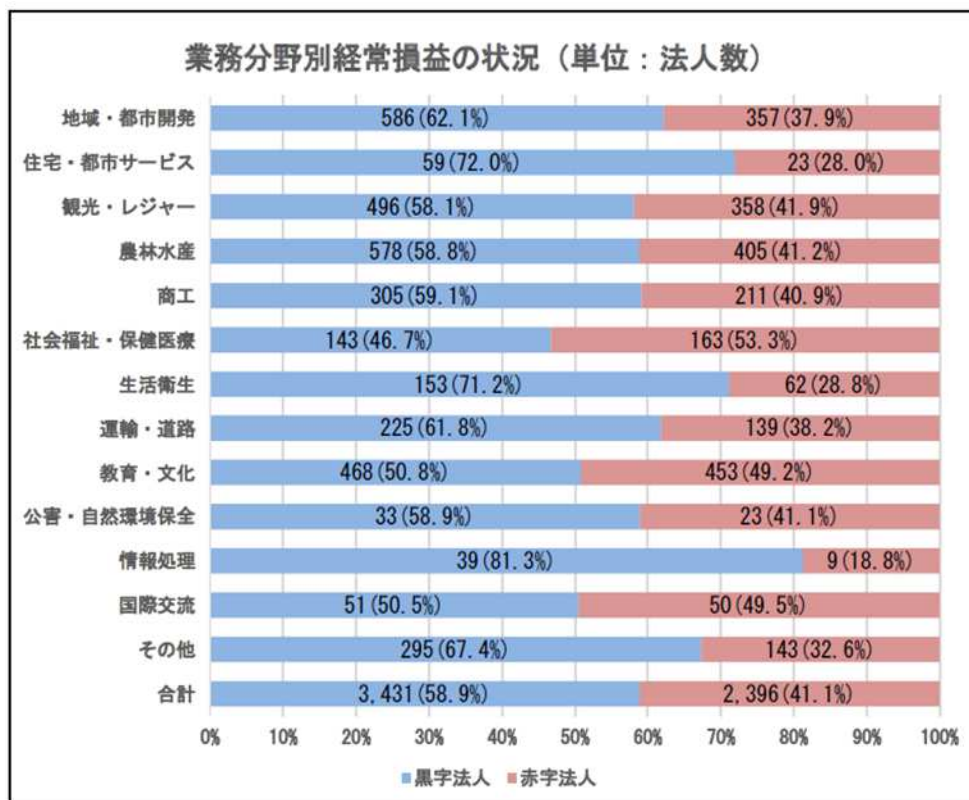
他方、地方公共団体においては、景気後退による税収の悪化や高度成長期に整備したインフラ及び公共施設の老朽化による大規模改修・更新等が必要となり、財政状況が厳しくなっていることが多い。また、少子高齢化の進展により、今後も地方税の減少及び扶助費の増加が見込まれており、地方公共団体から経営状況の悪化している外郭団体への支援に大きな期待を持つことが難しい状況となっている。

【全国の外郭団体の損益状況】



（出典：総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」）

【全国の外郭団体の損益状況】



（出典：総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果」）

（２）ガバナンスの形骸化

本来、外郭団体の所管課は、出資者または支援者として外郭団体が効率的に運営できるよう、また、存続できるように監督する役割を有している。

しかし、所管課においても、職員が法人経営のノウハウを有しているわけでもなく、また、役員や重要な職位には地方公共団体のOBが就任していることも多く、所管課が有効な監督機能を発揮することを期待することは難しい。この役員の経営ノウハウ不足は、外郭団体内部での理事会や取締役会の形骸化にもつながる恐れがある。

好景気時には効率的な運営を重視せずとも、事業運営を続けることができたため、明確な監督の基準・手法や今後のあり方に関する検討機会を設けていない地方公共団体が多い。このことから、地方公共団体による十分な監督が行われず、結果として経営環境の変化に機動的に対応することができていない外郭団体があると考えられる。

(3) 地方公共団体への依存

外郭団体の中には、地方公共団体からの随意契約による業務受託、補助金交付及び非公募による指定管理業務の受託が重要な部分を占める団体が多くある。

これまで、民間事業者との競争により収益を獲得したものではないため、環境の変化により業務受託等にプロポーザル等の専門性や独創性が重視される契約方式が採用される場合、民間事業者と競争できず、団体存続の危機をもたらすことがありうる。

II 外郭団体と市の関係

1 市による外郭団体支援の考え方

外郭団体は、市が行うべき事業を代替もしくは補完する団体であることから、市は外郭団体の運営を支援している。

市の外郭団体への支援には、財政的支援と人的支援がある。当該支援の関与度合いを基準として、外郭団体との関わり方を分類し、その分類に応じた支援を行っている。

外郭団体の分類については、以下のとおりである。

【分類について】

分類	団体の性格、市との関係性
I	市と一体的あるいは市に代わって、市の政策を推進していく団体
II	市の一定関与のもと、市の政策を推進していく団体
III	市と連携・協力しながら、公益的事業を推進していく団体
IV	団体の計画的な廃止方針のもと、一定の支援を行う団体
V	団体の設立主体が本市以外（国・県等）の団体等

【外郭団体の分類】

外郭団体（11 団体）

団体名	分類
公益財団法人尼崎市文化振興財団	I
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	I
一般社団法人あまがさき観光局	I
公益財団法人尼崎市環境財団	I
公益財団法人尼崎地域産業活性化機構	I
公益財団法人尼崎緑化公園協会	I
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	I
公益社団法人尼崎人権啓発協会	II
公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	II
公益財団法人尼崎健康医療財団	III
尼崎市交通事業振興株式会社	IV

外郭団体に類する団体（４団体）

団体名	分類
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	I
一般財団法人尼崎市職員厚生会	II
一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所	II
株式会社エーリック	III

2 財政的支援

外郭団体への財政的な支援は、地方公共団体から外郭団体に資金が支出されるものや、業務委託の優先的発注及び補助金の交付等、以下のようなものがある。その内、市が外郭団体に行っているものには下線を付している。

財政的支援	・ <u>運営費・事業実施に関する補助金交付</u> ・ <u>施設整備のための補助金交付</u> ・ <u>人件費補助</u> ・ <u>随意契約による業務委託</u> ・ <u>非公募により指定管理者に選任</u> ・ 無利子もしくは低利子による貸し付け ・ 金融機関からの借入金利子補給 ・ <u>所有財産の無償または減免による賃貸</u> 等
-------	---

（１）随意契約による業務委託

① 契約事務

地方公共団体及び外郭団体は、住民福祉の向上のために各種の施策を策定し、事務を執行していくことが求められている。

しかし、地方公共団体の担うべき役割は多岐・多数に及ぶこと、特殊な技能や技術が求められる事項もあることから、地方公共団体の職員のみでの遂行は不可能であり、外部事業者等を活用することにより進めていくことが不可欠となる。

地方公共団体による外部事業者等の活用は、私法上の契約という法律行為により行われる。しかし、地方公共団体から外部事業者に支払われる契約の対価は、財源が国民の納めた税金や施設利用料金等を基礎とし、公共の利益を守る観点から、契約締結には一定の制限や形式が求められることになる。

この制限や形式は、地方自治法や地方公共団体が制定する条例、規則の法令等に規定されている。

外郭団体は、独立採算を基本理念とするものの、公共の利益を守る存在であることから、地方公共団体と同様の契約事務のルールを定め、事務を執行している。

i. 契約の対象となる取引

地方公共団体及び外郭団体の運営を効果的・効率的に進めるために、外部事業者を活用する契約は、概ね以下のようなものがある。

契約項目	対象業務
業務委託契約	機器・設備の保守、設備の設計、清掃、各種の調査業務、保管、運送、各種業務のアドバイザリー等
工事請負契約	インフラ設備及び公の施設の建設・改修・更新等
物品等調達契約	消耗品や備品等の購入・売却、情報システムの導入等
不動産売買契約	不動産の購入・売却
不動産賃貸借契約	不動産の賃貸借

いずれの契約も多岐に及び、外郭団体においても職員の人件費や光熱水費（動力費）を除けば、支出の大部分を占めることになる。

ii. 契約の方法

契約の対価である支出の財源は、市民の税金や施設利用料金等が基礎となっていることから、契約の対象となる業務には、発注の必要性があること、発注先の選定が公平であること、契約事務の透明性が図られるものであることが求められる。また、競争性が図られることが必要となっている。

契約には、主として以下の方式があり、業務の内容や金額に応じてどの契約方法を採用するかを決定する。

【一般競争入札による発注先の決定】

発注する業務の内容、工事の概要、参加者の経営基盤や技術力等の要件等を公示し、入札への参加を希望する者を広く募って競争させ、地方公共団体に最も有利な条件を提示した者との間で契約を締結する方法をいう。

この契約方法は、地方公共団体が契約を行う際に採用する原則的な契約方法となっている。

メリット	・ 多くの民間事業者に公平な参加機会が与えられる。 ・ 業者選定の過程の透明性・公正性が確保できる。 ・ 価格の競争性が確保できる
デメリット	・ 入札公告、資格審査等の事務量が膨大となり、時間を要する。 ・ 事業継続性に疑義のある民間事業者や不誠実な者等が参加する可能性があり、結果として市民に十分なサービスを提供できない可能性がある。そのため、参加要件を設定し、制限付一般競争入札として発注することが一般的である。

地方公共団体では、この一般競争入札が原則的な契約方法であるものの、発注金額が多額でないこと、また、契約事務の機動性が望まれることから、外郭団体では複数事業者による見積合わせにて発注先を決定していることが多い。

【見積合わせによる発注先の決定】

見積合わせによる発注とは、特定多数の中から、資力、信用、技術力、地域的条件等の基準を満たす複数の者を選択し、その者から見積書を徴求し、最も有利な条件を提示した者との間で契約を締結する方法をいう。

メリット	・ 信頼できる業者の選定が可能となり、質の高い成果物を確保し得る。 ・ 一般競争入札よりも事務の簡素化を図ることができ、発注から契約までの期間が短い。 ・ 随意契約よりも特定の者に受注が偏ることを排除できる。
デメリット	・ 見積書の徴求が一方的であるため、発注者と受注者の対等の関係維持が困難となる可能性がある。

【随意契約】

地方公共団体が契約の相手方を選定する場合、見積合わせのような競争によらないで、任意に特定の相手方を1者選択し、その者を相手方として契約を締結する方法を随意契約という。

メリット	・ 手続が簡便であるため、迅速な対応が可能となる。 ・ 担当者の主観により信頼できる者を業者として選定できる。
デメリット	・ 競争性が確保できないため、入札に比べ割高な金額により契約し、支出する可能性がある。 ・ 発注先の決定について、担当者の恣意性に委ねられる可能性がある。 ・ 多くの受注者の契約獲得機会を阻害する可能性がある。

随意契約については、特定の者を選定する手続であるため、客観的には競争の原理が働かず、透明性及び公平性が図られない可能性があることから、地方自治法施行令第167条の2にて採用できる場合の条件が9つ規定されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項	随意契約が適用可能な場合
第1号	予定価格が少額の場合
第2号	性質又は目的が競争入札に適しない場合
第3号	障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合
第4号	新商品として生産される物品を買い入れる場合又は新役務の提供を受ける場合
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができない場合
第6号	競争入札に付することが不利と認められる場合
第7号	時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合
第8号	競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
第9号	落札者が契約を締結しない場合

地方公共団体及び外郭団体の契約事務の執行に関する監査委員及び包括

外部監査で不備が指摘されているものの多くが、表中にある地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約であり、同号の締結の理由が合理的でないと指摘されている。

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号】

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

特殊な技術を必要とする工事や、特殊な物品であり納入業者が他にない等、契約の性質又は目的が特殊であるため特定の事業者しか契約を履行することができない場合もある。そのため、特定の者を選定して契約を締結することが例外的に認められたものである。

同号の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務等で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。したがって、その唯一性について十分に検討することが必要になる。

特殊機器・設備の改修(修繕)及び保守を発注する場合によく採用される契約方式であるが、客観的には過程が不透明であるため、2 号随意契約を採用した理由が合理的であることを説明できるようにしておく必要がある。

② 市から外郭団体への随意契約による業務委託

市から外郭団体への業務委託件数及び金額は大きなものとなっており、令和 5 年度はそれぞれ約 120 件及び約 16 億円となっている。その内、ほぼすべての金額及び件数が随意契約での発注となっており、各団体の収入の重要な部分を占めることが多い。

近年、高齢者福祉や障害者福祉を担う社会福祉法人、NPO 法人及び起業支援や施設運営等を担うその他の法人も市内には数多く存在していると考ええる。市が外郭団体に発注している業務の中には、これら社会福祉法人等の団体が受注し、業務を遂行できると考えられる業務も多数ある。そのため、市は外郭団体に随意契約により業務委託をすることの合理性を、市民及び市内法人等により積極的に説明し、理解を得られるようにしておく必要がある。

一方で、外郭団体には、地域団体を母体として設立された団体があること、また、事業を効率的かつ効果的に遂行するために市が設立した団体もあることから、市には外郭団体を存続させる責任もある。

今後、少子高齢化社会の進展に伴い、市が外郭団体の支援を続けることが難しくなることが予想される。外郭団体を所管する市は、外郭団体を存続させるため、外郭団体が自立的に運営できる団体となるような支援のあり方の見直しが必要である。

（令和３年度から令和５年度の市から外郭団体への委託金額については、33 頁「（４）財政的支援の状況」に掲載している。）

（２）補助金

補助金とは、地方自治法第 232 の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、申請した者に対し交付するものである。

市においては、「財務会計事務の手引き」にて補助金等は以下のとおり定義されている。

特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの（法令に基づくものと、地方公共団体の単独で奨励的に支出するものがある）。

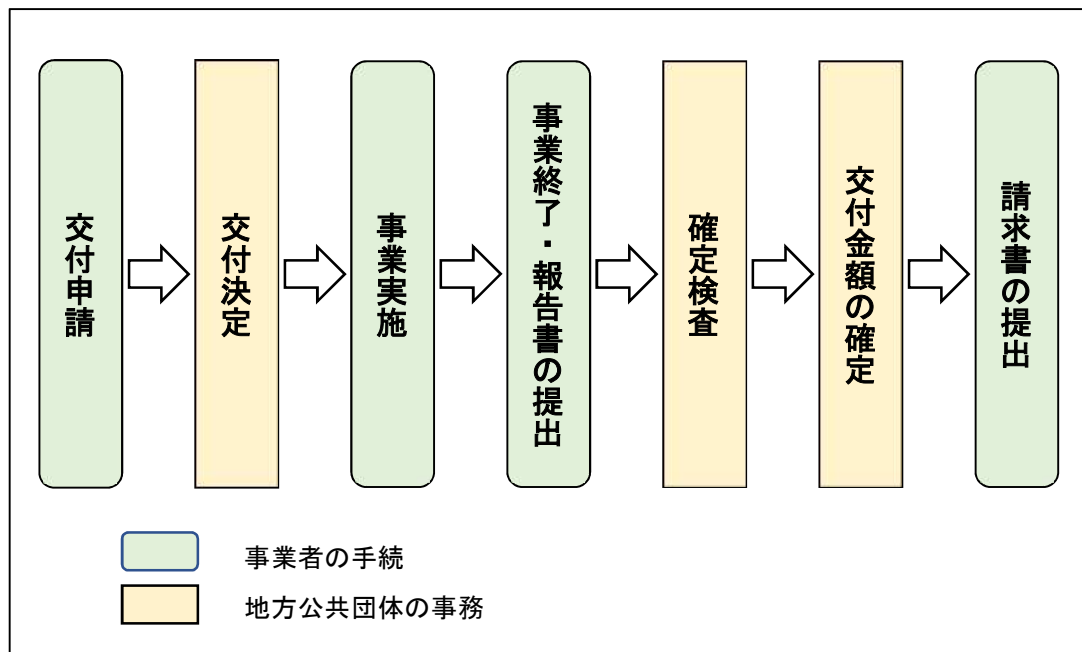
補助金は、交付する目的に応じて主に以下のように分類される。

種類	内容
運営費補助金	団体等の設立に積極的に関与を行う場合や、他の団体等による事業実施の見込みが無く、特に公益性の高い事業を実施しようとする団体等が設立される際、その設立及び初期の運営に際して一定の補助が必要と判断される場合にその運営に係る費用の一部を補助するもの。
事業補助金	団体等が実施する事業について公益性が認められ、当該事業を実施していくに際して財政的支援が必要とされる場合に実施する補助。
人件費補助金	公益性を有する事業を実施する団体の職員給与の負担を軽減するために交付されるもの。
施設整備補助金	団体が公益性を有する施設を整備するに際して、整備にかかる資金負担を軽減することを目的として交付されるもの。

① 補助金事務の執行

一般的に、補助金の事務執行については、補助金要綱で定められており、以下のような手順となる。

【補助金の流れ】



補助金要綱には、上記の手順に関する定めのほか、補助金の目的、補助対象事業内容、補助対象経費及び終期等が定められている。

地方公共団体は、事業者の行う補助金対象事業が交付目的に沿うものかを確認し、予算の範囲内で交付することを決定する。また、事業終了時に事業者から事業実施に関する報告及び収支報告の提出を受け、事業が遂行されたか、補助金の使途が補助金要綱に定めたものであるかを審査し、最終的に補助金交付額を決定する。

補助金交付制度は、福祉の向上や産業振興などの行政目的を推進する有効な手段として、これまで重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、外郭団体への補助金は補助の長期化による既得権化や補助金が外郭団体に長期にわたり交付されることで、団体運営の補助金への依存が大きくなり、団体の自立する力が醸成されないことが懸念される。また、補助金はその財源が公金であるため、交付に関する目標を定め、その達成度を評価する必要があるが、外郭団体の存続を主目的とした交付となっており、補助金交付の目標設定や評価が適切に行われていない可能性があることが懸

念される。

② 市から外郭団体への補助金交付

市から外郭団体への補助金交付額は多額となっており、令和5年度の人件費補助金の交付は12団体で約4億円、事業補助金は9団体で約5億5,000万円となっている。

人件費補助金か事業補助金かを問わず、公金の交付である以上、交付に関する効果検証が必要である。事業補助金の評価に関しては、市が行っている事業評価に包含されると考えられるが、人件費補助に特化した効果検証は行われていない。人件費補助金は、団体固有職員の人件費も交付対象となっているものもあるが、主として市のOB職員の役員報酬及び給与が対象となっている。

先述の市から外郭団体への委託業務の箇所述べたが、民間事業者でも遂行できると考えられる事業を外郭団体に随意契約により委託している。そのような状況で市OB職員の人件費や事業実施にかかる経費に対して補助金が交付されることは、外観上民間事業者との公平が図られないように見受けられる。そのため、市は外郭団体に補助金を交付することの合理性を、市民及び市内法人に対して明確にするとともに、人件費補助金及び事業費補助金の種類を問わず、交付に関する効果を検証することが課題と考えられる。

(令和3年度から令和5年度の市から外郭団体への補助金交付額については、33頁「(4) 財政的支援の状況」に掲載している。)

(3) 非公募による指定管理者の選任

① 指定管理者制度

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正によって、これまでの公の施設管理委託に代わる新たな管理運営制度として創設されたものである。

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する事業者が地方公共団体に代わって公の施設の管理を代行させ、民間事業者のノウハウを活用することで多様化する市民ニーズへの効率的かつ効果的な対応を図り、市民サービスの向上及び行政コストの削減を図ることを目的としている。

(参考) 公の施設例

区分	施設例
レクリエーション・スポーツ施設	体育館、武道場等、競技場(野球場、テニスコート等)、プール、海水浴場、宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)、休養施設(公衆浴場、海・山の家等)、キャンプ場、学校施設(照明管理、一部開放等) 等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設 等
基盤施設	公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設(漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等)、霊園、斎場 等
文教施設	図書館、博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所(青少年の家を含む) 等
社会福祉施設	病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園 等

(総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」より作成)

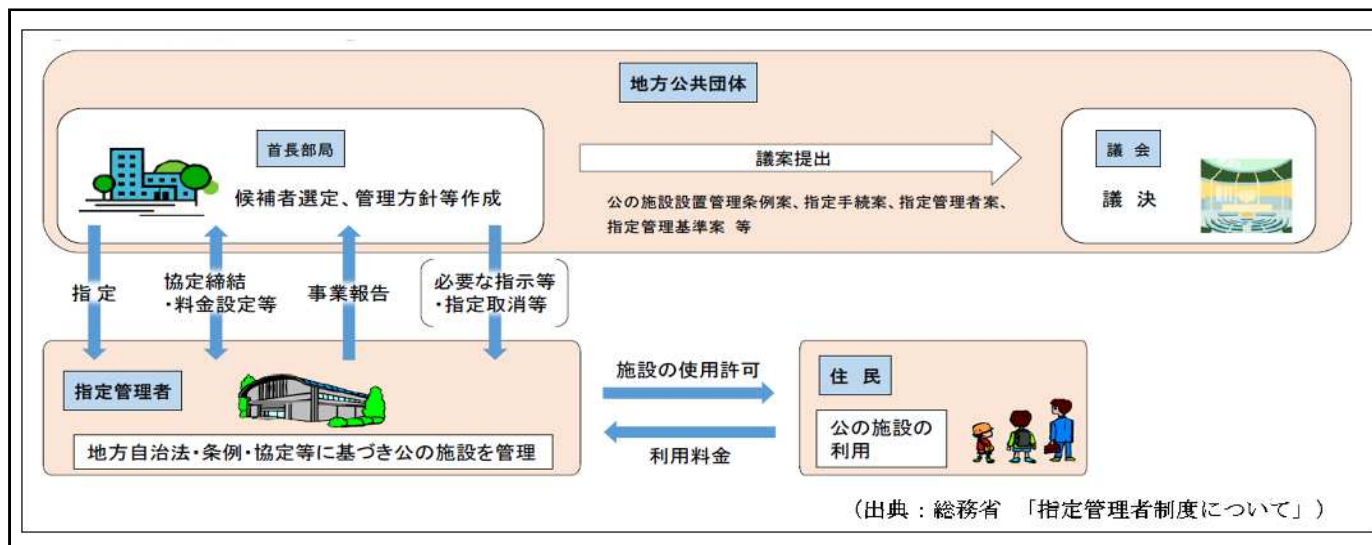
指定管理者制度の導入は、設置管理に関する条例を設け、指定の手続や管理の基準を定める。指定管理者の選定については、公募もしくは非公募により事業者を募り、指定管理者選定委員の審議を経た後、議会の議決により指定管理者が指定される。

指定管理者が決定されると、指定管理者と地方公共団体が管理方法や事業に関する報告方法等に関する協定(基本協定及び年度協定)を締結し、指定管理業務が開始される。

指定管理者は、協定期間中は地方公共団体の監督を受けることとなり、月次にて活動に関する報告をするとともに、年度末に事業報告書(実施した業務に関する報告及び収支に関する報告等)を地方公共団体に提出する。

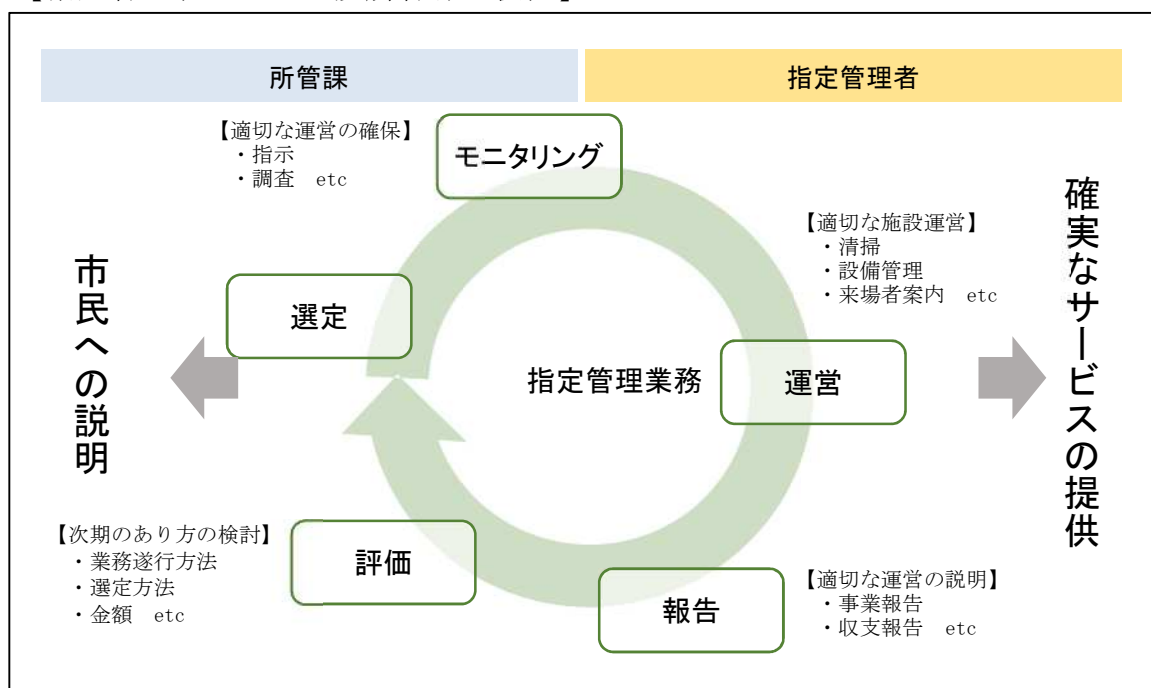
地方公共団体は、指定管理者による施設運営の状況を実地にて確認するとともに、年度末に事業報告を検査し、指定管理料の支払いもしくは精算を行う。

【指定管理者制度のイメージ】



(出典：総務省「指定管理者制度について」)

【指定管理者と公の施設所管課の役割】



公の施設は、特定の目的で設置されたものであり、また指定管理者制度が導入された趣旨は、多様化する市民ニーズへの効率的かつ効果的な対応を図ることにある。そこで、指定管理者には公の施設にて指定管理業務とは別に、設置目的に沿う事業（自主事業）の実施が認められている。

【指定管理業務と自主事業の違い】

	指定管理業務	自主事業
内容	設置管理条例等で「指定管理者が行う業務の範囲」として規定するもの	設置管理条例等で定める施設の設置目的に合致するもの
位置づけ	市の事業	指定管理者が一民間団体（施設利用者）として行うもの
財源	指定管理料（委託料）に限る	指定管理料（委託料）以外
使用料等	不要	施設利用料や行政財産使用に係る使用料及び光熱水費等が発生する場合は、その負担が必要
収入	公金	指定管理者が一民間団体として得るべきもの
収益性	伴っても良い	伴っても良い

（出典：「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」）

② 市から外郭団体への公の施設管理者指定

市の指定管理施設は、以下のとおりとなっている。なお、下記表の二重下線のある施設は、非公募により外郭団体を指定管理者として指定した公の施設を指し、下線のある施設は公募により外郭団体が指定管理者として指定された公の施設を表す。

【市の指定管理者制度導入済施設】

区分	施設例
レクリエーション・スポーツ施設 (競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール)	・ <u>青少年体育道場</u> ・ 尼崎城址公園 ・ 中央公園 ・ 庄下川東広場 ・ <u>記念公園</u> ・ 有料公園（橋・西向島・猪名川・魚つり） ・ 魚釣施設（駐車場含む） ・ <u>社会体育施設（地区体育館・屋内プール）</u>

区分	施設例
基盤施設 （駐車場、公園、水道施設、 下水道施設）	・ <u>弥生ヶ丘斎場</u> ・ <u>尼崎市墓園</u> ・ 市営住宅（北部地域） ・ 市営住宅（南部地域） ・ 阪神尼崎駅周辺公共施設（自動車駐車場、自転車駐車場） ・ 阪神尼崎駅前駐車場 ・ 城内地区駐車場 ・ <u>自転車駐車場（JR 立花駅、JR 阪急武庫之荘駅）</u>
文教施設 （市民会館、文化会館、博物 館、美術館、自然の家）	・ 尼崎市立中央北生涯学習プラザ ・ <u>尼崎市立中央南生涯学習プラザ</u> ・ 尼崎市立小田北・南生涯学習プラザ ・ 尼崎市立大庄北・南生涯学習プラザ ・ 尼崎市立立花北・南生涯学習プラザ ・ 尼崎市立武庫東・西生涯学習プラザ ・ <u>尼崎市立園田東・西生涯学習プラザ</u> ・ 園田東会館 ・ 女性・勤労婦人センター ・ 尼崎市立地域総合センター上ノ島 ・ 尼崎市立地域総合センター神崎 ・ 尼崎市立地域総合センター水堂本館及び分館 ・ 尼崎市立地域総合センター今北 ・ <u>尼崎市立地域総合センター南武庫之荘</u> ・ 尼崎市立地域総合センター塚口 ・ 美方高原自然の家 ・ <u>青少年いこいの家</u> ・ 北図書館

区分	施設例
社会福祉施設 (病院、老人福祉センター)	・ <u>総合老人福祉センター</u> ・ <u>老人福祉センター（鶴の巣園、千代木園、福喜園、ワークセンター和楽園）</u> ・ <u>あこや学園</u> ・ <u>たじかの園</u> ・ <u>身体障害者デイサービスセンター</u> ・ <u>身体障害者福祉センター</u> ・ 身体障害者福祉会館 ・ <u>尼崎学園</u> ・ すこやかプラザ ・ ユース交流センター

指定管理者制度の導入の目的は、民間ノウハウを活用し、市民の多様化したニーズに沿うサービスを提供することにある。この制度の趣旨に鑑みれば、広く公募により指定管理者を募ることが原則となり、住民満足度を高める観点からは指定管理者が定期的に交代することも本来あるべき姿であると考え

る。

市では、多くの公の施設で指定管理者を公募により選定しているが、上記表からも分かるように、同様の施設であっても公募となっている施設と非公募で外郭団体が指定管理者となっている施設がある。このことは、現在非公募で外郭団体を指定管理者としている公の施設も、公募により指定管理者を募ることが可能であることの証左にはかならない。

市は、設立経緯やこれまでの実績があることを理由に非公募により外郭団体を指定管理者として選定した旨を市のホームページにて公表している。しかし、外郭団体を非公募により指定管理者に選定することは指定管理者制度の趣旨からは例外のことであるため、外郭団体の設立経緯や実績があることを説明するのみでは不十分であり、「これまでにない」市民が満足するようなサービスがどのように提供されるのかについても説明する必要があると考える。

(4) 財政的支援の状況

市が外郭団体に対して行っている令和5年度の財政的な支援は、以下のとおりとなっている。なお、下記表中の金額は、市が公表している「尼崎市の外郭団体等の概要」に記載されているものであり、千円単位で合計している。

・補助金交付額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
尼崎市文化振興財団	261,450 千円	282,785 千円	271,784 千円
尼崎人権啓発協会	34,923 千円	39,219 千円	38,752 千円
尼崎市社会福祉事業団	17,396 千円	11,639 千円	11,180 千円
尼崎健康医療財団	270,478 千円	183,138 千円	150,164 千円
あまがさき観光局	81,438 千円	72,428 千円	52,966 千円
尼崎環境財団	7,704 千円	7,644 千円	7,655 千円
尼崎市シルバー人材センター	41,185 千円	42,871 千円	42,635 千円
尼崎地域産業活性化機構	28,637 千円	29,278 千円	29,240 千円
尼崎緑化公園協会	11,433 千円	11,379 千円	11,399 千円
尼崎市スポーツ振興事業団	8,591 千円	17,359 千円	8,596 千円
尼崎市社会福祉協議会	347,357 千円	400,085 千円	272,335 千円
近畿高エネルギー加工技術研究所	62,875 千円	61,903 千円	46,590 千円
合計	1,173,467 千円	1,159,728 千円	943,296 千円

・委託料（下段数値は、委託料に含まれる指定管理料）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
尼崎市文化振興財団	100,722 千円 (44,353 千円)	108,292 千円 (49,422 千円)	77,011 千円 (50,234 千円)
尼崎人権啓発協会	48,538 千円 (45,102 千円)	45,319 千円 (45,319 千円)	45,218 千円 (45,218 千円)
尼崎市社会福祉事業団	704,823 千円 (666,339 千円)	718,303 千円 (679,268 千円)	729,653 千円 (685,106 千円)
尼崎健康医療財団	176,304 千円	180,012 千円	174,806 千円
あまがさき観光局	一千円	10,676 千円	6,760 千円
尼崎環境財団	469,096 千円 (213,720 千円)	495,817 千円 (240,441 千円)	489,898 千円 (234,544 千円)

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
尼崎市シルバー人材センター	572,108 千円 (239,184 千円)	592,092 千円 (225,116 千円)	594,047 千円 (224,208 千円)
尼崎地域産業活性化機構	103,281 千円	59,892 千円	50,271 千円
尼崎緑化公園協会	416,822 千円	423,304 千円	348,263 千円
尼崎市スポーツ振興事業団	604,758 千円 (556,280 千円)	542,073 千円 (498,779 千円)	585,417 千円 (538,985 千円)
尼崎市社会福祉協議会	410,370 千円 (193,037 千円)	451,576 千円 (201,619 千円)	495,258 千円 (201,619 千円)
近畿高エネルギー加工技術研究所	1,900 千円	7,000 千円	2,500 千円
合計	3,608,722 千円 (1,958,015 千円)	3,634,356 千円 (1,939,964 千円)	3,599,102 千円 (1,979,914 千円)

外郭団体への財政的支援は、他の地方公共団体でも多額となっており、各団体の収益の大部分を占めることが多い。

参考として、下記に兵庫県下の中核市の外郭団体の経常収益、所管地方公共団体からの補助金収入及び委託料収入の状況を示すが、各団体は、所管する地方公共団体の支援に大きく依存していることがうかがえる。

なお、下記表は総務省が公表する令和５年度の「第三セクター等の状況に関する調査」における集計を調整したものであり、外郭団体がすべて開示されていない。また、委託料収入には、指定管理料が含まれている。

(参考) 兵庫県下の中核市の経常収益、補助金収入及び委託料収入
【尼崎市】

(単位：千円)

法人分類	法人名	業務概要	指定 管理者	施設名	損益計算書・正味財産増減計算書				
					経常収益	①うち報告地方公共団体からの補助金収入	②うち報告地方公共団体からの委託料収入	①+②	収入に占める市への依存度
一般財団法人	尼崎健康医療財団	健康診断、運動教室、休日夜間急病診療、看護専門学校の運営等			2,794,904	183,138	180,012	363,150	13.0%
一般財団法人	尼崎環境財団	し尿収集、斎場・墓園管理運営等業務	該当	弥生ケ丘斎場、墓園	523,926	7,644	495,817	503,461	96.1%
一般財団法人	尼崎市文化振興財団	尼崎市総合文化センター管理運営等事業	該当	尼崎市立園田東・西生涯学習プラザ	718,971	282,785	108,292	391,077	54.4%
一般財団法人	尼崎市スポーツ振興事業団	社会体育施設の管理運営等業務	該当	尼崎市記念公園等	1,075,937	17,359	542,073	559,432	52.0%
一般財団法人	尼崎緑化公園協会	公園緑地等における緑化推進のための普及啓発及び利用促進			544,091	11,379	423,304	434,683	79.9%
株式会社	尼崎都市開発	市街地再開発事業の建築物の管理等業務等			208,410	0	6,226	6,226	3.0%
株式会社	尼崎交通事業振興	市内乗合バス事業等業務			632,229	0	0	0	0.0%
土地開発公社	尼崎市土地開発公社	土地の取得、造成、処分			488,336	0	0	0	0.0%
株式会社	エーリック	事業を営む法人又は個人に対する投資、融資の斡旋、コンサルタント			359,299	0	1,456	1,456	0.4%
一般財団法人	尼崎地域産業活性化機構	地域及び産業活性化の調査研究、受託事業、勤労者福祉共済事業等			266,047	29,278	59,892	89,170	33.5%
一般財団法人	近畿高エネルギー加工技術研究所	加工技術の調査・研究・開発			117,681	61,966	7,000	68,966	58.6%
一般社団法人	あまがさき観光局	観光地域づくり戦略の企画立案や実施、観光プロモーションの実施、物産振興に資する事業等			104,409	72,428	10,676	83,104	79.6%
合計					7,834,240	665,977	1,834,748	2,500,725	31.9%

【姫路市】

(単位：千円)

法人分類	法人名	業務概要	指定 管理者	施設名	損益計算書・正味財産増減計算書				
					経常収益	①うち報告地方公共団体からの補助金収入	②うち報告地方公共団体からの委託料収入	①+②	収入に占める市への依存度
一般財団法人	姫路市救急医療協会	姫路市休日・夜間急病センターの管理運営事業	該当	姫路市休日・夜間急病センター	854,530	0	854,232	854,232	100.0%
一般財団法人	姫路市中小企業共済センター	中小企業勤労者等の生涯にわたる総合的な福祉事業を行う			1,210,802	63,298	0	63,298	5.2%
一般財団法人	姫路市文化国際交流財団	文化振興事業、国際交流事業、ホール等施設管理、博物館の企画展示	該当	姫路キャスパホール	513,698	264,831	174,693	439,524	85.6%
一般財団法人	姫路・西はりま地場産業センター	姫路・西播磨地域の地場産業振興			102,825	5,353	897	6,250	6.1%
一般財団法人	姫路市まちづくり振興機構	駐車場、テナントビル、スポーツ施設、緑化施設、地区市民センター等の管理運営	該当	手柄山温室植物園、好古園、総合スポーツ会館、ウイंक体育館、市民会館、花の北市民広場 等	1,922,719	0	1,095,021	1,095,021	57.0%
株式会社	姫路ウォーターフロント	パブリックゴルフ場の運営			302,440	0	0	0	0.0%
株式会社	アイシーエス姫路市ウエルフェア	コンピュータ販売			186,187	0	0	0	0.0%
株式会社	イーグレひめじ管理	再開発ビルの管理	該当	市民プラザ	189,538	0	25,565	25,565	13.5%
株式会社	姫路ポートセンター	貸室及び貸駐車場の管理			66,120	0	510	510	0.8%
株式会社	フェスタ	商業ビルの賃貸・管理			824,489	0	0	0	0.0%
一般財団法人	兵庫県身体障害者福祉協会	身体障害者の福祉			33,231	0	0	0	0.0%
合計					6,206,579	333,482	2,150,918	2,484,400	40.0%

【西宮市】

(単位：千円)

法人分類	法人名	業務概要	指定 管理者	施設名	損益計算書・正味財産増減計算書				
					経常収益	①うち報告地方公共団体からの補助金収入	②うち報告地方公共団体からの委託料収入	①+②	収入に占める市への依存度
一般財団法人	西宮市文化振興財団	地域住民の芸術、文化の鑑賞、振興、育成などに関する事業。文化施設の管理運営。	該当	西宮市民会館	272,121	50,595	208,420	259,015	95.2%
一般財団法人	西宮スポーツセンター	市民の各世代に応じたスポーツ振興事業・スポーツ施設の管理運営	該当	西宮市立中央体育館等	372,288	160	270,597	270,757	72.7%
一般財団法人	西宮市国際交流協会	国際交流に関する業務			27,250	20,252	0	20,252	74.3%
株式会社	西宮都市管理	再開発ビルの管理・不動産賃貸借・仲介業			400,462	0	0	0	0.0%
一般財団法人	西宮市都市整備公社	不動産賃貸、ホール・会議室等の貸館、駐車場の管理	該当	満池谷畜場	264,682	14,190	125,613	139,803	52.8%
土地開発公社	西宮市土地開発公社	公共用地の先行買収			482,227	0	19,707	19,707	4.1%
株式会社	さくらFM	超短波放送（FM）			89,375	0	59,221	59,221	66.3%
合計					1,908,405	85,197	683,558	768,755	40.3%

【明石市】

(単位：千円)

法人分類	法人名	業務概要	指定 管理者	施設名	損益計算書・正味財産増減計算書				
					経常収益	①うち報告地方公共団体からの補助金収入	②うち報告地方公共団体からの委託料収入	①+②	収入に占める市への依存度
一般財団法人	明石市産業振興財団	産業交流の促進に関する事業の実施など			18,046	0	16,677	16,677	92.4%
株式会社	明石地域振興開発	再開発ビル「アスピア明石」内の商業床・駐車場床の所有及び運営			920,578	0	0	0	0.0%
一般財団法人	こども財団	地域におけるこども食堂や地域活動団体など、こどもへの支援を行う団体に対し、運営支援や助成を行う。			1,107,963	103,119	973,950	1,077,069	97.2%
地方独立行政法人	明石市立市民病院	医療機関の運営及び管理			10,462,006	11,982	0	11,982	0.1%
合計					12,508,593	115,101	990,627	1,105,728	8.8%

3 人的支援

(1) 人的支援の内容

地方公共団体から外郭団体への人的な支援には、OB職員の役員就任や職員としての就職の斡旋や現職員の派遣がある。

OB職員の斡旋や現職員の派遣の効果は、地方公共団体と外郭団体が協力して市の施策を効率的に進めることができること、また、外郭団体にとっては昨今の人手不足という状況のなか、事業推進のための職員を確保できることにある。

なお、人的支援は、財政的支援と関連しており、地方公共団体からOB職員の就職を斡旋する場合、当該OB職員の人件費に対して補助金が交付されることが多い。また、現職の職員が外郭団体に派遣される場合は、派遣元の地方公共団体から職員に給与が支給されることが多い。

ＯＢ職員は、地方公共団体に在職した際に、会社運営全般に関する実績を積む機会がないにもかかわらず、外郭団体の役員に就任することから、外観上「天下り」と捉えられることがある。地方公共団体は、説明責任を果たす観点からＯＢ職員に関する明確な基準を設け、住民に十分に説明する必要がある。

（２）市から外郭団体への人的支援

市から外郭団体への人的支援は、団体の分類に応じてＯＢ職員の役員就任または就職の斡旋及び現職員の派遣を行っている。

【分類判定表】

人的支援要件 該当数	財政的支援要件 該当数	分類		支援方法				団体の性格、 市との関係性
				職員派遣		職員ＯＢ斡旋		
				派遣	給与 支給	斡旋	人件 費	
(要件) ①市の計画等の位置付け ②法、条例に規定 ③市からの出資（50%超）	(要件) ④委託業務 ⑤共同業務 ⑥補完・支援業務							
2 以上	1 以上	分類Ⅰ		○	○	○	○	市と一体的あるいは市に代わ って、市の政策を推進してい く団体
1	1 以上	分類Ⅱ		×	×	○	○	市の一定関与のもと、市の政 策を推進していく団体
0	—	分類Ⅲ		×	×	○	×	市と連携・協力しながら、公益 的事業を推進していく団体
—	—	分 類 Ⅳ	公益的法人	×	×	○	○	団体の計画的な廃止方針のも と、一定の支援を行う団体
			株式会社	×	×	○	×	
—	—	Ⅴ		○	×	○	×	団体の設立主体が本市以外 (国・県等)の団体等

※ 社会経済情勢の変化等により、市との政策的な関係性が薄れている団体については、派遣・斡旋等を行わない。

ＯＢ職員の斡旋については、毎年外郭団体から市の人事課にＯＢ職員の役員就任または採用の要望を提出し、市の人事課が退職を予定している職員と面談のうえ斡旋する者を決定する。その後、外郭団体が採用の決定を行うこととなっている。市のＯＢ職員は外郭団体等にて役員もしくは事務局長等の管理職に就任していることが多い。

市が斡旋したＯＢ職員を役員もしくは職員として外郭団体が採用する場合、市から人件費に対して補助金が交付される。

4 外郭団体との関係の見直し

平成 18 年当時における外郭団体を取り巻く経営環境は、指定管理者制度の創設及び公共サービス改革（市場化テスト：官民競争入札・民間競争入札を活用）など民間事業者との競合といった新たな経営課題が生じたこと、また、市の財政状況は、今後も厳しい状況で推移していくことが予測されることとなった。そのため、市は平成 19 年 1 月に外郭団体の自立経営に関する今後の市の基本的な取組方針を明らかにし、統廃合及び経営改善に向けた取組を進めることとした。

当該取組方針における統廃合及び経営改善に向けた取組の概要は、以下のとおりである。

（１）今後の市の取組方針

① 指定管理者の選定方針の策定

外郭団体が指定管理者となっている公の施設について、選定における公募・非公募併せて施設の移管等についての方針を定める。

- ・ 施設維持管理的要素が高く、市場性のある公の施設については公募選定
- ・ 対人サービスに係る継続性、事業実施における公益性等の視点から現状で合理的と認められる場合は非公募選定
- ・ 団体の設立目的と施設の設置目的が適合しており、自立運営がふさわしい施設については団体に移管する。なお、設置意義が薄れている施設については、あり方を見直す。

② 補助金・委託料の削減

外郭団体に交付している補助金のうち人件費相当部分については、段階的に見直し平成 21 年度には 5%削減する。

また、外郭団体に随意契約している業務委託については、早期に解消を図るべきもので、平成 21 年度には原則として一般競争入札に契約方法を変更する。

③ 収益性のある事業に係る減免措置の廃止

外郭団体が実施している収益性のある事業に係る減免措置については、負担の適正化の観点から、平成 19 年度から段階的に見直し廃止する。

④ 情報公開の推進

市の情報公開条例等に準じた情報公開制度の整備について、引き続き外郭

団体に要請する。

⑤ 統廃合に係る財政支援

外郭団体の設立・運営に関与してきた市の責任として、外郭団体が実施する以下にあげる対応策等に係る財政支援に対処する。

- ・ 希望退職制度の実施
- ・ 資格取得等キャリア開発支援
- ・ 民間事業者等へのあっせん
- ・ 退職手当財源、負債処理

⑥ 給与構造改善の要請

外郭団体の給与構造改善は、団体自らの意思で実施されるものであり、市場で競争できる水準に一度に移行することは困難であるが、外郭団体における給与構造改善を市として要請する。

(2) 統廃合団体

外郭団体の統廃合にあたっては、以下に挙げる 5 つの視点から、統廃合の判断を行っている。

- ・ 団体の設立目的を達成しているか、または、団体の存在意義が薄れていないか
公の施設の管理を主たる業務とする外郭団体については、指定管理者制度への移行により代替できる民間事業者が存在している場合、経営体質の強化や新たな事業拡大が図られない限り、事業の縮小、団体自体の廃止を視野に入れる。
- ・ 団体で事業を実施することが効率的であるか
- ・ 累積赤字のない健全な財務状況であるか
- ・ 民間と競合しており、民間への移管が可能であるか
- ・ 統合によって機能強化が図られ、より効率的なサービス提供が可能であるか

平成 19 年度に、上記の外郭団体の経営改善等への取組方針が策定されたが、その後、各団体がどのように取組み、どのようになったか、今後どのような対応を行うかの公表が定期的になされておらず、外郭団体の職員数、職員属性、主要事業の内容及び 3 期間の決算額等を「外郭団体の概要」として市のホーム

ページで公表しているのみである。

また、公の施設ごとの指定管理者選定の方針は、施設の廃止や外郭団体に移管された施設はあるものの、ほぼ変更はされておらず、定期的に見直しが行われてきたのかどうかについては、市のホームページ等での公表がないため確認できない。取組み方針において、外郭団体に委託している業務についても、原則として一般競争入札を採用するとしているが、現在、外郭団体に委託している業務は、ほぼすべて一者特命随意契約となっている。さらに、人件費・事業費補助が継続されており、このような支援が、当該支援が外郭団体の自立する力を削いでいる可能性がある。

【外郭団体が指定管理者となっている公の施設】

公の施設名称	平成 19 年度策定の方針		現在の状況	
	指定管理者	選定等方針	指定管理者	選定方法
たじかの園	社会福祉事業団	非公募	社会福祉事業団	非公募
あこや学園	社会福祉事業団	非公募	社会福祉事業団	非公募
身体障害者福祉センター	社会福祉事業団	非公募	社会福祉事業団	非公募
身体障害者ディサービスセンター	社会福祉事業団	公募	社会福祉事業団	公募
猪名野やすらぎ荘	社会福祉事業団	廃止	—	
母子生活支援施設	社会福祉事業団	団体へ移管予定	社会福祉事業団	団体へ移管済
尼崎学園	社会福祉事業団	団体へ移管予定	社会福祉事業団	非公募
長安寮	社会福祉事業団	団体へ移管予定	社会福祉事業団	団体へ移管済
老人福祉センター	高齢者生きがい促進協会	非公募（総合老人福祉センターは公募）	社会福祉協議会	非公募（総合老人福祉センターは公募）
すこやかプラザ	社会福祉協議会	公募	（民間事業者）	公募
老人福祉工場	シルバー人材センター	非公募	—	第一工場廃止
高齢者就業センター	シルバー人材センター	団体へ移管	—	廃止
社会体育施設 （地区体育館、屋内プール）	スポーツ振興事業団	非公募	スポーツ振興事業団	非公募
有料公園施設（記念公園）	スポーツ振興事業団	非公募	スポーツ振興事業団	非公募
有料公園施設 （橘・小田南公園内）	スポーツ振興事業団	公募	（民間事業者）	公募
軟式野球場・多目的運動広場 （魚つり公園内）	スポーツ振興事業団	公募	（民間事業者）	公募
中央地区会館（複合施設）	スポーツ振興事業団	非公募	スポーツ振興事業団	非公募
勤労者レクリエーションセンター	勤労者福祉協会	廃止	—	廃止
労働福祉会館、労働センター	勤労者福祉協会	統廃合又は公募	—	廃止

第3章 外部監査の結果及び意見

I 総論

1 指摘及び意見の区分について

この報告書においては、今回の監査の過程において識別された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて示している。

検出事項	法的根拠	内容
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反）ないし不当（違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと、又は不適当なこと）な事由であり、指摘すべき事項に該当すること。
意見	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	前述の「指摘」には当たらないものの、包括外部監査人が個別検出事項として特に意見を付すことが適当と判断すること。

なお、個別検出事項については、包括外部監査の対象団体及び所管部局課が改善に向けた対応を行うべき事項であるが、その改善に対しては、監査対象のみならず、市の他の部局課等においても、同様の検出事項が識別されないよう、対応すべきものとする。

2 外郭団体の自立に向けた支援について【意見1】

市は、これまで外郭団体に対して、随意契約による業務委託、非公募による指定管理者への指定、役員や職員の派遣、人件費及び運営費の補助金交付等により様々な支援を行ってきたところである。

しかしながら、外郭団体を取り巻く環境は厳しいものとなっており、サービスを受ける利用者の減少、水道光熱費や運営経費の高騰等により、継続的に赤字を計上している団体もある。

市は、①市と一体的あるいは市に代わって、市の政策を推進していく団体、②市の一定関与のもと、市の政策を推進していく団体、③市と連携・協力しながら、公益的事業を推進していく団体、④団体の計画的な廃止方針のもと、一定の支援を行う団体に区分しているが、いずれは少子高齢化による税収減少・扶助費が増

加することとなり、いずれの団体にも自立を求めることが必要となる可能性もある。

上記①から②に区分される団体であっても、赤字計上という経営状況が厳しい状況で、事業維持のための職員の採用が困難となっており、高齢化が進んでいる。また、市の財政的制約から市から委託料や指定管理料が増額されない、団体が運営する全事業に共通して生じる経費（間接経費）相当を委託料及び指定管理料に反映されないことも多い。客観的に見れば、市の職員であった役員や職員への人件費補助、市の職員派遣、随意契約による業務委託及び非公募により指定管理者として選定することにより、市から業務を受託することを欲する民間事業者より優遇されていると捉えられるが、市との関係で価格設定に関する優位的な立場がなく、現在の条件で事業をどうにか継続していくことに注力をせざるをえず、自立する力が削がれ続けていると考える。

将来、外郭団体が担っている事業を継続することが困難となった場合は、市が事業を実施することが必要となる可能性もある。また市でも職員数が削減されてきたこともあり、外郭団体がこれまで担っていた事業に関するノウハウをすべて引き継ぐことは困難であり、市民が満足するようなサービスを提供することができなくなる可能性もある。従って、民間事業者に業務を委託せざるをえないと考えられる。

民間事業者が取引に関する価格を決定する際は、通常、業務遂行に直接的に生じる費用のみならず、法人が運営する全事業に共通して生じる経費の回収及び将来投資の原資の確保まで考慮する。従って、近年では人件費や原材料等の価格が高騰している状況であり、これまで市が外郭団体に委託していた金額では民間事業者に委託等することは非常に難しい。

外郭団体の担っている役割を市もしくは民間事業者にすべてを移行することは現状では現実的ではない。とするならば、少子高齢化による市の税収の減少及び扶助費の増加等、将来確実に到来する困難な局面に対応するためには、外郭団体が自立して存続していくほかなく、今から存続していくための力を養っていくことが非常に重要な課題である。

そのためには、外郭団体は市に依存しない自主事業の創設や積極的展開に努め、収益を獲得することが肝要である。また、市においては、外郭団体が将来自立していくための支援として、業務委託料や指定管理料について見直すことが必要であることは言うまでもない。さらに、いずれは、外郭団体に随意契約にて発注している業務を競争入札またはプロポーザルとすること、非公募にて外郭団体を指定管理者として指定している業務を公募することにより、民間企業との競争力を

備えていくことも必要である。

外郭団体の所管課のみならず、全庁的に外郭団体への財政的支援のあり方を見直すことを検討すべきである。

3 人的支援のあり方について【意見2】

外郭団体が、市よりOBを役員または職員として派遣を欲する場合、市の人事課に推薦依頼を11月頃に提出し、人事課が退職予定となっている職員の要望を確認のうえ候補者を外郭団体に通知し、外郭団体が採用の決定を行う。

市が推薦したOB役員及びOB職員の報酬または給与は、当該OBが市に在職した際の職階を基準に報酬及び給与の目安(上限)が給与課にて定められており、当該上限の範囲内で市から当該OBの人件費に相当する金額が補助金にて交付されることになっている。ただし、市のOBであっても市が推薦した者ではなく、外郭団体が独自に採用した場合には補助金は交付されない。

市から推薦される役員及び職員（事務局長等の管理職）については、市の職員であったがゆえ、特定の事業に精通しているが、経営全般に関して精通している者が就任しているわけではない。市の職員であった際に、中長期的な損益計画、人員計画及び投資計画の策定・統制に携わることは稀であり、市民に「天下り」と捉えられる可能性がある。しかしながら、特定の職員を外郭団体の役員や職員として推薦する選定基準や選定理由に関し、十分な説明責任を果たす必要があるが、市から市民に説明される機会はない。

外郭団体の多くは、公益法人であり、公益法人ではなくとも市の人的・財政的関与が大きい団体であることから利益を追及するような団体ではないことは明らかである。しかしながら、赤字経営の外郭団体が多数存在している。外郭団体の中には、市民による地域活動団体が母体となり設立されたものもあり、今後も存続させていくことが必要な団体もある。また、市にとって外郭団体が担っている事業の継続が必要であるとするのであれば、利益を獲得し、それを原資として設備投資や職員採用の充実を図り、存続させていく必要がある。

このことに鑑みれば、特定の事業に精通したOBを役員や管理職として必ずしも選任する必要はなく、OBを役員や管理職として推薦するのであれば、その理由を市民に十分に説明する必要がある。また、団体固有職員を育成のうえその者を理事や管理職として選任する、もしくは、会社経営経験者を公募することも検討すべきである。

また、市のOBの他に現職の市職員が外郭団体に派遣されている。今後、外郭団体の支援のあり方が見直され、委託業務や指定管理業務が公募となるようなこ

とがあれば（実際、指定管理業務が公募され、プロポーザルにより外郭団体が指定管理者に指定されている施設もある）、外観上は派遣職員が市の要望を熟知していると捉えられ、民間事業者との公平を欠くと捉えられる可能性がある。

公募推進の際には、民間事業者との公平性を図るために、派遣職員の引き上げについても検討する必要があると考える。

【外郭団体の役員の状況】

外郭団体等	理事長・会長・社長		副理事・副会長		常務理事・専務理事 常務取締役	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
(公財)尼崎市文化振興財団	—	市長	—	元副市長	市OB	—
(公財)尼崎人権啓発協会	—	学識経験者	—	学識 経験者等	市OB	—
(社福)尼崎市社会福祉事業団	—	副市長	—	市職員	市OB	—
(公財)尼崎健康医療財団	—	副市長	—	医師会監事	市職員	—
(一社)あまがさき観光局	—	会社役員	—	—	市職員	—
(公財)尼崎環境財団	市OB	—	—	—	市OB	—
(公財)尼崎市シルバー人材センター	—	元副市長	—	—	市OB	—
(公財)尼崎地域産業活性化機構	—	会社顧問	—	—	市職員	—
(公財)尼崎緑化公園協会	市OB	—	—	—	市職員	—
(公財)尼崎市スポーツ振興事業団	市OB	—	—	—	—	—
(社福)尼崎市社会福祉協議会	学識 経験者	—	—	市OB 団体職員	市OB	—
(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所	—	会社役員	—	会社役員等	団体職員	—
尼崎交通事業振興株式会社	市OB	—	—	—	市職員	—
(一財)人尼崎市職員厚生会	—	市職員	—	市職員	—	市職員
株式会社エーリック	—	副市長	—	—	市OB	—

4 市OB役員及びOB管理職への人件費補助について【意見3】

市のOBである役員及び職員が外郭団体の役員または管理職として採用される場合、給与課が定めた給与基準をもとに、外郭団体にて報酬及び給与が決定され、所管課から補助金が交付されることになっている。その報酬及び給与は、OBが市の職員であった時の給与・賞与が考慮されたものとなっている。

民間企業であれば役員の報酬及び管理職の給与は、業績が振るわなければ削減されること、特に役員賞与に関しては継続的に利益が出ている状況、かつ、算出のルールが定められている場合に支給されることが通例となっている（以前は、役員賞与の支給は利益処分として株主総会決議事項であった）。

この点、外郭団体の多くが利益を獲得することを目的としている団体ではないが、団体が存続していくためには、利益を獲得することも経営者に課された重要な役割と考える。

従って、市のOBである役員が経営者責任を全うしていることを示し、市民に理解してもらうため、人件費補助については、市職員であった際に支給されていた賞与については、補助金として支給しない、もしくは法人運営に関する経営指標に関する目標を定め、その目標を達成した場合に団体から賞与を支給し、市が賞与に関する補助金を支給する等の検討をすべきである。

5 外郭団体の経営評価について【意見4】

市は、平成19年1月に取組方針を策定し、外郭団体の統廃合、指定管理者の選定方針の策定、補助金・委託料の削減、減免措置の廃止等に関する基本方針を定め、外郭団体の自立的運営を図ってきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により、業績が悪化したこともあるが、同感染症に関する行動制限が廃止された以後も赤字計上となっている団体もある。

他の地方公共団体においても、経営状況が良くない外郭団体を有していることが多く、外郭団体の経営状況に関し住民に説明する観点から、所管課による外郭団体の評価及び弁護士や公認会計士等の専門家からなる経営評価委員会による評価を行い、その結果を公表していることが多い。

しかしながら、市では外郭団体の職員数、職員属性、主要事業の内容及び3期間の決算額等を「外郭団体の概要」として公表するのみで、外郭団体の毎年の運営や業績に関する評価や今後の対応方針等は説明されていない。

地域活動団体を前身とし、地域に大切にされている団体もあること、また、市の施策推進のために必要で存続し続けることが必要な団体もあることから、所管課により外郭団体の運営や業績に関する評価を行い、市民に公表すべきである。

また、必要に応じて専門家による経営評価委員会を設置し、今後の経営に関する意見や統廃合等に関する意見を求めるべきである。

6 指定管理者制度について

(1) 指定管理施設の老朽化対応について【意見5】

指定管理者制度は、民間企業の施設運営のノウハウを活用し、より良いサービスの提供及び管理コストを削減することを目的として創設された制度である。

外郭団体が指定管理者に選定されている施設は、老朽化により法定の施設点検及び消防点検で多数の指摘がなされている状況となっている。指定管理施設における修繕費用は、毎年多額となっており、外郭団体の指定管理業務で老朽化対応が重要な位置づけになっている。こういった事情を踏まえると、外郭団体が指定管理者としての施設運営に関する工夫を最大限に発揮することができない状況になっていると考える。

老朽化している施設の修繕、改修または更新には、多額の費用がかかることとなる。市と外郭団体との指定管理に関する協定書において、修繕1件当たりの金額基準を定め、基準以下であれば指定管理者が負担し、それ以上の場合は協議により負担者を決定するとされているが、基準金額を超過する緊急の修繕が必要となった場合に、市では予算上の制限から即時に対応することは難しい。

重要な施設及び設備の老朽化は、本来、指定管理者の責に帰すべきものではなく、また、修繕額は基準金額を超過することが通常であるため、市が負担すべきものであるが、利用者が安全、かつ、快適に施設を利用するためには、早期に修繕することが望ましく、実質的に外郭団体による負担を期待する他ない状況になっていることが多い。

このように、外郭団体の負担に頼る他ない状況で、外郭団体が指定管理者となっている施設では、積極的に自主事業が行えるような指定管理業務の仕様になっておらず、利用者から徴収した料金についても市に納付することとなっていることから、業務委託による運営と区別がつきにくい。

これに対し、自主事業を推進すればそれが利用者来場の呼び水となり、外郭団体により幅広いサービスが提供できるような施設となる可能性がある。広く外郭団体に自主事業の実施を認め、例えば、自主事業により獲得した利益の1/2を市に納付する等の仕組みを設ければ、外郭団体及び市がともに修繕の原資が獲得できるようになる。また、様々なサービスが提供できる魅力的な施設となるとともに、外郭団体も存続のための原資を獲得できる可能性もある。

市の公共施設の統廃合や適正配置計画の変更により、現在は非公募で外郭団

体が運営している施設が、将来、公募となる可能性もある。その場合に、強みのある自主事業が団体に構築されていれば、団体が継続的に指定管理者となる、他市の指定管理や委託を獲得できることも期待できる。

外郭団体に修繕に関する過度の負担を課すことのないよう、指定管理の協定書において、1件当たりの修繕基準額を設けるのみではなく、修繕総額についても基準を定め、上限を超過する場合にいずれが負担すべきであるかの定めを設けるべきである。また、外郭団体の指定管理施設での自主事業の拡大が図られるような指定管理業務の仕様を定めるべきである。

（２）指定管理料について【意見６】

指定管理の協定書において、指定管理者は市に指定管理にかかる収支報告をすることとなっている。当該収支報告書を市に提出させる趣旨は、指定管理料が適切であったかどうか、次期以降の指定管理料をどのように設定するかを検討することにあると考える。

当該収支報告を確認すると、一般管理費や手数料という名目で施設運営に直接要したのではない費用が計上されているものが見受けられた。当該費用は、実質的には指定管理者の利益もしくは他の事業との共通経費に相当するものであるが、金額の根拠は不明となっており、市と外郭団体で決定した明確な算定基準もない。また、協定書にも共通経費の計上に関する規定もない。

指定管理業務の実施について、外郭団体の利益計上を否定するものではない。しかし、市と間接経費（利益）に関する明確な取組がないと収支報告を操作できることとなり、指定管理料が適切であったのかが検証できない。この点、他の地方公共団体においては、例えば、指定管理料の一定の割合を一般管理費（共通経費）として計上することを認めていることもある。

外郭団体の指定管理施設運営のモチベーション向上のため、また、今後の存続のため、明確な算定基準を設けたうえで、収支報告に共通経費の計上を認めることを検討すべきである。

（３）利用料金制の導入について【意見７】

外郭団体が指定管理者となっている施設では、利用者から収受する利用料は、指定管理者から市にそのまま納付されている（料金収受代行制）。

この料金収受代行制のもとでは、外郭団体が指定管理施設の運営から得られる収入は、市との協定に基づいた指定管理料のみであり、指定管理者の努力により利用者を増やしたとしてもその成果を指定管理者が享受することはできず、

利用者増加に向けたインセンティブが働きにくい。

他方、利用者からの料金収入を指定管理者に自己の収入として収受させ、市が指定管理者に施設管理の必要経費として支払う指定管理料を引き下げる制度（利用料金制）もある。この制度のもとでは、様々なサービス内容の工夫によって施設利用者数を増加させることで利用料金収入増に繋がり、インセンティブとなる。利用料金収入の増減リスクは、指定管理者が負い、増収であれば指定管理者の利益となり、減収となった場合にも市が当初定めた指定管理料から追加で補てんすることはない。

外郭団体が指定管理者として運営する施設には、利用者が無償で利用できる施設もあるが、自転車駐輪場、スポーツ施設、会議室、貸室等を有する施設では、利用者から料金を収受している。このような料金を収受する施設に利用料金制を導入すれば、外郭団体の収入増加の機会を与えることとなり、また、市は指定管理料を引き下げることができ、施設修繕の原資を確保できる可能性がある。利用料を収受している施設においては、利用料金収入制度を導入することを検討されたい。

7 経営計画の策定について【意見8】

多くの外郭団体では、運営上の目標及び施策を反映した運営計画は策定されているが、業績等の計数面を考慮した計画は単年度での予算のみとなっている。

団体を維持存続させるためには、単年度のみならず、中長期での業績、人員、投資及び資金に関して定量的な目標を設定し、目標達成のために毎年どのようなことを達成すべきかを検討する必要がある。定量的な目標を設定することで、毎年度達成度合いを測定することが可能になり、翌年度の対応方針が具体的に決定できることになる。

外郭団体は、これまで単年度予算を重視して運営してきた結果、将来対応すべき保有施設の大規模修繕や更新を独自で対応することが困難となっていること、また、今から事業拡大をするにも、投資や人材確保が資金繰りの面から困難な状況となっている。この状況を改善するためには、業績、人員、投資及び資金について、中長期的にどうありたいか定量的な目標を設定し、行動を統制していく必要がある。

8 監査指摘事項に関する対応について【意見9】

ほぼすべての外郭団体において、補助金の収支報告の正確性を所管課が検証していない、指定管理に係る収支報告の正確性を所管課が検証していないと指摘さ

れている。

令和2年の包括外部監査でも指定管理に係る収支報告が検証されていない旨が数多く指摘されているが、改善が図られていない状況といえる。

また、市はUSB使用により個人情報流出するという重大な不備事案があったが、USBを適切に管理せずに使用している外郭団体もある。

これは、過去の監査での指摘事項や不備事案が全庁的に十分に共有されていないこと、また、所管課による外郭団体の監督が団体運営全般ではなく、所管課の関連する事業を重視していることに起因すると考える。

市民に事務執行の適切性に関する説明責任を果たす観点から、監査委員監査及び包括外部監査にて不備が指摘された事項やその他重大事案については、自己の部局で生じたものではなくとも、全庁的に共有し、以後不備が生じることのないような対応をする必要がある。

Ⅱ 各団体ごとの監査結果及び意見

特に記載がない限り、各団体に係る（１）団体概要、（２）人員数及び組織図の人員数及び（３）市の財政的関与は、「尼崎市の外郭団体等の概要（令和４年９月版、令和５年９月版及び令和６年９月版）」及び令和５年度の固定資産台帳を引用して作成している。

また、（４）運営する主な施設の概要は、各外郭団体のホームページまたは監査時に入手したパンフレット及び施設一覧を引用して作成している。

１ 公益財団法人尼崎市文化振興財団

（１）団体概要

所在地	尼崎市昭和通 2-7-16	
設立年月日	昭和 48 年 3 月 31 日	
目的 (定款第 3 条)	音楽、演劇、舞踊、美術などを中心に、芸術文化の創造及び振興に関する事業を行い、尼崎市民の文化の向上に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出 資 割 合	198,800 千円 97.1%	
代 表 者	理事長 松本 眞	
市 の 所 管 課	総合政策局 文化振興課	
団体が保有する 主 な 資 産	(建物) 文化棟 取得価額：1,764,444 千円、簿価：68,057 千円、老朽化率：96.1% ホール棟 取得価額：3,721,945 千円、簿価：473,245 千円、老朽化率：87.3% 中ホール 取得価額：5,714,806 千円、簿価：118,296 千円、老朽化率：63.3%	
主 な 事 業 (定款第 4 条)	・尼崎市民の文化、教養の普及向上に関する事業 ・尼崎市総合文化センターの管理運営に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

（２）人員数及び組織図

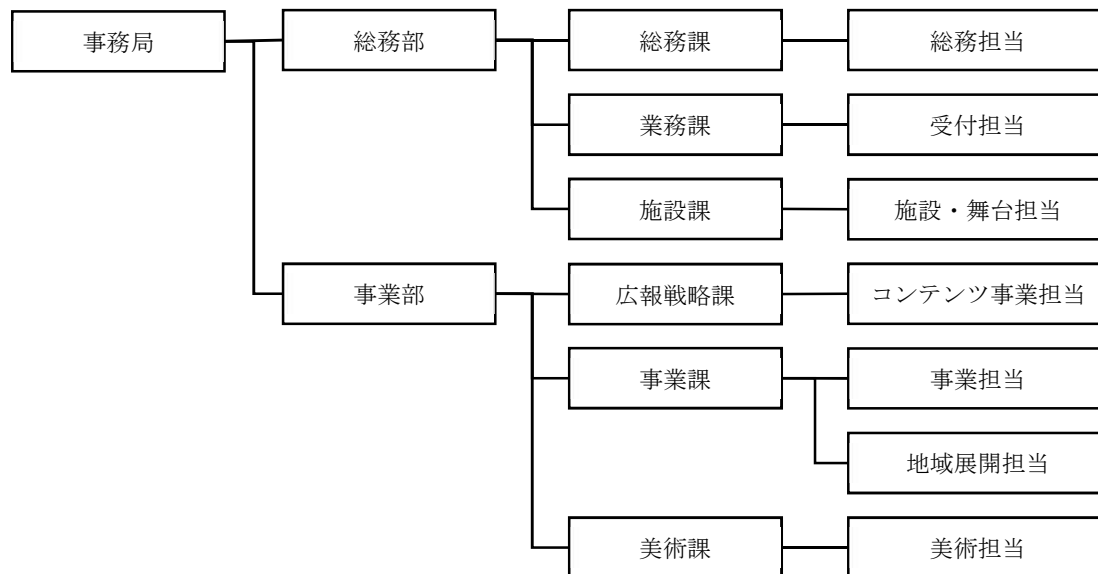
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	1	0	0	0	1
	非常勤	0	3	2	1	0	9	15
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	26	2	0	9	4	0	41
	非常勤	0	0	0	1	0	0	1

② 役員及び職員数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
役員数（人）	16	16	16
職員数（人）	44	40	42
合計	60	56	58

③ 組織図



（３）市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容等
補助金	261,450 千円	282,785 千円	271,784 千円	運営事業費、美術展事業・文化団体補助事業、文化振興事業、動画配信等関係事業他
委託料	100,722 千円	108,292 千円	77,011 千円	アート@シビック・ロビー、A-LAB 運営、白髪一雄発信プロジェクト、戦没者追悼式
（うち、指定管理料）	44,353 千円	49,422 千円	50,234 千円	園田生涯学習プラザ指定管理運営事業
合計	362,172 千円	391,077 千円	348,795 千円	
経常収益	677,585 千円	718,971 千円	681,018 千円	（税抜額）
収益の市への依存度	53.5%	54.4%	51.2%	（委託料及び指定管理料は税込額で算出している。）

② その他の支援

土地貸付	総合文化センター・アルカニックホールオクト用地（全額減免）
建物貸付	—

（４）運営する主な施設の概要

① 団体が所有する主な施設

・あましんアルカニックホール（大ホール）

内観		用 途	オーケストラ、オペラ、バレエ、舞踊など、さまざまな催物に対応できる本格的な多目的ホール
		定 員	固定席1,820席（1F:1,352席/2F:468席）
		楽 屋	7室（小部屋×3、中部屋×2、大部屋×2） オーケストラ団員控室、リハーサル室
		舞台寸法	プロセニウム幅：14m～20m プロセニウム高：5.5m～10m 奥行き：18m 幅：54m 簀の子高さ：22.5m
		舞台機構	オーケストラピット、大迫（雛段内蔵）、小迫
		開 館	昭和57年7月10日

画像は財団のHPより

・あましんアルカニックホール・オクト

内観		用 途	可動式の客席・舞台で多彩なレイアウトが可能。講演会、ミュージカル、展示会などのイベントを実現する八角形のフリーイベントホール
		定 員	基本パターン650席（可動席最大804席）
		楽 屋	4室（小部屋×2、中部屋×1、大部屋×1） 練習室（大・中）、会議室、応接室
		舞台寸法	プロセニウム幅：18m プロセニウム高：5.7m 奥行き：10.9m 天井高：7m
		舞台機構	迫
		開 館	平成5年11月10日

画像は財団のHPより

・アルカニックホール・ミニ（玉翔の間）

内観		用 途	コンサート、講演会など
		定 員	コンサート・講演会で利用の場合 移動席 250席 テーブルで利用の場合 円形 120名
		舞台寸法	固定ステージ幅：12.8m 固定ステージ高：0.6m 固定ステージ奥行き：3m 高さ：6.2m 移動ステージ幅：7.2m 移動ステージ奥行き：1.2m
		舞台機構	吊物バトン3本
		備 考	ピアノ（1台）
		開 館	昭和57年7月10日

画像は財団のHPより

・美術ホール（5階）

内観		用 途	展示パネルが自由にレイアウトでき、作品数の多い大規模な展覧会に利用できる。
		面 積	572平方メートル（173坪）
		天 井 高	3.2m
		設 備	展示パネル（縦1.8m×横1.2m）×100枚、スポットライト、音響設備（CD、カセット、マイク）、展示台、机、椅子

画像は財団のHPより

② 団体が指定管理者として運営する施設

・園田東生涯学習プラザ

外観		所 在 地	尼崎市食満5-8-46
		開館時間	9時から21時
		貸 室 等	ホール（380㎡）、学習室（4室）、大会議室、実習室、音楽室、和室（2室）

・園田西生涯学習プラザ

外観		所 在 地	尼崎市食満2-1-1
		開館時間	9時から21時（日曜日は17時まで）
		貸 室 等	ホール（197㎡）、学習室（6室）、実習室（1室）、和室、図書コーナー、体育館（併設）

（５）決算の推移

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
損益状況	経常収益	677,585 千円	718,971 千円	681,018 千円
	経常費用	907,094 千円	967,132 千円	958,481 千円
	当期経常増減額	△229,510 千円	△248,161 千円	△277,462 千円
	当期経常外増減額	－千円	△30 千円	△2,334 千円
	当期一般正味財産増減額	△229,510 千円	△248,191 千円	△279,796 千円
財産状況	流動資産	130,996 千円	128,909 千円	160,729 千円
	固定資産	4,010,599 千円	3,767,702 千円	3,468,827 千円
	資産合計	4,141,595 千円	3,896,611 千円	3,629,556 千円
	流動負債	110,474 千円	113,091 千円	145,279 千円
	固定負債	115,990 千円	116,581 千円	97,134 千円
	（うち有利子負債）	（－千円）	（－千円）	（－千円）
	正味財産	3,915,130 千円	3,666,939 千円	3,887,143 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	3,710,418 千円	3,462,227 千円	3,182,431 千円

(6) 監査の結果

① 特定建築物点検及び消防設備点検にて多くの不備が指摘されている。

【指摘 1】

(現状の課題)

当財団の運営する施設の法定点検にて多くの不備が指摘されているが、設備の修繕や更新が適時にできていないものがある。

現状では、有事に施設利用者の安全が図れない恐れがある。また、市の監督責任が問われる可能性もある。

(事実関係)

不特定多数の人が利用する施設や一定規模の施設等は、施設の老朽化、避難・消防設備の不備等を起因として大きな事故や災害を招く恐れがあるとして、特定建築物点検及び消防設備点検等の法定点検の実施が求められている。

当財団が運営する尼崎市総合文化センターの法定点検結果を確認すると、以下のような不備が報告されているが、中には過去から継続して指摘されているものもあり、適時に修繕や改修による対応ができていない状況であった。

・法定点検による不備の一例

点検区分	設備等	指摘内容
特定建築物点検	防火シャッター	安全装置未設置（ホール棟：1階2箇所、2階4箇所、文化棟：4階1箇所）
	換気設備	火気使用室の換気風量不足
	非常用照明装置	ランプ未設置、ランプ切れによる不点灯
消防設備点検	消火器具	形式失効のため取替が必要（文化棟）
	屋内消火栓設備	機器交換推奨
	スプリンクラー設備	消火補給水槽逆止弁不良
	泡消火設備	ポンプ主仕切弁、消火薬剤貯蔵槽ボルト、制御弁等の腐食（駐車場棟）
	不活性ガス消火設備	制御盤バッテリー容量不足
	自動火災報知機	ベル不鳴動（駐車場棟）
	その他	避難器具、誘導灯等の不備多数

(改善方法)

当財団の所有する施設は、相当程度老朽化している。令和8年から改修工

事を実施する予定とのことであるが、利用者の安全が最優先されるべきものである。市と当財団で修繕に関して協議し、早急に対応すべきである。

- ② 業績改善、人員確保及び資金確保等のため、中長期的かつ定量的な経営計画を策定する必要がある。【意見 10】

(現状の課題)

当財団の業績は、継続して多額の赤字となっている。また、当財団が保有・運営する施設は、老朽化が進んでおり、今後、修繕・更新の費用が多額となることが予想される。

さらに、減価償却費負担額も多額となっていることから、早期の業績改善は望めない。

(事実関係)

当財団は、継続して多額の赤字を計上している。新型コロナウイルス感染症の流行による市民の行動制限は解除されたものの、経常収益及び一般正味財産増減額（当期利益に相当するもの）は令和4年度よりも悪化している。また、公益法人の収益事業は、多額の利益獲得が制限される公益事業の損失を補填することや法人存続のために認められるものであるが、当財団では継続して収益事業でも赤字を計上している。

- ・当期一般正味財産増減額（当期利益に相当するもの）の推移

(単位：円)

一般正味財産増減額	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公益事業会計	△226,047,182	△219,680,686	△245,186,680
収益事業会計	587,310	△24,459,725	△25,880,947
法人会計	△4,049,991	△4,050,612	△8,728,421
合計	△229,509,863	△248,191,023	△279,796,048

このような状況で、当財団の保有する施設は老朽化が進んでおり、現状では今後、多額の修繕及び更新に関する支出が発生すると考えられる。さらに、当財団の主たる施設（大ホール棟、中ホール、文化棟）は、多額の建設費を投じており、当該建設費を耐用年数にわたり費用化する減価償却費（令和5年度は246,631,310円）の計上も当財団の業績に大きな負担となっている。この点、当財団が保有する施設は、市に移管される方針となっており、移管後の

減価償却費の負担は生じないが、令和5年度においては、減価償却費の計上がなくとも、赤字という状況である。

上記のような現状からすれば、当財団の業績が短期的に回復することは非常に難しいと考える。しかしながら、中長期的な業績目標、投資、人員採用及び資金繰り等について定量的な計画が策定されていない。

(改善方法)

業績改善、人員確保及び資金確保のため、中長期的かつ定量的な経営計画を策定するとともに、当財団の今後のあり方について、慎重に検討する必要がある。また、公募等により会社経営の経験があるものを役員または職員として採用すること、業績改善のために民間コンサルティング事業者を活用する等の検討も有用であるとする。

- ③ 大規模な改修工事による収入減について、収支の見通しには考慮されていない。【意見11】

(現状の課題)

施設の耐震対策不足の状況に伴い、大規模改修工事の計画があり、施設の閉鎖期間中については大きな収入減となる見込みであるが、当該状況をカバーする具体的な計画は立案されておらず、改修期間後の団体の維持・存続に対してもマイナスの影響を与えるリスクがある。

(事実関係)

当財団が運営する尼崎市総合文化センターは、施設の老朽化に伴う大規模改修工事の計画があり、令和8年10月から令和12年10月までを耐震補強工事の期間として、当該期間中は施設が閉鎖される予定となっている。

施設の閉鎖期間中については、一部ホールを利用し事業を継続する予定であり、これを前提に収支見通しの立案を計画しているが、大きな収入減となる状況をカバーする具体的な計画は立案できていない。

大規模改修工事期間中の収入減をカバーする計画がないため、財団の業績悪化が進むことが想定され、一時的な収入減だけではなく、改修期間後の団体の維持・存続に対してもマイナスの影響を与える可能性が高い状況となっている。

(改善方法)

改修期間中の収入減について収支の見通しに反映し、これを補填する方法について、市とも協議の上、検討を行う必要がある。

- ④ 施設運營業務が公募による指定管理になった場合、当該業務の継続が困難となる可能性がある。【意見 12】

(現状の課題)

尼崎市総合文化センターの施設改修後、当該施設の運營業務が公募による指定管理となった場合、民間事業者との競争となり、財団が当該事業の継続が困難となる可能性がある。

(事実関係)

尼崎市総合文化センターの耐震工事後の施設管理の方向性が検討されることになると考えられるが、中長期の将来においては公募の上、指定管理となる可能性もある。

ホール施設などの運営ノウハウを持つ民間事業者は多数存在するため、公募となった場合、運営実績の他、財務指標、人員面、コスト面、サービス面等複数の項目において、民間事業者との競争となることから、財団が当該事業を継続できなくなるリスクが高くなると考えられる。

(改善方法)

財団の維持・存続のためには、事業の競争力の強化が必須となるため、収益力の高い事業への注力、人員体制の見直し等、財団の収益力向上に向けて検討を進める必要がある。

- ⑤ 美術品の保管をしているが、市からの費用負担がない。定期的な実査が実施されていない。【意見 13】

(現状の課題)

市所有の美術品の保管設備に関する維持管理費用について、市からの費用補助等はない状況となっている。

また、美術品について定期的な実査は実施されておらず、美術品の実在性、及び状態が確認できない状況となっている。

(事実関係)

市所有の美術品の収蔵があり、当財団では美術品保管専用の空調完備の保管室を設置し、管理を行っている。

市からは、美術品の保管に係る人件費の補助は受けているが、その他負担が生じている空調維持や保管に係るコストについては、市から費用補助等はない状況となっている。

美術品は市の所有品であり、市の重要な財産である（取得原価合計：約3億7,000万円）。美術品という保管品の希少性、高い資産性を考慮すると、人件費だけではなく、その他管理に係る費用についても、市が一定の負担を行うことが妥当であると考えられる。

また、美術品について、保有品目数が多いことも背景に、定期的な実査が実施されていない。美術品は重要な資産であり、実査を行わない場合、美術品の実在性や状態の確認ができず、盗難、紛失等が発見できない可能性が高い状況となっている。

(改善方法)

美術品は市の重要な所有品であり、当該管理に係る費用に係る市の負担について、検討を行う必要がある。

また、美術品については、定期的な実査を行う必要がある。

⑥ 監事が税務申告の代理を行っている。【指摘2】

(現状の課題)

監事が当財団の税務申告の代理をしており、外形的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがある。

(事実関係)

当財団の税務申告について、税理士である監事が実施しており、税務申告に署名を行っている。

監事が税務申告を実施する点については、明確な法令違反ではないものの、理事の業務執行の監査、計算書類の監査といった監事の職責から見れば、当該状況は望ましくなく、外形的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがあると考えられる。

(改善方法)

顧問税理士が監事を兼任する状況を解消することが望ましい。

- ⑦ 市から当財団に交付される補助金の精算に関し、実績値が報告されていない。また、市も実績報告の正確性を検証していない。【指摘3】

(現状の課題)

当財団に交付された補助金の対象経費が実績に基づいて集計・報告されておらず、また、市は当該補助対象経費に関する報告の正確性を検証していない。

現状では、補助金交付の使途や交付額の妥当性が検証されておらず、今後の補助金額の決定が適切に行えない。

(事実関係)

市より当財団に対し、市民文化の向上発展を図ることを目的として、当財団の運営及び実施する事業に対して補助金が交付されている。

当補助金の要綱によれば、事業年度終了後に補助金対象事業に関する実績報告書を市に提出することになっており、この実績報告書には、補助対象経費の実績内訳書等が含まれることになっている。

補助金の対象経費に関し、市から実績報告を補助金交付先に求めることの趣旨は、補助金が指定した使途のみに利用されているか、補助金交付額が適切であったのか、また、次年度以降の補助金額を決定するための基礎とすることにある。この趣旨に鑑みれば、補助金が交付された当財団は、補助金対象経費の実際発生額を集計し報告すること、また、補助金を交付する市は、対象経費の実績報告が正しいかどうかについて検証する必要がある。

・令和5年度補助対象経費実績額内訳書

(単位：円)

	補助申請額 (令和5年3月31日申請)	報告額 (令和6年5月10日)
運営事業費補助金	239,802,000	239,802,000
尼崎市文化振興事業補助金	17,223,000	17,223,000
市民芸術賞等事業補助金	1,747,000	1,747,000
郷土画家「白髪一雄」発信事業補助金	1,432,000	1,432,000
近松賞関係事業補助金	2,000,000	0
白髪一雄現代美術賞関係事業補助金	440,000	440,000
動画配信等関係事業補助金	8,790,000	8,790,000
合計	271,434,000	269,434,000

※ 施設整備補助金は除いている。

しかしながら、当財団は補助金対象経費について、実際に発生した支出額を集計しておらず、一部の事業に関する補助金を除いて、交付申請時の見積額と一致させて報告している。見積額と実績額が一致することは通常あり得ない。

また、市は補助金対象経費の実績報告書について、当団体の帳簿記録や領収書、請求書等の証拠書類と照合していなかった。

【尼崎市文化振興財団補助金要綱】

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる各種文化事業

- ア 尼崎市総合文化センター及び市内各地で行う文化振興事業
- イ 表彰に関する事業
- ウ 文化団体支援事業
- エ 動画制作・配信事業

(2) 尼崎市総合文化センターの維持及び施設整備事業

(3) その他、市長が必要と認める事業

(実績報告)

第9条 財団は、補助事業が完了したときは、翌年度の5月10日（その日が土曜日に当たるときは9日、日曜日に当たるときは11日）までに、尼崎市文化振興財団補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる事項を記載又は書類を付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助対象経費実績額内訳書
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(改善方法)

当財団は、市から適切な補助金額の交付を受けるため、実際に生じた経費額を集計し市に報告する必要がある。

市は、補助金の使途が適切であったのか、また、交付額が妥当であったのかを検証するため、収支報告と帳簿記録や証拠書類と照合する必要がある。

- ⑧ 共同事業体として指定管理者に選定されているが、共同事業体構成者間で利益・損失の分配が行われていない。【指摘 4】

(現状の課題)

共同事業体構成員間で、指定管理業務から年度の利益及び損失を毎年度折半することとなっているが、代表構成員から構成員に対して担当業務に関する支払いを行うのみであった。

現状では、当財団から構成員への指定管理業務の一部の再委託と変わらず、共同事業体として運営のリスク分担を行っていることにはならない。

(事実関係)

尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザの指定管理者は、当財団が代表企業、公益社団法人尼崎市シルバー人材センターが構成員である共同事業体（名称：あまがさきコミュニティパートナーズ）となっている。

当財団とシルバー人材センターとの共同事業体協定書を確認すると、指定管理施設運営により利益・損失が生じた場合は、協議のうえそれぞれを折半するとなっている。

しかしながら、毎年度利益・損失の分配を行わず、当財団からシルバー人材センターに対して、担当業務実施に関する支払いを行うのみであった。現状では、指定管理施設運営の共同企業体として適切なリスク分担が行われているとは言えず、代表企業からの指定管理業務の一部を構成員に再委託とすることと同様のものとなっている。

【尼崎市立生涯学習プラザ共同事業体協定書】

甲：公益財団法人尼崎市文化振興財団、乙：公益社団法人尼崎市シルバー人材センター（管理費等）

第8条 共同事業にあたり、尼崎市より支払われる指定管理料は甲にて受領し、必要な支払いなど、甲にて事務処理を行うものとする。また、年度ごとに清算行為を行い、年度決算にて甲乙協議の上、配当、負担割合（基本 50%折半）を定めるものとする。なお、乙の配当、負担金については、決算完了後、3か月以内に乙の指定する口座に振り込むものとする。ただし、マイナスが生じた場合は、乙は、甲の指定する口座に振り込むものとする。

(改善方法)

協定書に定めたとおり、共同事業体構成員間で毎年協議の上、利益・損失の分配を行う必要がある。

- ⑨ 指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も正確性を検証していない。【指摘 5】

(現状の課題)

収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。

(事実関係)

当財団と市との生涯学習プラザの指定管理に関する基本協定書によれば、当財団は年度の終了後に管理業務の実施に係る収支状況を含む事業報告書を市に提出することになっている。

指定管理業務の収支を市に提出することの趣旨は、指定管理料が適切であったのか、また、次回の指定管理者選定時の指定管理料を決定するための基礎とすることにある。この趣旨に鑑みれば、指定管理者である当財団は、指定管理業務に係る収支の実際発生額を集計し報告すること、また、指定管理料を支払う市は、収支報告が正しいかどうかについて検証する必要がある。

・園田西生涯学習プラザの収支状況

(単位：円)

費目等			令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料			23,931,000	23,676,910
	実費弁償金			136,239	-
	補助金			2,126,000	775,841
	収入合計		23,938,141	26,193,239	24,452,751
支出	人件費			11,573,554	11,447,742
	施設維持管理 運営費	保守管理費		4,178,078	4,212,729
		消耗品費		269,774	227,249
		修繕費		552,406	1,327,381
		光熱水費		7,306,415	5,597,486
		通信運搬費		197,238	277,600
		保険料		13,230	14,420
	その他	一般管理費		45,738	33,600
		事務手数料		1,498,635	1,149,363
		納税消費税		328,178	454,079
	支出合計		24,164,549	25,963,246	24,741,649
管理業務の収支		△226,408	229,993	△288,898	

※ 令和3年度の収支報告は様式の集計方法が異なるため、合計のみ記載している。

・園田東生涯学習プラザの収支状況

(単位：円)

費目等			令和３年度	令和４年度	令和５年度
収入	指定管理料			25,491,000	25,491,000
	実費弁償金			27,711	4,199
	受取利息			-	74
	補助金			324,000	275,000
	収入合計		25,425,435	25,842,711	25,770,273
支出	人件費			11,295,732	11,642,453
	施設維持管理 運営費	保守管理費		5,404,587	5,746,290
		手数料		159,500	-
		消耗品費		156,450	214,395
		修繕費		110,000	387,200
		光熱水費		5,887,768	4,536,303
		通信運搬費		823,582	1,060,688
		保険料		12,360	11,170
		備品購入費		-	21,780
	その他	一般管理費		132,660	179,615
		事務手数料		1,380,482	1,106,032
		納税消費税		501,022	542,368
	支出合計		24,436,639	25,864,143	25,448,294
管理業務の収支		988,796	△21,432	321,979	

※ 令和3年度の収支報告は様式の集計方法が異なるため、合計のみ記載している。

指定管理業務に関する収支報告を市に提出しているが、人件費が実績で報告されていなかった。また、事務手数料を調整し、報告している。

一方、市は当財団から提出された収支報告につき、収支報告が予算や前年報告値と比べて異常がないかを確認するのみで、帳簿記録及び領収書等の証拠書類と照合していなかった。

【尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザの管理に関する基本協定書】

甲：市、乙：あまがさきコミュニティパートナーズ（当財団が代表企業）

（年度事業報告書の作成等）

第 40 条 乙は、指定期間中、毎年度、管理業務について次の各号に掲げる事項を記載した年度事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 営業日以内（中略）に甲に提出しなければならない。

（1）管理業務に係る実施状況、内容及び実績

（中略）

（4）管理業務の実施に係る収支状況

（以下、省略）

（改善方法）

当財団は、市が指定管理料が適切であったことを検証できるよう、指定管理業務において生じた実際の収支を集計し市に報告する必要がある。

市は、指定管理料が適切であったのか、また、次回の指定管理者選定の際の指定管理料決定の基礎とするため、収支報告と帳簿記録や証拠書類と照合し、収支報告の正確性を検証する必要がある。

⑩ 指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。【指摘 6】

（現状の課題）

指定管理業務の一部の再委託につき、市の承認を得ることの趣旨は、市で入札が禁止されている事業者ではないこと、また重要な部分が委託されていないか等を確認することにある。この趣旨に鑑みれば、市からの承認を得て発注することが必要となる。

(事実関係)

尼崎市立園田東生涯学習プラザの指定管理基本協定書によれば、指定管理業務の一部を第三者に委託するに際しては、市の書面による承認を得ることが必要とされている。

しかし、指定管理施設における、警備、清掃、点検及び保守等の再委託について、市からの承認前に発注されていた。

【尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザの管理に関する基本協定書】

甲：市、乙：あまがさきコミュニティパートナーズ（当財団が代表企業）

(再委託等の禁止)

第 18 条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。(以下省略)

(改善方法)

市からの再委託承認を得て、その後に発注を行う必要がある。

また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることも検討すべきである。

- ⑪ 市から指定管理業務のために貸与された備品のリストが毎年提示されていない。【指摘 7】

(現状の課題)

市からの貸与備品について、当財団に貸与備品のリストが毎年送付されておらず、現状では、市に貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違（紛失、台帳登録誤り、横領等）があったとしても、判明しない。

(事実関係)

当財団が指定管理者として運営している尼崎市立園田東生涯学習プラザに

て、市から指定管理に必要な備品が貸与されている。

当財団は、指定管理者として当該貸与備品を適切に管理する必要があり、その管理のために使用している備品リストを確認したところ、市からは毎年提示されたものではなく、当財団が更新・作成したものが利用されている。

現状では、市で貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違があったとしても、判明しないこととなる。

(改善方法)

市からの貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。

⑫ 指定管理施設において、市から貸与された未利用の備品がある。【指摘 8】

(現状の課題)

園田西生涯学習プラザにおいて、長期間利用されていない市からの貸与備品があるが、市として当該状況が把握できておらず、結果、事務手続として必要な対応（不用の決定）が実施されておらず問題である。

(事実関係)

園田西生涯学習プラザにおいて、長期間、利用されていない市からの貸与備品が保管されている（備品 No58、輪転機）。

貸与備品については、市から当財団に貸与備品リストが送付されておらず、市からの依頼による実査、市による実査も実施されていないことから、実在性や資産の状況について把握ができていない。

また、利用しない備品については、適時に、不用の決定を行う必要があるが、当該対応が実施されていない。

貸与備品は市の資産であり、適切な管理を行う必要があるが、市として備品の状況を把握するための、定期的な実査の実施体制が整備されておらず、結果として必要な事務手続の漏れが発生している。

【尼崎市財務規則】

(不用の決定)

第 143 条 物品管理者は、その所管に係る物品のうち適切に使用し、又は処理することができないものについては、不用の決定をし、売払い又は廃棄の手続をしなければならない。この場合において、当該決定については、会計管理者に合議しなければならない。

(改善方法)

貸与備品について、定期的な実査を実施する体制を構築し、実在性を確認するとともに、利用状況を把握し、利用しない備品について、適時に不用の決定を行う必要がある。

⑬ 随意契約の理由が合理的なものとなっていない。【指摘 9】

(現状の課題)

当財団からの委託業務の発注に際して、複数事業者から見積書を入手せず、1 者から見積書を入手するのみで随意契約を締結しており、契約の透明性及び競争性が図れない状況となっている。

(事実関係)

法人運営のコストの削減及び契約の透明性を図るためには、請負工事及び委託業務の発注に際しては、入札または複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定する必要がある。

しかしながら、令和 5 年度の清掃、点検及び保守等の多くの委託業務について、複数の事業者から見積書を入手することなく、1 者からのみ見積書を入手のうえ、当該事業者と随意契約を締結している。

・ 随意契約例

託業務名	契約金額
清掃	24,795,000 円
消防用設備点検	968,000 円
空調自動制御機器保守点検	1,463,000 円
給排水設備保守点検	1,440,000 円

当財団は、新型コロナウイルス感染症の流行及び光熱水費の高騰により当財団の収支状況が悪化していることから、令和 3 年度に、前年度に契約した事業者で 5 % 以上削減した金額で契約可能と回答した事業者と契約を継続することを決定している。当該方針が令和 5 年度も継続されており、これが上記契約等について随意契約とした理由となっている。

人件費や原材料価格等の高騰が継続している状況ではあるが、複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定することで当団体の運営コストが削減される可能性がある。

(改善方法)

請負工事及び委託業務等の発注に際しては、入札もしくは複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定する必要がある。

- ⑭ ホール棟等の自動販売機設置事業者の決定は、随意契約ではなく公募により決定すべきである。【意見 14】

(現状の課題)

公募にて自動販売機設置者を募ることにより、当財団の収入が増加する可能性があるが、現状は特定の事業者に自動販売機の設置を許可している。

(事実関係)

尼崎市総合文化センターの文化棟、ホール棟及び中ホールに自動販売機が設置されているが、特定の事業者との随意契約により自動販売機の設置を許可している。

公共施設の有効活用を目的として、自動販売機の設置を公募により決定する地方公共団体は多く、市も小田北生涯学習プラザ等で公募により自動販売機設置事業者を選定している。

自動販売機設置事業者を公募により選定すれば、事業者間の競争を図ることができ、当財団の収入が増加する可能性がある。

(改善方法)

当財団の収入の増加を図るため、自動販売機設置事業者の選定に関し、公募することを検討すべきである。

- ⑮ 賞与引当金が計上されていない。【指摘 10】

(現状の課題)

非営利法人委員会報告第 29 号公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）において賞与引当金の計上が求められているが、当財団では賞与引当金が計上されていない。

(事実関係)

経理規程上、6 月と 12 月に賞与を支給する旨規定されているが、会計上期末時に賞与引当金の計上がされていなかった。

【賞与引当金】

賞与引当金とは、決算時点において、将来職員に支払う賞与額のうち、当年度の労働に対応する金額のことをいう。

6月に支給する支給対応期間が12月から5月であり、令和6年6月に24,261,030円賞与を支給していることから、令和6年3月期の決算書において計上すべきであった賞与引当金の額は、約16,200,000円であった。

なお、賞与引当金は人件費の計上と同様であり、賞与引当金額に対応する法定福利費も計上する必要がある。

(改善方法)

会計基準に従い、適切な会計となるように努める必要がある。

なお、この賞与引当金計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。

2 公益社団法人尼崎人権啓発協会

(1) 団体概要

所在地	尼崎市東七松町 1-23-1	
設立年月日	昭和 57 年 7 月 1 日	
目的 (定款第 3 条)	尼崎市民に人権問題の啓発を推進し、同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい認識と深い理解を広げること等により、人権問題の解決に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出資割合	一千円 0.0%	
代表者	会長 谷川 正秀	
市の所管課	総合政策局 協働部 ダイバーシティ推進課	市役所内に所在
団体が保有する 主な資産	(車両運搬具) 広報車 取得価額：1,511 千円、簿価：0 千円、老朽化率：99.9% (什器備品) プロジェクター等 取得価額：3,007 千円、簿価：330 千円、老朽化率：89.0%	
主な事業 (定款第 4 条)	・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発 ・ 人権問題に関する研修、調査及び研究 ・ 地方公共団体からの人権問題の啓発に関する業務の受託 ・ 尼崎市立地域総合センターの管理運営の受託 ・ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

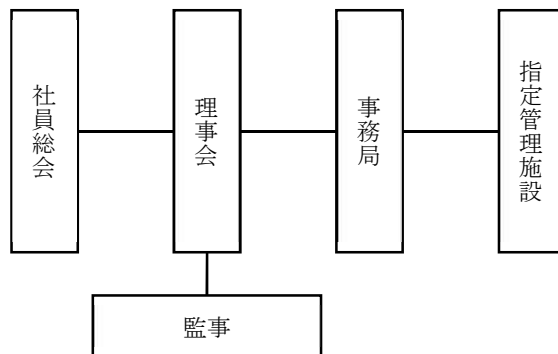
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会議員	市以外の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	1	0	0	0	1
	非常勤	0	0	0	0	0	19	19
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	8	0	0	0	0	0	8
	非常勤	0	0	0	0	3	1	4

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	19	20	20
職員数 (人)	10	11	12
合計	29	31	32

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	34,923 千円	39,219 千円	38,752 千円	地域啓発事業、研修会、調査及び研究事業、協働契約事業
委託料	48,538 千円	45,319 千円	45,218 千円	地域総合センター南武庫之荘指定管理運営事業
(うち、指定管理料)	45,102 千円	45,319 千円	45,218 千円	
合計	83,461 千円	84,538 千円	83,970 千円	
経常収益	85,140 千円	86,194 千円	85,623 千円	
収益の市への依存度	98.0%	98.1%	98.1%	

② その他の支援

土地貸付	駐車場 38,088 円
建物貸付	事務所 (2 分の 1 減免) 370,326 円

(4) 運営する主な施設の概要

① 団体が指定管理者として運営する施設

- ・ 地域総合センター南武庫之荘

外観		所在地	尼崎市南武庫之荘11-6-15
		開館時間	北館：平日9時から21時 第2,4土曜日は17時まで 南館：平日9時から17時
		貸室等	北館：集会室、和室、料理教室、相談室、教室 図書室、学習室 南館：娯楽室、談話室、広間/舞台

画像は協会のHPより

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	85,140 千円	86,194 千円	85,623 千円
	経常費用	80,497 千円	84,587 千円	86,208 千円
	当期経常増減額	4,643 千円	1,607 千円	△584 千円
	当期経常外増減額	－千円	－千円	－千円
	当期一般正味財産増減額	4,013 千円	1,525 千円	△692 千円
財産状況	流動資産	13,680 千円	14,210 千円	12,839 千円
	固定資産	35,901 千円	37,071 千円	37,738 千円
	資産合計	49,581 千円	51,281 千円	50,577 千円
	流動負債	7,198 千円	6,148 千円	5,085 千円
	固定負債	18,718 千円	19,944 千円	20,994 千円
	(うち有利子負債)	(－千円)	(－千円)	(－千円)
	正味財産	23,665 千円	25,190 千円	2,448 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	23,665 千円	25,190 千円	24,498 千円

(6) 監査の結果

① 会員が減少している状況にある。【意見 15】

(現状の課題)

会員の減少は、会員の高齢化が進み中若年層への広報が十分できていないことがその要因となっている。

(事実関係)

新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われるが、会員数が減少傾向にあり、会費収入が減少している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受取会費	1,664 千円	1,636 千円	1,602 千円

会員の高齢化が進み中若年層への広報が十分できていないことがその要因となっている。

(改善方法)

事業の維持存続のためには、自主財源の確保が重要となる。そのためには、会員数も増加に努める必要があり、中若年層に協会活動の重要性を積極的に伝達していく必要があると考える。

② 誹謗中傷を予防するため、教育委員会等の他の部局とも協働すべきである。

【意見 16】

(現状の課題)

インターネットやSNSを利用した誹謗中傷は小学生及び中学生の間でも起こりうる環境となっている。

市のあらゆる部局との積極的な連携により、誹謗中傷の予防の強化を図るべきである。

(事実関係)

インターネットの普及に伴い、情報発信の容易さ等から、個人を特定した誹謗中傷、差別を助長する表現などの書込みが後を絶たない。そのため、当協会は平成27年度から「インターネット差別書込みモニタリング事業」に取組み、人権侵害に該当するような書込み等を発見次第、サイト管理者に削除要請を行っている。

小学生および中学生もインターネットやSNSを当然に利用する環境となっており、誹謗中傷は、成人に限られるものではなく、インターネットやSNSを利用した誹謗中傷は小学生及び中学生の間でも起こりうる環境となっている。

当該インターネットモニタリングは、誹謗中傷等を予防する事業として有用なものであるため、当協会のみならず、教育委員会事務局等の市のあらゆる部局とも連携し、市民への周知を図るべきものであるが、そのような連携は積極的に行われていない。

(改善方法)

例えば、学校教育の場で、インターネットやSNSでの誹謗中傷等に対しては、モニタリングという仕組みがあるということを周知し、誹謗中傷等を積極的に防ぐ取組を行うことが有用であると考えます。

- ③ 市内の類似の人権啓発団体と連携を積極的に行い、事業の効率化を図るべきである。【意見 17】

(現状の課題)

市内の類似の人権啓発団体が共通の人権問題の対応に取り組んでいるが、積極的に協働もしくは役割の分担をしていない。

人権問題に対する効率的な対応の観点から、これら団体と積極的に協働するべきである。

(事実関係)

市は類似の人権啓発団体にも業務委託を行っている。

これら団体と共通した人権問題への対応に取り組んでいる以上、積極的な協働や役割分担により業務を遂行することが効率的である。

(改善方法)

市の財政状況及び協会としての存続意義の観点からも、人権問題を連携して行えるような効率的な運営体制の見直しも必要と考える。

- ④ 市との協働契約のうち、法律相談事業として発生する弁護士謝金は市が負担するが、その他経費は当協会が負担している。【意見 18】

(現状の課題)

補助金対象事業の中で協働契約として進めている事業について、一部の費用を当協会が負担しているが、本来市が負担すべきものであると考える。

(事実関係)

補助金事業の中で協働契約として、弁護士による法律相談事業がある。

当事業についての補助対象経費は弁護士等への謝金の実費分のみであり、その他の事業実施に関する経費は財団が負担している。

協働契約という趣旨からすれば、その事業にかかる対象経費の見直しを行い事業の実態を把握する必要があると考える。

(改善方法)

協働契約の趣旨からすれば、法律相談事業における弁護士費用のみならず、同事業において発生するその他の経費についても補助対象経費とすることを検討するべきである。

⑤ 補助金の要綱に精算について明文化されていない。【指摘 11】

(現状の課題)

補助金の精算業務は行われているが、補助金要綱に精算に関する規程がないため、精算行為が正しく行われているのか客観的に判明しない。

(事実関係)

市は、あらゆる人権問題について、広く市民及び企業等の人権意識の高揚を図ることを目的に、当協会の事業に補助金を交付している。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金額（精算後）	34,956 千円	38,315 千円	38,752 千円

この補助金事業について、事業の実施内容については、実地監査時に確認できたが、補助要綱には精算に関する規程が設けられていなかった。

補助金の精算手続は行っているが、補助金要綱に精算に関する規程がないため、精算に関する根拠及び事務執行が正しく行われているか客観的には把握困難になっている。

(改善方法)

補助金要綱に、金額確定通知および精算通知に関する定めを設け、適切に運用する必要がある。

⑥ 地域総合センターの利用者について、高齢者の次の世代の利用者を増やすことが必要である。【意見 19】

(現状の課題)

地域総合センターは、地域活性化の拠点となる施設であることから、継続的な利用が望まれる。そのためには、高齢者の次の世代が多く参加できるような仕組みを構築する必要がある。

(事実関係)

地域総合センターは、地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及を図り、市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として設置されている。

施設設置の目的からすれば、世代を問わず多くの地域住民に利用されるべきである。この点、多くの高齢者の活動の場として利用されているが、その次の世代の利用が少ない状況となっている。

(改善方法)

地域活性化のためには、高齢者の次世代の活動への参加が重要となるが、働き方や余暇の過ごし方が多様化し、当該世代の施設利用が少ない状況となっているため、次の世代が多く参加できるような仕組みを構築する必要がある。

- ⑦ 重複した投資が生じないように、施設改修及び更新に関し、市と当協会にて十分な情報共有や意見交換をすることが必要である。【意見 20】

(現状の課題)

地域総合センターの指定管理者である当協会により施設の改修が行われたが、その後、市の大規模改修によりその一部が取り壊されることとなり、改修に関する支出が重複している。

(事実関係)

当協会が指定管理者として運営している尼崎市立地域総合センター南武庫之荘において、当協会が令和 2 年度にトイレ改修工事（777000 円）及び令和 3 年度に照明機器 L E D 化工事（1,700,000 円）を行っている。

同センターは、市により令和 5 年度の 12 月から 3 月にかけて大規模改修が行われているが、その際にトイレ及び L E D 照明の一部が取り壊されている。結果として、短期の間に改修に関する支出が重複することとなっている。

市によると、大規模改修の際に、当協会が施工した部分を除いて工事を施工することを検討したが、部材ごと施工せざるを得ない、もしくは配管配線が変わることになるため、既に改修されていた L E D 設備及びトイレの一部を取り壊したとのことである。

このような状況になった経緯は、令和元年度に、当センターの大規模更新の計画が策定されているにも関わらず、具体的な実施時期が定められていなかったこと、また、当協会としては利用者の要望や電力料の高騰への対応を早期に行う必要があったことにある。

(改善方法)

所管課及び当協会の積極的な協働により、将来の修繕に関する計画を策定

し、互いに共有する必要がある。

- ⑧ 大規模修繕に伴う事務所等移転費用を当協会が負担し、赤字の要因となっていた。【意見 21】

(現状の課題)

市が指定管理施設の大規模改修を行っているが、工事に伴う設備機器及び事務所の移転費用については、市ではなく当協会が負担している。

(事実関係)

当協会の令和 5 年度正味財産増減計算書（財務書類の 1 つ）によれば、公益目的事業会計の尼崎市立地域総合センターの管理運営事業において、当期計上増減額（当期利益）が 995 千円の赤字となっている。

赤字となった主な要因は、市が行った尼崎市立地域総合センターの大規模修繕に伴う事務所や設備機器等の移転費用約 70 万円を当協会が負担したことによるものであった。

市が行う大規模修繕により設備機器や事務所が一時的に移転する必要があるのであれば、本来的にはその移転費用分も大規模修繕の一環として市が負担すべきものであると考える。

(改善方法)

当協会が自己の責に帰すべき事由のない費用を負担することがないように、市と負担関係に関する協議を行い、費用負担の公平性を確保する必要がある。

- ⑨ 固定資産の購入費用につき、市と当協会のいずれが負担すべきか不明瞭となっている。【意見 22】

(現状の課題)

指定管理施設である地域総合センター南武庫之荘内の舞台の購入について、当協会の負担で購入している。実態を見るに本来は市が負担すべきものではないかと考える。

(事実関係)

当協会は、令和 4 年度に尼崎市立地域総合センターの集会室の既存の舞台が老朽化したため更新している。



当該舞台は、形状の特殊性から 9 台に分割されており、配置を変更することができる仕様になっている。

当施設の指定管理に関する基本協定書によれば、設備等の修繕や更新を行う場合、1 件当たりの費用が 50 万円を超過する場合は市と協議することによりいずれが負担するかを決定を行うとされている。

当協会としては、この舞台について一体として利用する意図をもって購入したものの、市との協議において 9 台を一体とみなされず、1 台当たり 500 千円未満であることをもって、市と交わした年度協定書に従い当協会負担にて購入することになった。

現物を確認する限り確かに分割して使用できるものであるが、あくまでも舞台として利用することが大前提であるため、機能的一体として見るのが合理的であり、本来市が負担すべきでなかったかと考えられる。

【尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の管理に関する基本協定書】

甲：市、乙：公益社団法人尼崎人権啓発協会

(施設の修繕等の負担区分)

第 27 条 施設の修繕又は改修については、1 件につき 500,000 円(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。)以下の場合は乙の負担とし、1 件につき 500,000 円を超える場合において総合センター南武庫之荘の改修等が乙の責めに帰すべきものでないときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(改善方法)

実態に即して負担関係の協議を行い、費用負担の公平性を確保する必要がある。

⑩ 自主事業の積極的な展開が必要である。【意見 23】

(現状の課題)

指定管理施設において、自主事業が積極的に展開されていないため、当協会運営の財源を確保できる機会を逃している可能性がある。

(事実関係)

協会の収益獲得のためは、指定管理施設において自主事業を拡大することが有用であるが、自主事業が積極的に展開されていない。

新たな事業を展開することにより、様々な世代の利用者が来館することになれば、世代間交流も生まれ、地域活性化を図ることが可能となると考える。

(改善方法)

例えば、高等学校無償化により、進学塾に通う学生が増えると思われるが、家庭の事情により塾に通うことができない学生との格差が生まれることも考えられる。そのため、進学塾と協働による施設利用等を検討することも有用と考える。

⑪ ホール棟等の自動販売機設置事業者の決定は、随意契約ではなく公募により決定すべきである。【意見 24】

(現状の課題)

一般的に、公募にて自動販売機設置者を募ることにより、当協会の収入が増加する可能性があるが、現状は特定の事業者に自動販売機の設置を許可している。

(事実関係)

地域総合センターにて、自主事業として自販機設置を行っているが、特定の事業者との随意契約により設置を許可している。

公共施設の有効活用を目的として、自動販売機の設置を公募により決定する地方公共団体は多く、市も小田北生涯学習プラザ等で公募により自動販売機設置事業者を選定している。

令和5年度の自動販売機設置による収入は49,871円となっており、自動販売機設置事業者を公募により選定すれば、事業者間の競争を図ることができ、当協会の収入が増加する可能性がある。

(改善方法)

当協会の収入の増加を図るため、自動販売機設置事業者の選定に関し、公募することを検討すべきである。

3 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(1) 団体概要

所在地	尼崎市三反田町 1-1-1	 教育・障害福祉センター内に所在
設立年月日	昭和 59 年 4 月 1 日	
目的 (定款第 1 条)	市と連携のもとに尼崎市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出資割合	3,000 千円 100.0%	
代表者	理事長 吹野 順次	
市の所管課	福祉局 企画管理課	
団体が保有する 主な資産	(建物) 母子支援施設サン野菊尼崎 取得価額：28,937 千円、簿価：8,198 千円、 老朽化率：71.7% 長安寮（令和 6 年 7 月末閉鎖） 取得価額：109,764 千円、簿価：45,552 千円、 老朽化率：58.5%	
主な事業 (定款第 1 条)	<第一種社会福祉事業> ・母子生活支援施設の経営 ・児童養護施設の経営 ・養護老人ホームの経営 <第二種社会福祉事業> ・身体障害者福祉センターの経営 ・身体障害者デイサービスセンターの経営 ・障害児通所支援事業の経営 ・一般相談支援事業の経営 ・特定相談支援事業の経営 ・障害児相談支援事業の経営	

(2) 人員数及び組織図

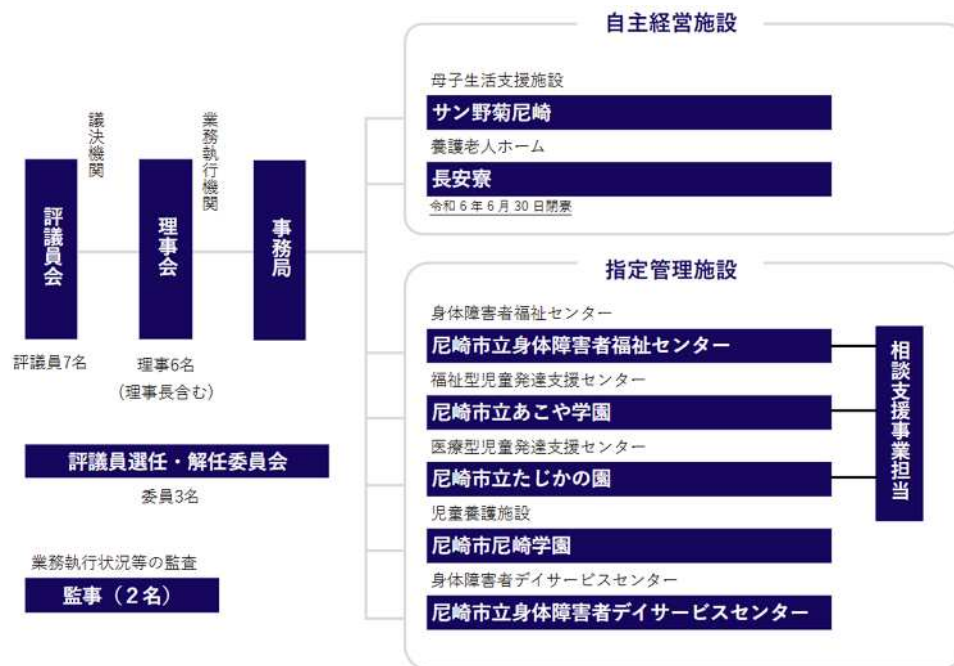
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	1	0	1	0	0	0	2
	非常勤	0	3	2	1	0	7	13
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	103	1	0	23	14	0	141
	非常勤	0	0	0	0	23	0	23

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数（人）	15	15	15
職員数（人）	177	183	164
合計	192	198	179

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度の内容
補助金	17,396 千円	11,639 千円	11,180 千円	理事長等人件費相当額 (8,930 千円)、物価高騰対策支援補助金 (2,250 千円)
委託料	704,823 千円	718,303 千円	729,653 千円	相談支援業務 (37,650 千円)、障害児等療育支援 (6,849 千円)、高齢者緊急一時保護 (48 千円)
(うち、指定管理料)	666,339 千円	679,268 千円	685,106 千円	身障センター (71,385 千円)、身障デイ (81,145 千円)、尼崎学園 (ショートステイ含む (218,134 千円)、あこや学園 (153,982 千円)、たじかの園 (160,460 千円)
合計	722,219 千円	729,942 千円	740,833 千円	
経常収益	911,510 千円	916,690 千円	936,916 千円	
収益の市への依存度	79.2%	79.6%	79.1%	

② その他の支援

土地貸付	母子生活支援施設及び長安寮用地（無償貸与）
建物貸付	事務所（2分の1減免）

（４）運営する主な施設の概要

① 団体が所有する施設

・サン野菊尼崎（母子生活支援施設）

外観		設置目的	児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護し、母親と共に児童の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設
		定 員	20世帯
		建 物 等 延床面積	1,389.74㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造2階

画像は事業団のHPより

・長安寮（養護老人ホーム）

外観		設置目的	老人福祉法第20条の4の規定に基づく養護老人ホームであり、65歳以上で環境上及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な者を市が措置する施設であり、社会的活動への参加と地域交流を通じ、自立した日常生活を送ることを目的とした施設（令和6年7月末閉鎖）
		住 所	尼崎市東難波町4-9-27
		定 員	30名
		建 物 等 延床面積	1,831.97㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造3階建

画像は事業団のHPより

② 団体が指定管理者として運営する施設

・身体障害者福祉センター

内観		設置目的	身体障害者福祉法第31条に基づき、市内の心身障害者福祉の中核的施設として、利用者の自立の促進、生活の質の向上を図ることを目的に、機能訓練、文化講座、スポーツ教室、各種レクリエーションを行う他、各種相談や啓発事業を実施し、障害者福祉の増進に努める施設。
		住 所	尼崎市三反田町1-1-1
		建 物 等 延床面積	1,158.11㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造

画像は事業団のHPより

・身体障害者デイサービスセンター

外観		設置目的	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、その自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図る施設。
		住 所	兵庫県尼崎市七松町3-8-8
		定 員	生活介護 1日20名
		建 物 等 延床面積	約1,239㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造2階建

画像は事業団のHPより

・尼崎学園（児童養護施設）

外観		設置目的	児童福祉法第41条の規定に基づき、乳児を除いて、 (1)保護者のない児童 (2)虐待されている児童 (3)その他環境が良くないために保護しなければならない児童を入所させて、養育することを目的とする施設
		定 員	45名
		建 物 等 延床面積	2,148.619㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造2階建

画像は事業団のHPより

・あこや学園（児童発達支援センター）

外観		設置目的	児童福祉法第43条に基づく施設で、小学校入学までの幼児が通園し、きめ細かい療育を通して、心身ともに県央で豊かな感性を持った子どもに成長することを目的とする施設
		住 所	尼崎市三反田町1-1-1
		定 員	1日通園定員50名
		建 物 等 延床面積	952.62㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造2階建

・たじかの園（児童発達支援センター）

外観		設置目的	児童福祉法第43条第2号に基づく、肢体の不自由な児童が保護者と一緒に通所して、機能訓練や生活指導を受け、ひとりだちができるようになることを目的とする施設
		住 所	尼崎市西難波町6-12-1
		定 員	1日通園定員24名
		建 物 等 延床面積	853.89㎡（現在、長寿命化工事中で一時的移転）
		建物構造	鉄筋コンクリート造

画像は事業団のHPより

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	911,510 千円	916,690 千円	936,916 千円
	経常費用	896,166 千円	936,624 千円	986,596 千円
	当期経常増減額	15,344 千円	△19,934 千円	△46,681 千円
	当期経常外増減額	1,119 千円	51 千円	958 千円
	当期一般正味財産増減額	16,463 千円	△19,883 千円	△45,722 千円
財産状況	流動資産	401,243 千円	346,537 千円	327,319 千円
	固定資産	137,057 千円	171,496 千円	168,306 千円
	資産合計	538,301 千円	518,033 千円	495,625 千円
	流動負債	37,082 千円	45,008 千円	75,383 千円
	固定負債	11,780 千円	5,830 千円	5,208 千円
	(うち有利子負債)	(一 千円)	(一 千円)	(一 千円)
	正味財産	489,439 千円	467,195 千円	415,035 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	479,439 千円	457,195 千円	405,035 千円

(6) 監査の結果

① 中期経営計画を策定していない。【意見 25】

(現状の課題)

単年度予算を策定はしているが、具体的な収支等、定量的な目標を反映した事業区分別の中期経営計画が策定されておらず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。

(事実関係)

当事業団の経営に当たり、運営上の目標及び施策を反映した運営計画は策定されているが、業績等の定量的な目標を考慮した計画は単年度の予算のみ策定されており、中長期での具体的な業績目標等の定量的な目標を反映した中期計画は策定されていない状況にある。

当事業団を維持存続させるためには、単年度のみならず、中長期での業績、人員、投資及び資金に関する定量的な目標の設定し、行動を統制していくことが必要である。

定量的な目標に基づく中期計画が無い場合、適切な目標管理ができず、また、経営の計画性・透明性が確保されないことから、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがあると考ええる。

(改善方法)

当事業団を長期にわたり存続させるためには、中期経営計画は非常に重要な位置づけであると考えられる。

事業運営上の目標に対応する施策のみならず、中長期での収支に関する具体的な数値目標を設定した中期計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。

- ② 当事業団が運営する長安寮が、継続的に多額の赤字を計上しており、指定管理に関する収支で赤字を補填している状況となっている。【意見 26】

(現状の課題)

長安寮は閉鎖が決定したが、これまで長期間にわたり赤字を継続して計上していた。

また、当事業団が指定管理者として運営している収支により、長安寮の赤字を実質的に補填している状況となっていた。

独立した法人であれば、長期的に赤字を継続していれば、早期に撤退することが通常であるが、当事業団では適時にその決定ができず、運営に関する損失を継続的に負担していた。

(事実関係)

養護老人ホームである長安寮は、継続して多額の赤字を計上してきたが、令和 6 年 6 月 30 日をもって閉鎖している。

・長安寮拠点区分 事業活動計算書過去 3 期比較表

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サービス活動収益計	98,095	86,079	83,435
サービス活動費用計	133,455	127,868	117,146
サービス活動増減差額	△35,359	△41,788	△33,711
サービス活動外収益計	64	43	30
サービス活動外費用計	477	396	322
サービス活動外増減差額	△35,772	△42,141	△34,003
拠点区分間繰入金収益	36,500	24,500	35,500

これまでの当事業団の運営を事業活動内訳書(財務書類)から考察するに、長安寮の赤字及び法人本部にかかる人件費等は、母子生活支援施設や身体障

害者福祉センターをはじめとする指定管理施設運営により獲得した利益・資金により補填されてきている。なお、法人全体としても赤字続きである。

長安寮を閉鎖したことは、赤字を解消するうえで適切な決定であったと考えられるが、回復する見込みのない拠点を継続的に運営してきた結果、財政状況の健全度合を表す正味財産が減少している。

また、他拠点からの利益の振替（上記表の拠点区分間繰入金収益）は、各指定管理施設での指定管理料が実質的に赤字補填のために長安寮に流用されたとも言え、指定管理料が適切ではないと客観的には捉えられる可能性がある。

・指定管理施設の令和５年度の収支状況

(単位：円)

勘定科目	身体障害者福祉センター	尼崎学園	たじかの園	身体障害者 ディサービス センター	あこや学園
児童福祉事業収入	-	223,649,180	169,184,852	-	153,982,000
障害福祉サービス等事業収入	111,791,366	-	22,094,831	81,145,000	-
経常経費寄附金収入	593,117	1,360,000	1,274,000	200,000	200,000
受取利息配当金収入	-	367	-	-	249
その他の収入	33,738	631,200	222,530	51,700	272,090
①収入合計	112,418,221	225,640,747	192,776,213	81,396,700	154,454,339
人件費支出	81,005,001	156,227,183	171,436,075	64,345,169	129,058,150
事業費支出	2,734,390	45,727,904	3,650,862	8,341,990	8,488,357
事務費支出	12,196,004	7,445,401	12,759,279	9,970,178	20,809,704
その他の支出	5,022,747	939,540	3,338,211	-	46,924
固定資産取得支出	677,600	962,720	4,457,865	192,500	355,872
②支出合計	101,635,742	211,302,748	195,642,292	82,849,837	158,759,007
収支（①－②）	10,782,479	14,337,999	△2,866,079	△1,453,137	△4,304,668

※ 事業区分資金収支内訳表を加工して作成している。

(改善方法)

赤字を長期間継続して計上してきた長安寮は閉鎖されたため、当事業団の損失負担は軽減されと考えられるが、今後、継続的に赤字が計上されるような施設がある場合は、早期に今後のあり方を見直す必要がある。

③ 母子生活支援施設サン野菊尼崎について、更新・改修計画がない。【意見 27】

(現状の課題)

母子生活支援施設サン野菊尼崎は、設立から長期間が経過し、老朽化が進んでいる状況にあるが、更新・改修に関する具体的な計画が策定されておらず、施設の継続的な利用が困難となるリスクがある。

(事実関係)

母子生活支援施設サン野菊尼崎は昭和 51 年に設置された施設である。

当事業団による平成 21 年からの運営開始後、修繕を行いながら運営を継続しているが、設立から長期間が経過し、老朽化が進んでいる状況にある。

更新・改修に向けた資金の積立を進めているものの、積立額は不足している状況であり、更新・改修に関する具体的な計画が策定されていない。

施設の安全性確保、継続的な維持運営のためには、定期的な更新・改修が必須であり、財政面の対応も含め、中長期の視点で、更新・改修計画を策定する必要がある。更新・改修計画がない場合、適時に更新・改修ができない状況に陥り、施設の継続的な利用が困難となる可能性がある。

(改善方法)

支出負担を平準化する観点から、具体的な施設更新・改修計画を策定し、計画的に対応する必要がある。

④ 指定管理施設において、U S B メモリが使用されているが、適切に管理されていない。また、1 人に 1 本貸与している。【指摘 12】

(現状の課題)

U S B メモリの利用数が多いが、管理簿が設けられていないため、各 U S B メモリの利用状況が把握できておらず、紛失・盗難により、個人情報漏洩等のリスクが高い状況となっている。

(事実関係)

市において、令和 4 年度に個人情報が含まれる U S B メモリの紛失事案が発生しており、市は再発防止のために対応策を講じたところである。

当事業団が指定管理者となっている身体障害者福祉センターにおいて、業務上 U S B メモリを一人一本保有する運用となっており、業務に使用されて

いる。

しかしながら、U S Bメモリに関する管理簿等は作成されておらず、各U S Bの保管状況、利用状況が把握できていない状況にあり、U S Bの紛失・盗難により、業務上の情報や個人情報含む、情報漏洩等のリスクが高い状況となっている。

(改善方法)

備品管理、及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用するU S Bメモリは最低限とすることが望ましく、利用の申請、使用目的、利用承認、データ消去確認等を明らかとする管理台帳を設けることが必要である。

⑤ 人件費補助金の要綱がない。【意見 28】

(現状の課題)

市は、当事業団に人件費補助金を交付しているが、交付の目的、事務手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱が整備されておらず、交付に関する透明性が確保できない状況となっている。

(事実関係)

市は、当事業団に対し、人件費補助金を交付しているが、交付の根拠、目的、事務手続、補助対象経費の範囲等を明らかとする要綱が整備されていない。

毎年度の補助金交付に関する決裁において、根拠、目的、補助対象及び交付額等に関する事項は明らかとしているが、その決裁事務を行う根拠や交付の手順を明らかとするため、人件費補助金要綱の整備が必要である。

(改善方法)

補助金を交付するためには、所管課において、補助金交付要綱を整備する必要がある。

⑥ 協定書では、当事業団から市に月例事業報告書を提出することになっているが、提出していない。【指摘 13】

(現状の課題)

現状では、市が指定管理者を適切に監督しているかどうか客観的には判明しない。

(事実関係)

身体障害者福祉センターの指定管理に関する協定書において、施設の利用状況等が記載された月例事業報告書を毎月市に提出することになっている。

月例事業報告書を指定管理者に提出させる趣旨は、市が施設の利用状況等を把握し、施設運営の課題等を把握することにある。

しかしながら、当事業団から月例事業報告書は市に毎月提出されておらず、市も当事業団に提出を求めていなかった。

【尼崎市立身体障害者福祉センターの管理に関する基本協定書】

甲：市、乙：社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(月例事業報告書の作成等)

第 34 条 乙は、毎月、次の各号に掲げる事項を記載した月例事業報告書を作成し、当該月の末日後 15 営業日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 当該月の本件施設の利用状況
- (2) 当該月の本件施設に係る使用料収入の実績
- (3) その他甲が必要と求める事項

2 甲は、前項の規定により提出された月例事業報告書の内容及びこれに関連する事項について、乙に対して、書面又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(以下、省略)

(改善方法)

当事業団は、協定書に従い月例事業報告書を市に毎月提出し、市は当該月例事業報告書を毎月確認する必要がある。

- ⑦ 指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。【指摘 14】

(現状の課題)

指定管理者の責に帰すことが難しいような老朽化を起因とする修繕費用について指定管理者が負担している。

現状では、施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保できない。

(事実関係)

当事業団が指定管理者となっている施設運営の基本協定によれば、1 件当たり 30 万円（尼崎市立身体障害者デイサービスセンターは 10 万円）を超過する場合の修繕は、指定管理者と市のいずれが負担するか協議を行うこととなっている。

【尼崎市立身体障害者福祉センターの管理に関する基本協定書】当該施設のみ例にて挙げている。

甲：市、乙：社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(本件施設の修繕等の負担区分)

第 28 条 本件施設の修繕又は改修(以下「本件施設の修繕等」という。)に要する経費(本件施設の修繕等が乙の責めに帰すべき事由によるものを含む場合における当該事由により要した本件施設の修繕等の経費を除く。)については、1 件につき 30 万円(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下この条において同じ。)以下の場合には乙の負担とし、1 件につき 30 万円を超える場合においては、甲乙協議の上、その負担区分を定めるものとする。

2 前項の協議により本件施設の修繕等に要する経費の一部を甲が負担することとなった場合は、甲は、速やかに、その負担すべき経費を乙に支払うものとする。

令和 3 年度から令和 5 年度の修繕費を確認すると、1 件当たり 30 万円を超過する修繕があるが、指定管理者と市が当該修繕につき協議した記録は確認できなかった。

場所	時期	修繕内容	金額
尼崎学園	令和 3 年 10 月	空調機修理	335,500 円
	令和 4 年 8 月	プール塗膜浮部修繕	553,300 円
	令和 5 年 9 月	柳川記念館天井修繕	340,000 円
	令和 6 年 3 月	ユニット居室改修	386,363 円
あこや学園	令和 5 年 3 月	ガスヒーポン室内機洗浄	310,200 円

(改善方法)

基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。

また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管

理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。

- ⑧ 指定管理施設である尼崎学園の躯体及びバルコニーの漏水が改善できていない。【指摘 15】

(現状の課題)

施設の漏水が修繕されていないため、利用者が快適に施設を利用できず、また、修繕を先送りにすると損失が拡大する可能性がある。

(事実関係)

指定管理施設である尼崎学園の令和4年4月の特定建築物等定期点検において、天井漏水痕、防水層浮き・断裂があることを指摘されている。また、施設躯体内に水が回っている可能性があり、改修することが指摘されているが、補修に至っていない。

・特定建築物等点検指摘例

点検項目	指摘の内容等	改善策の内容等
躯体等	天井漏水痕	樹脂注入
露出防水層	防水層浮き、断裂	防水層更新

(改善方法)

利用者が快適に施設を利用できるよう、市と事業団で修繕に関して協議し、早急に対応すべきである。

- ⑨ 障害者デイサービスセンター利用者の食事費を、送迎時に現金で徴収している。口座振替（口座引落し）にすることを検討すべきである。【意見 29】

(現状の課題)

障害者デイサービスセンター利用者または家族が、毎回利用時に食事代を準備することは手数を要することになる。

また、当事業団においても、現金収受の事務負担や現金紛失等のリスクがある。

(事実関係)

障害者デイサービスの利用者に提供する食事について、その代金を送迎時に利用者または家族から現金で 510 円を毎回徴収している。

現状では、利用者または家族が毎回現金を準備することに手間を要していると考ええる。

(改善方法)

食事費の徴収は、月次締めにより利用者に請求し、口座振替（口座引落とし）もしくは振込による支払い方法を採用することを検討すべきである。

- ⑩ 指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。【意見 30】

(現状の課題)

収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にどれほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。

(事実関係)

当事業団と市が締結した尼崎学園等の指定管理に関する基本協定書によれば、当法人は年度の終了後に管理業務の実施に係る収支状況を含む事業報告書を市に提出することになっている。

指定管理業務の収支を市に提出することの趣旨は、指定管理料が適切であったのか、また、次回の指定管理者選定時の指定管理料を決定するための基礎とすることにある。この趣旨に鑑みれば、指定管理者である当法人は、指定管理業務に係る収支の実際発生額を集計し報告すること、また、指定管理料を支払う市は、収支報告が正しいかどうかについて検証する必要がある。

当事業団は、指定管理業務に関する収支報告を市に提出しているが、市は当事業団から提出された収支報告につき、収支報告が予算や前年報告値と比べて異常がないかを確認するのみで、帳簿記録及び領収書等の証拠書類と照合していない。（指定管理施設の収支状況は、②の 87 頁参照）

【尼崎市尼崎学園の管理に関する基本協定書】他の施設も同様のため、例として記載

甲：市、乙：社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(年度事業報告書の作成等)

第 32 条 乙は、指定期間中、毎年度、管理業務について次の各号に掲げる事項を記載した年度事業報告書を作成し、当該年度の終了後 2 か月以内（中略）に甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務に係る実施状況、内容及び実績

(中略)

(3) 管理業務の実施に係る収支状況

(以下、省略)

(改善方法)

市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。

⑪ 指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。【指摘 16】

(現状の課題)

指定管理業務の一部の再委託につき、市の承認を得ることの趣旨は、市で入札が禁止されている事業者ではないこと、また重要な部分が委託されていないか等を確認することにある。この趣旨に鑑みれば、市からの承認を得て発注することが必要となる。

(事実関係)

当事業団は、5つの公の施設の指定管理を行っているが、指定管理基本協定書によれば、指定管理業務の一部を第三者に委託するに際しては、市の書面による承認を得ることが必要とされている。

しかし、当事業団から市に指定管理業務の一部（設備保守や点検業務等）の再委託の承認申請を行っていたが、市より書面による承認がなされていなかった。

【尼崎市尼崎学園管理に関する基本協定書】 他の施設も同様のため、例として記載

甲：市、乙：社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(再委託等の禁止)

第 16 条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。(以下省略)

(改善方法)

市は、指定管理者からの再委託の承認申請に対し、審査のうえ書面により承認する必要がある。一方、当事業団は市からの再委託承認を入手し、その後に発注を行う必要がある、

また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることも検討すべきである。

⑫ 当事業団が保有する備品の現物確認を、定期的かつ網羅的に行っていない。

【指摘 17】

(現状の課題)

備品の現物確認を行わなければ、不良となっている状況が判明しない、紛失している（横領されている）ことが判明しないリスクがある。

(事実関係)

当事業団は、指定管理施設であるあこや学園において、事業団が所有する備品を利用・保管している。しかし、当事業団の備品を管理する台帳と現物を定期的には照合していなかった。

現状では、不良となっている状況が判明しない、紛失している（横領されている）ことが判明しないリスクがある。

(改善方法)

当事業団が保有する備品と備品を管理する台帳を定期的（少なくとも年 1 回）に照合する必要がある。

4 公益財団法人尼崎健康医療財団

(1) 団体概要

所 在 地	尼崎市南塚口町 4-4-8	 ハーティ 21 内に所在
設 立 年 月 日	昭和 48 年 1 月 8 日	
目 的 (定款第 3 条)	健康の増進及び疾病の予防に関する事業を推進するとともに、休日・夜間の急病診療の確保及び看護師の養成を図り、もって地域住民の健康の増進と医療の充実に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出 資 割 合	147,500 千円 50.0%	
代 表 者	理事長 吹野 順次	
市 の 所 管 課	保健局 保健部 保健企画課	
団体が保有する 主 な 資 産	(建物)	
	ハーティ 21 取得価額：2,733,606 千円、簿価：1,296,432 千円、 老朽化率：52.6%	
	休日夜間急病診療所 取得価額：17,944 千円、簿価：11,613 千円、 老朽化率：64.7%	
主 な 事 業 (定款第 4 条)	看護専門学校 取得価額：66,420 千円、簿価：50,620 千円、老朽化率：76.2%	
	・健康診断等に関する事業	
	・健康の増進に関する事業	
主 な 事 業 (定款第 4 条)	・各種検査に関する事業	
	・保健医療情報の提供に関する事業	
	・休日及び夜間の急病診療に関する事業	
	・看護師の養成に関する事業	
	・その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

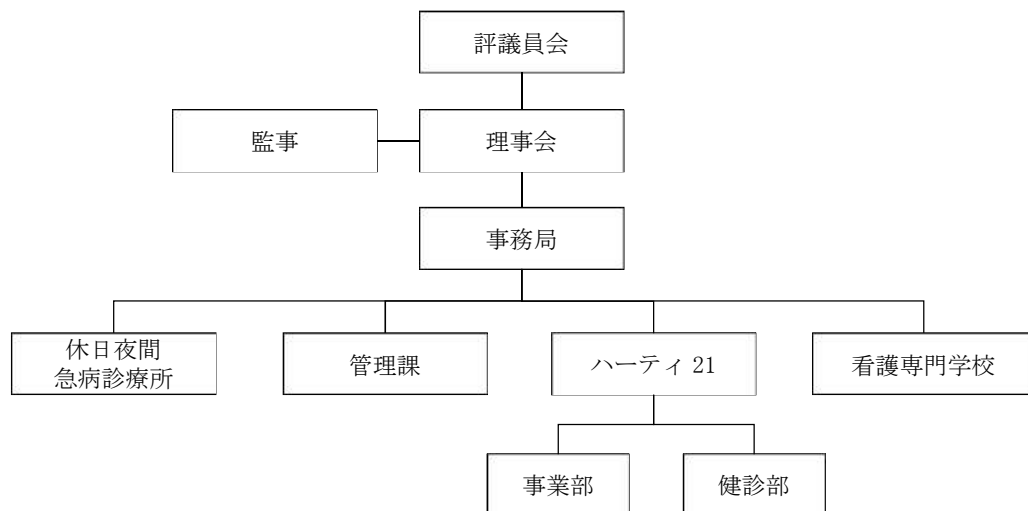
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会議員	市以外の出資者	その他	合計
	常勤	2	0	0	0	0	0	2
	非常勤	0	4	0	0	5	5	14
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	55	0	0	51	5	0	111
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数（人）	16	16	16
職員数（人）	108	107	112
合計	124	123	128

③ 組織図



（３）市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度の内容
補助金	270,478 千円	183,138 千円	150,164 千円	休日夜間急病診療所運営補助等
委託料	176,304 千円	180,012 千円	174,806 千円	検診・検査委託、ぜん息児童水泳訓練委託等
（うち、指定管理料）	－千円	－千円	－千円	
合計	446,782 千円	363,150 千円	326,079 千円	
経常収益	3,142,484 千円	2,794,904 千円	2,363,465 千円	
収益の市への依存度	14.2%	13.0%	13.8%	

② その他の支援

土地貸付	ハーティ 21 用地（2 分の 1 減免）、看護専門学校用地（2 分の 1 減免）、休日夜間急病診療所用地（無償貸与）
建物貸付	—

(4) 運営する主な施設の概要

① 団体が所有する施設

- ・市民健康開発センター ハーティ 21

外観		設置目的	健康診断と健康増進のための総合施設として設置された施設。
		住 所	尼崎市南塚口町4-4-8
		実 施 事 業 等	健康診断は、種々の定期健診、ドック・がん・動脈硬化検診等を実施。健康増進部門では各種運動教室（体育館・プール・ジム等）を実施している。
		建 物 等 延床面積 建物構造	10,247.94㎡ 鉄筋コンクリート造地上6階地下1階

- ・看護専門学校

外観		設置目的	人間尊重を基盤とした看護職の役割を認識し、豊かな人間性を身につけ、社会のニーズに対応できる看護者を育成するために設置された施設
		住 所	尼崎市若王寺2-18-1
		学 科	医療専門課程（看護学科）
		建 物 等 延床面積 建物構造	3,740㎡ 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・スレート葺5階

画像は財団のHPより

- ・休日夜間急病診療所

外観		設置目的	休日・夜間急病患者の診療所
		住 所	尼崎市水堂町3-15-20
		診 療 科	内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科
		建 物 等 延床面積 建物構造	4,185.20㎡（診療所は841㎡） 鉄筋コンクリート造地上6階（診療所は1階）

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	3,142,484 千円	2,794,904 千円	2,363,465 千円
	経常費用	3,091,617 千円	2,751,747 千円	2,370,910 千円
	当期経常増減額	50,867 千円	43,156 千円	△7,446 千円
	当期経常外増減額	△15,668 千円	△6,525 千円	765 千円
	当期一般正味財産増減額	35,199 千円	36,631 千円	△6,681 千円
財産状況	流動資産	942,554 千円	944,185 千円	750,965 千円
	固定資産	3,452,752 千円	3,463,115 千円	3,629,042 千円
	資産合計	4,395,307 千円	4,407,300 千円	4,380,007 千円
	流動負債	259,350 千円	226,291 千円	241,680 千円
	固定負債	489,124 千円	501,155 千円	468,765 千円
	(うち有利子負債)	(一 千円)	(一 千円)	(一 千円)
	正味財産	3,646,833 千円	3,679,854 千円	3,669,562 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	3,351,833 千円	3,384,854 千円	3,374,562 千円

(6) 監査の結果

- ① 急病診療所の内科・小児科において、市外の利用者があるが、各市町に同診療所運営経費の負担を求めるべきである。【意見 31】

(現状の課題)

急病診療所運営にかかる経費を尼崎市が単独で負担しており、他市には負担金等の負担の要望を行っていない。

(事実関係)

当財団は、休日夜間急病診療所を昭和49年に開設しており、当診療所では、内科、小児科、耳鼻咽喉科及び眼科の受診が可能となっている。また、当診療所は尼崎市民のみならず、兵庫県下の近隣市町及び県外の住民も利用している。

当診療所の耳鼻咽喉科及び眼科の運営経費については、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市及び猪名川町で負担しているが、内科及び小児科の運営経費については、市外の利用者もあるが市が単独で負担している。

・地域別受診者数

地域		内科				小児科			
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
兵庫県	尼崎市	3,064	84.5%	4,711	86.0%	3,229	93.4%	4,550	93.4%
	西宮市	120	3.3%	185	3.4%	88	2.5%	128	2.6%
	伊丹市	183	5.1%	200	3.7%	22	0.6%	36	0.7%
	宝塚市	73	2.0%	94	1.7%	11	0.3%	28	0.6%
	川西市	18	0.5%	31	0.6%	18	0.5%	10	0.2%
	芦屋市	15	0.4%	12	0.2%	3	0.1%	8	0.2%
	猪名川町	6	0.2%	9	0.2%	1	0.0%	0	0.0%
	その他	22	0.6%	55	1.0%	17	0.5%	19	0.3%
他府県		122	3.4%	173	3.2%	74	2.1%	97	2.0%
合計		3,623	—	5,470	—	3,463	—	4,876	—

※ 当財団が作成した最新の事業年報をもとに作成している。

(改善方法)

経費負担の公平性の観点から、他の市町にも内科及び小児科の運営経費の負担を要望すべきである。

② 当財団が運営する看護学校が定員割れの状況となっている。【意見 32】

(現状の課題)

当財団の運営する看護学校では、生徒を確保することが困難となっており、現状定員割れの状況である。

経営改善計画（案）において、1 学年 70 名の定員を確保することが必要不可欠と提言されており、現状の各学年の生徒数の水準では、運営が困難な状況に陥ってしまうことが想定される。

また、事業継続が困難になった場合の校舎解体費用も 2 億 1,100 万円必要であると試算されており、当財団にとって大きな負担となる可能性がある。

(事実関係)

看護学校の生徒を確保することが困難となっており、現状定員割れの状況となっている。

同校の強みとしては、学費設定が低めで生徒にとっての負担が軽減できることにあるが、一方、弱みとしては認知度が低く現状の定員割れに至っている。

・看護学校在籍人数推移（各年度開始時の人数）

	23 期生	22 期生	21 期生	20 期生
令和 5 年度	62 人	69 人	65 人	2 人

	22 期生	21 期生	20 期生	19 期生
令和 4 年度	70 人	65 人	67 人	4 人

	21 期生	20 期生	19 期生	18 期生
令和 3 年度	70 人	69 人	67 人	11 人

この点、令和 6 年 2 月において、看護専門学校あり方協議会を設置して経営改善計画（案）を作成し、本年度より取り組んでいこうとしているところである。

それを参考に財政状況を示すと次のとおりである。

・財政状況

（単位：千円）

	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)
経常収益計	192,095	190,098	190,675	200,054	197,186	188,404
経常費用計	179,523	186,757	179,354	167,756	176,447	191,059
当期経常増減額	12,572	3,341	11,321	32,297	20,738	△2,655
経常外増減額	△6,329	△6,271	△5,199	6,222	△6,220	△6,203
他会計振替額	1,878	1,537	1,110	1,499	1,157	1,120
指定正味財産増減額	△3,610	△3,610	△3,610	△3,610	△3,610	△3,610
正味財産期末残高	638,974	633,970	637,592	661,555	673,620	662,271
現金相当額※						276,132

※ 現金相当額：流動資産から流動負債を差し引いた額

経営改善計画（案）の中で、経営課題・問題として次の項目が挙げられている。

- ・財政状況の悪化
- ・受験生の減少、入学生の定員割れ
- ・教員の確保

上記の問題点に対応すべく、多角的な視点から経営改善案を策定し、計画的な取組を行っているところである。

また、経営改善計画（案）において、1 学年 70 名を確保することが必要不可欠とも提言されており、現状の各学年の生徒数では、経営困難な状況に陥ってしまうこと、また、事業継続が困難になった場合の校舎解体費用は 2 億 1,100 万円必要であると想定されている。

（改善方法）

経営改善計画（案）でも示されているように、生徒数確保に向けた取組に注力する必要がある。

しかし、生徒数の減少が進む場合には、看護専門学校あり方協議会の経営改善計画（案）の指摘にあるように、事業譲渡や廃校も視野に入れた今後の方向性を十分検討する必要がある。

③ 貸館事業の稼働率が低い状況にある。【意見 33】

（現状の課題）

施設貸与事業は当財団にとって収益事業として位置づけられているが、会議室等の稼働が低い状況で推移している。

（事実関係）

当財団は、収益事業として貸会議室事業を行っているが、会議室等の稼働状況が低い状況で推移している。

・貸会議室等の利用状況推移

（単位：回）

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会議室	使用コマ数	353	382	370
	稼働率	42%	45%	44%
視聴覚室	使用コマ数	219	261	207
	稼働率	26%	31%	25%
ハーティホール	使用コマ数	264	317	284
	稼働率	31%	38%	34%

公益財団法人は、公益事業にて多額の利益を獲得することは制限されるため、収益事業の積極的な推進は当財団の維持存続に大いに寄与するものと考えられる。この点、収益事業である会議室等の貸出は、稼働率が低調で推移し

ている状況にあり、稼働率の改善を図るべきところである。

(改善方法)

当財団の自立運営のため、会議室等の貸出の稼働率の向上を図り、獲得した利益を施設修繕や人員採用等に活用すべきである。

④ 大規模修繕の計画が策定されていない。【意見 34】

(現状の課題)

市民健康開発センターハーティ 21 は、平成 5 年の竣工から約 30 年以上経過し老朽化しているが、大規模改修更新計画が策定されていない。

利用者の安全を確保すること、また、将来の改修に係る資金支出を平準化する観点から、改修更新計画を策定する必要がある。

(事実関係)

平成 5 年に竣工した市民健康開発センターハーティ 21 は、当財団の所有する施設である。

当施設の建物に関し、施設整備計画が策定されたことがあるが、計画に対しての実績が十分執行されなかったため、現在は大規模改修更新計画が策定されていない。

施設が老朽化しており、利用者の安全を確保すること、また、将来の改修に係る資金支出を平準化する観点から、改修更新計画を策定する必要がある。

(改善方法)

竣工から約 30 年以上経過していることから、大規模修繕に対する備えをする必要がある。

中長期計画で実現可能性のある大規模修繕に向けた対応策を検討する必要がある。

⑤ 役員会の決議の大半が書面決議となっている。【意見 35】

(現状の課題)

理事会及び評議員会の決議の大半が、書面決議による決議となっている。

現状では、役員及び評議員で、十分な情報交換と意思決定に関する議論ができていないのか疑問の余地がある。

(事実関係)

当財団の理事会及び評議員会の決議の大半が、書面決議による決議となっている。

これは、各役員及び評議員が非常勤として就任しており、日程調整が困難であるために、書面決議が大半となっているとのことである。

また、書面決議に際しては、当財団の担当者が各役員及び評議員に対して個別に訪問し、決議内容の説明をしているとのことである。

役員会及び評議員会は、当財団の運営に関する重要な意思決定を行う非常に重要な会議であり、新型コロナウイルス感染症流行時にはやむを得なかったこともあるが、行動規制が撤廃された現状では、役員間等で積極的に議論を交わし、意思決定するべきであると考ええる。

(改善方法)

役員及び評議員が集まって役員会等を開催することが望ましい。各人の都合により集まることが困難であれば、インターネットを活用した会議等での対応も考えられる。

当財団の重要な意思決定をする会議体である以上、積極的な意見交換がなされる必要がある。

⑥ 年報の作成について、見直すことを検討すべきである。【意見 36】

(現状の課題)

当財団において、活動状況や統計データを報告する年報冊子を作成している。

しかし、年報の作成には時間を要すること、また、活動等の発信方法は他にもあることから、今後のあり方について検討すべきである。

(事実関係)

当財団において、毎年約 300 千円の経費をかけて、100 ページにもなる『事業年報』を 650 部作成し、関係各所に配布し財団の活動状況について情報発信している。内容は当法人が実施する各種事業における統計や利用者の情報等の報告がほとんどである。また、作成完了は翌年度の 2 月頃となっている。

事業活動に関する報告をするのであれば、適時であることが必要であり、また、ホームページや SNS 等により情報発信することも可能である。印刷物として作成する必要があるのか、現状の効果を測定することが必要である。

(改善方法)

利用者にアンケートを取る等により、配布することの効果を検証するとともに、ホームページ等により適時に公表する等情報発信のあり方について検討されたい。

⑦ 事業補助金交付に関する要綱が整備されていない。【意見 37】

(現状の課題)

市は、当財団に急病診療所運営補助金及び小児救急医療電話相談補助金を交付しているが、交付の目的、事務手続手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱が整備されておらず、交付に関する透明性が確保できない状況となっている。

(事実関係)

市は、当財団に対し、急病診療所運営補助金（147,352,574 円）及び小児救急医療電話相談補助金（2,750,000 円）を交付しているが、交付の根拠、目的、事務手続、補助対象経費の範囲等を明らかとする要綱が整備されていない。

毎年度の補助金交付に関する決裁において、根拠、目的、補助対象及び交付額等に関する事項は明らかとしているが、その決裁事務を行う根拠や交付の手順を明らかとするため、事業補助金に関する要綱の整備が必要である。

(改善方法)

補助金を交付するためには、所管課において、補助金交付要綱を整備する必要がある。

また、補助金要綱に従い、当該補助金の有効性の検証も併せて実施する必要がある。

⑧ 市は、当財団に対して交付した事業補助金に関する収支報告の正確性を検証していない。【指摘 18】

(現状の課題)

市は、当財団に交付した補助金について、実績報告書を入手しているが、報告書に記載される収支について正確かどうかの検証を行っていない。

現状は、交付した補助金額が妥当かどうかの検証及び次年度以降の補助金交付額の適切な判断ができない状況にある。

(事実関係)

市は、当財団に急病診療所運営補助金及び小児救急医療電話相談補助金を交付している。

当財団は事業完了後に補助対象事業に関する収支報告を含む実績報告書を市に提出しているが、市は、収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類と照合していない。

(改善方法)

収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類とを抽出により照合し、報告の正確性を検証する必要がある。

⑨ 市等から委託を受けた検査業務をすべて再委託している。【指摘 19】

検査事業と賃貸事業を明確に分けて会計処理を行う必要がある。【指摘 20】

検査事業が実質的に赤字であることに対して、見直す必要がある。【意見 38】

(現状の課題)

市は当財団に随意契約により検査業務を委託しているが、当財団から外部へすべて再委託されている。市から当財団に発注することに合理性はない。

【指摘 19】

また、当該委託事業が赤字になっていることは看過できない。【意見 38】

検査事業は、再委託先である法人からの賃貸料を同じ事業区分とすることで、表面上経常増減額はプラスになっているようになっていた。検査事業と賃貸事業を切り分けて考える必要がある。【指摘 20】

(事実関係)

当財団の財務書類の一つである正味財産増減計算書内訳表では、検査事業は『収益事業等会計』の区分の『急病診療・介護・検査事業』の中にある『③検査事業』に該当する。

これを令和4年度及び令和5年度の2期比較で当期経常増減額まで示すと次のとおりとなる。

i 検査事業収支

[収益事業等会計1] 急病診療・介護・検査事業 ③検査事業

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増減	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
検査収益	424,815,656	836,742,400	△ 411,926,744	
医療機関検査収益	418,506,448	829,588,224	△ 411,081,776	医療機関(血液検査、新型ｺﾛﾅ検査等)
事業所検査収益	6,309,208	7,154,176	△ 844,968	一般事業所
検査受託事業収益	3,229,962	2,117,037	1,112,925	行政機関
その他検査収益	42,859,182	44,716,497	△ 1,857,315	
受取賃貸料	31,878,000	31,878,000	0	テナント賃貸料
その他収益	10,981,182	12,838,497	△ 1,857,315	施設維持管理経費、水道光熱費実費弁償、口座振替手数料等
貸倒引当金戻入額	4,985	0	4,985	
経常収益計	470,909,785	883,575,934	△ 412,666,149	
(2) 経常費用				
給料手当	704,083	577,489	126,594	管理課職員配賦
退職給付費用	61,956	28,720	33,236	退職給付引当金計上額(管理課職員配賦)
福利厚生費	112,965	94,103	18,862	管理課職員配賦
通信運搬費	10,216	10,216	0	有線放送、NHK受信料
減価償却費	7,775,733	7,889,964	△ 114,231	事業資産、ハーティ21共用資産
消耗品費	111,815	81,549	30,266	ハーティ21共用設備等
修繕費	1,804,706	2,200,463	△ 395,757	ハーティ21共用設備等
水道光熱費	4,820,920	6,636,663	△ 1,815,743	電気、ガス、水道
地代家賃	1,162,271	1,162,271	0	ハーティ21土地使用料
賃借料	50,969	41,036	9,933	玄関マットリース料等
保険料	262,132	262,282	△ 150	火災保険、施設賠償責任保険
租税公課	3,614,265	3,948,906	△ 334,641	消費税、固定資産税等
支払手数料	1,609,766	1,416,197	193,569	口座振替手数料、振込手数料
委託費	430,128,466	841,828,887	△ 411,700,421	検査業務委託料、検査収入事務取扱委託料
保守料	3,193,426	3,098,561	94,865	清掃、警備、設備保守料等
貸倒引当金繰入額	0	464,051	△ 464,051	
経常費用計	455,423,689	869,741,358	△ 414,317,669	
当期経常増減額	15,486,096	13,834,576	1,651,520	

検査事業を受託した際に計上されるのは、検査収益及び検査受託事業収益である。

令和5年度において、検査収益として、医療機関に対するもの（約4億1,800万円）及び一般事業所に対するもの（約600万円）が約4億2,400万円計上されている。また、検査受託事業収益として、市からの受託として約300万円が計上され、検査事業収益合計は約4億2,800万円となっている。

一方、上記の検査事業のすべてを再委託しており、委託費が約4億3,000万円計上され、赤字となっている。

この検査事業の再委託先は、当財団所有のハーティ21内に入居している法人（以下、「入居法人」という。）となっており、当財団は入居法人から賃料を収受している。

また、同様に令和4年においても、検査事業全体の収益として約8億3,800万円で、委託費として約8億4,100万円計上され赤字となっている。なお、収益及び額が令和5年度より大きくなっていたのは、コロナ禍に伴う影響である。検査に関する収益及び費用は以下のとおりである。

ii 検査事業区分に計上されている検査収益及び対応する委託費

	令和5年度	令和4年度
検査収益合計	428,045 千円	838,859 千円
委託費	430,128 千円	841,828 千円
差引 収支差額	△2,082 千円	△2,969 千円

上表iiの検査収益及び検査費用の中には、主として入居法人のハーティ21の入居に伴う賃貸事業に伴う収支も含まれている。

上表iの検査事業の収益及び費用から、前述の検査事業を除外し、賃貸事業に係る収支を算出すると、以下のとおりとなる。

iii 賃貸事業収支

	令和5年度	令和4年度
その他検査収益	42,859 千円	44,716 千円
貸倒引当金戻入額	4 千円	- 千円
賃貸収益合計	42,864 千円	44,716 千円
経常費用計	455,423 千円	869,741 千円
△委託費	△430,128 千円	△841,828 千円
(差引) 賃貸事業費用合計	25,295 千円	27,912 千円
賃貸事業 収支差額	17,568 千円	16,804 千円

上表 ii 及び iii のように、検査事業区分に含まれる検査事業は赤字であり、賃貸事業は黒字となっている。結果として、検査事業の赤字を賃貸事業で穴埋めしていることがうかがえる。

(改善方法)

【指摘 19】について、市からの随意契約による検査業務委託のすべてを再委託することについては、契約のあり方を所管課とともに検討する必要がある。

【指摘 20】について、賃貸事業との混同により事業全体の収支状況が不明瞭になっていることから、適切に事業区分を分けて収支状況の管理を行っていく必要がある。

【意見 38】について、事業区分を分けて分析した結果、検査事業が赤字体質になっている状況は看過できないため、早急に赤字原因を究明し収支改善を図る必要があると考える。

- ⑩ 市から委託される健診業務等の価格決定に際し、先方の指定した金額により見積書を作成し、提示している。【指摘 21】

(現状の課題)

契約の透明性を確保できず、また、運営の適切な財源が確保できない恐れがある。

(事実関係)

当財団は、市より市民巡回健診や市職員健診業務等の多数の健診業務を受託している。

委託業務を受注する場合、契約締結前に見積書を発注者に提出することになるが、金額の見積りに際しては、財団の運営費用や将来の投資必要額等を勘案したうえで金額を決定し、発注者に提出することが本来である。

しかしながら、当財団が市から受注した健診業務の見積書は、市から指定された金額を記載したものとなっており、見積書の内訳が作成されていないものが見受けられた。

(改善方法)

市に見積書を提示するに際しては、財団の職員の確保、財源の確保の観点

から、当財団でいくらの収入が必要であるかを勘案し、見積金額を算出する必要がある。

また、金額の妥当性を説明する観点から、見積書の内訳についても市に提出する必要がある。

- ⑪ 多くの健診業務を受託しているが、個々の事業または業務別の収支を把握していない。【意見 39】

(現状の課題)

財団の継続的な存続のためには、どの事業または業務がどれほど財源確保に貢献しているか、どの事業を見直すかの検討が必要なるが、その検討ができない。

(事実関係)

当財団は、公益財団法人であるため、多額の利益を獲得することを運営の主目的とすることはできないが、継続的に存続し、市民により良いサービスを提供し続けるためには、損失となることが明らかな事業または業務を受託することは避けるべきである。

そのためには、いかなる事業または業務が利益獲得に貢献しているのか、また、法人運営に負担となっているのかを把握し、今後の対応を検討することが肝要となる。

しかしながら、当財団は各種健診業務等を市から受託しているが、個々の業務に関する収支を把握していない。

・ 健診業務等の主なもの

契約名	契約期間	金額 (円)
ぜん息児童水泳訓練事業に係わる業務委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	30,869,837
尼崎市国民健康保険特定健康診査等各種健診業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	30,924,150
尼崎市がん検診、肝炎ウィルス検診及び健康増進事業健診業務等	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	23,461,496
尼崎市職員定期・特殊・随時健康診断業務委託	令和5年5月10日から 令和6年3月31日	38,055,206
教職員の定期健康診断・胃がん・大腸がん検診業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	22,842,998
児童・生徒の心臓検診に係る第一次検査及び第二検査業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	17,216,273

(改善方法)

市から受託する健診事業または業務ごとの収支を把握し、今後の対応を検討する必要がある。

⑫ 賞与引当金が計上されていない。【指摘 22】

(現状の課題)

非営利法人委員会報告第 29 号公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）において賞与引当金の計上が求められているが、当法人では賞与引当金が計上されていない。

(事実関係)

当法人の給与規程によれば、6 月と 12 月に賞与を支給する旨規定されているが、会計上期末時に賞与引当金の計上がされていなかった。

【賞与引当金】

賞与引当金とは、決算時点において、将来職員に支払う賞与額のうち、当年度の労働に対応する金額のことをいう。

6 月に支給する賞与の支給対応期間が 12 月から 5 月であり、令和 6 年 6 月に 58,208,404 円賞与を支給していることから、令和 6 年 3 月期の決算書において計上すべきであった賞与引当金の額は、約 38,800,000 円であった。

なお、賞与引当金は人件費の計上と同様であり、賞与引当金額に対応する法定福利費も計上する必要がある。

(改善方法)

会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。

なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。

5 一般社団法人あまがさき観光局

(1) 団体概要

所在地	尼崎市開明町 2-1-1	 開明庁舎内に所在
設立年月日	平成 30 年 3 月 26 日	
目的 (定款第 3 条)	市の観光地域づくりの中核機関として、地域の事業者や市民等と連携して戦略的に地域の魅力を高めることにより、地域資源を活用した観光の振興並びに交流人口の増加を図り、もって地域経済の活性化及び市民の愛着や誇りの醸成に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出資割合	10,000 千円 100.0%	
代表者	理事長 内藤 吉子	
市の所管課	経済環境局 経済部 商業観光課	
団体が保有する 主な資産	—	
主な事業 (定款第 4 条)	・観光地域づくり戦略の企画立案及び実施 ・観光地域づくりに関連する調査研究 ・誘客イベント及びプロモーションの実施 ・物産振興に資する事業 ・上記に掲げる事業に附帯又は関連する事業	

(2) 人員数及び組織図

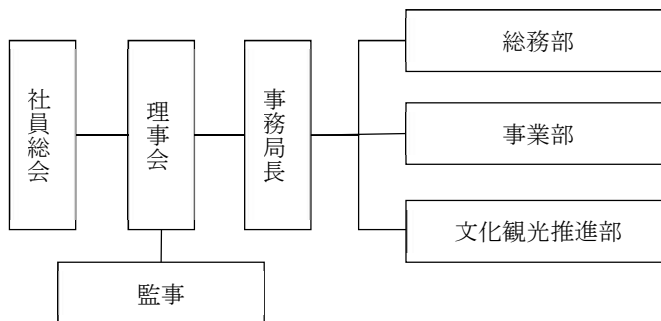
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	1	0	0	0	4	5
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	4	6	0	0	1	0	11
	非常勤	0	0	0	0	2	0	2

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	5	5	5
職員数 (人)	8	11	13
合計	13	16	18

③ 観光局



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	81,438 千円	72,428 千円	52,966 千円	尼崎版観光地域づくり推進事業補助金
委託料	－千円	10,676 千円	6,760 千円	開明庁舎管理業務委託、開明庁舎賑わいづくり関係業務委託、EV カーシェア周知啓発業務委託、シェアサイクル PR 業務委託
(うち、指定管理料)	－千円	－千円	－千円	
合計	81,438 千円	83,104 千円	59,726 千円	
経常収益	90,598 千円	104,409 千円	80,626 千円	
収益の市への依存度	89.9%	79.6%	74.1%	

② その他の支援

土地貸付	—
建物貸付	事務所（2 分の 1 減免）

(4) 運営する主な施設の概要

該当なし。

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	90,598 千円	104,409 千円	80,626 千円
	経常費用	89,495 千円	103,218 千円	77,029 千円
	当期経常増減額	1,103 千円	1,192 千円	3,596 千円
	当期経常外増減額	－千円	－千円	－千円
	当期一般正味財産増減額	794 千円	894 千円	2,738 千円
財産状況	流動資産	59,388 千円	70,761 千円	45,617 千円
	固定資産	1 千円	1 千円	51 千円
	資産合計	59,390 千円	70,763 千円	45,669 千円
	流動負債	46,881 千円	57,360 千円	29,528 千円
	固定負債	－千円	－千円	－千円
	(うち有利子負債)	(－千円)	(－千円)	(－千円)
	正味財産	12,509 千円	13,403 千円	16,141 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	2,509 千円	3,403 千円	6,141 千円

(6) 監査の結果

① 市から派遣された職員が、長時間の超過勤務をしている。【指摘 23】

(現状の課題)

市から当法人に派遣されている職員の超過勤務が月 100 時間を超過している。

超過勤務の上限は、職員の身体及び精神が健全に維持できるように定められたものであるため、長時間の超過勤務は厳に慎むべきである。

また、業務内容の見直しや配置換え等が必要である。

(事実関係)

近年は、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする等によって、多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとして、働き方改革が推進されている。

当法人の職員の超過勤務の状況を、超過勤務等勤務命令・報告簿により確認したところ、市から派遣された職員が毎月長時間にわたる超過勤務を行っていた。

・超過勤務時間（令和6年6月から12月）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
超過勤務実績(時間)	168.5	152	54	58.5	131.75	145.75	36.25

100 時間を超える超過勤務を行っているが、超過勤務を承認する上席者が不在であること、また、上席者の代わりに承認を事後的に理事長が行っているが、理事長は非常勤であるため、外観上、100 時間以上もの超過勤務がどのように遂行されたのか判断がつかない状況である。

さらに、当該職員は管理職であるため、超過勤務は振替休日に充当されるが、100 時間を超えるような超過勤務が継続している状況では、振り替えることも困難となっている。

労働基準法第 36 条によれば、使用者が労働者に時間外労働をさせる場合には、業務の種類や時間外労働の上限等に関し、労使間で協定（いわゆる 36（サブブロック）協定）を締結することが必要となっており、通常の労働者の残業は 1 ヶ月当たり 45 時間・1 年当たり 360 時間が上限となっている。例外的な場合であっても、2 か月から 6 か月の平均が 80 時間・1 年当たり 720 時間以内、1 か月 100 時間未満を超えてはならないとされている。

当法人の就業規則においても、1 か月 100 時間未満・2 か月から 6 か月の平均が 80 時間以内でなければならないとされている。

現状では、当該職員の勤務実態は労働基準法（及び就業規則）に反していることとなる。

【労働基準法第 36 条】 ※下線は監査人が付した。

（時間外及び休日の労働）

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

② 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（中略）

四 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

（中略）

- ③ 前項第四号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内にあって、限度時間を超えない時間に限る。
- ④ 前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあっては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。
- ⑤ 第一項の協定においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（第二項第四号に関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。）並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間（同号に関して協定した時間を含め七百二十時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができる。（中略）
- ⑥ 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。
- （中略）
- 二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間百時間未満であること。
- 三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間八十八時間を超えないこと。
- （以下省略）

【一般社団法人あまがさき観光局 就業規則】

（時間外労働等の上限）

第 29 条 職員の時間外労働および休日労働の合計時間は、次の各号のいずれも満たすものでなければならない。

（1）1 か月……法定休日を含め 100 時間未満であること。

（2）当該月を含めた直前の 2 か月から 6 か月までの 1 か月当たりの平均時間……

法定休日を含め 80 時間以内であること。

(改善方法)

職員の身体及び精神を健全に維持するため、長時間の超過勤務は厳に慎むべきである。

改善が難しい場合は、業務内容の見直しや配置換え等が必要である。

- ② 市からの随意契約による委託事業が外部事業者にすべて再委託されている。
また、再委託業務の発注先の一部が、市により指定されている。【指摘 24】

(現状の課題)

市から委託されたフィールドミュージアムガイドシステム導入業務のすべてが再委託されており、また、再委託先が市より指定されている。

現状では、市が当法人に業務を委託することの合理性はなく、また契約の透明性が確保できていない状況にある。

(事実関係)

令和4年度に市より随意契約により委託されたフィールドミュージアムガイドシステム導入業務委託を、外部事業者にすべて再委託している。

・フィールドミュージアムガイドシステム導入業務

区分	業務内容	契約方法	契約金額（円）
市からの業務委託	観光施設の音声ガイド及びトレーディングカード作成	随意契約	10,676,069
当法人からの再委託	トレーディングカードボックス製作及び設置業務	見積合わせ	3,498,000
	音声ガイドシステム情報登録業務	随意契約 (尼崎市立歴史博物館と同じ仕様にするため)	2,157,540
	トレーディングカードのデザイン印刷	市の指定による随意契約 (国立博物館トレーディングカードのデザイン等実績)	4,562,250
	合計		10,217,790

さらに、当法人の再委託に関する決裁文書を確認すると、再委託先のうち1者について、市から再委託先を指定され契約を締結していたものがあった。また、当該市から指定された再委託の理由は、「国立博物館のトレーディングカードの他、チラシやカード等のデザイン・製作実績があるため（市から指定）」と記載されていた。実績があるというだけでは再委託の合理的な理由と

はなりえず、市が特定の者を指定することは契約の透明性が確保されていないこととなる。

観光事業の特殊性から、市より受託した事業の一部を再委託することについては理解できるが、「その者に委託することがふさわしい」として委託された業務のすべてが再委託されることに合理性はなく、また、市が業務に関する仕様書を作成することができる以上、市が直接発注先を選定することも可能と考える。

(改善方法)

市は、委託業務のすべてが再委託されるような業務については、自らが事業者を選定し発注することを検討すべきである。

また、随意契約として発注した業務の一部が再委託される場合には、合理的な理由があるのかについて確認し、発注の承認を行う必要がある。

さらに、再委託先を市が指定することは、契約の透明性が確保できないため、厳に慎むべきである。

- ③ 当法人から特定の事業者に対し、随意契約により多くの契約が発注されている。【指摘 25】

(現状の課題)

当法人から特定の者に対して、多数の業務が随意契約により発注されている。

現状では、契約の透明性は図られていない状況となっている。

(事実関係)

文化観光推進事業において、各種の業務が外部の事業者が発注されている。令和5年度の当事業に関する契約状況を確認したところ、特定の事業者（下記A社）に多くの業務が随意契約により発注されていた。

随意契約とした理由は、当該事業者は実績があり、信頼できるということである。

同様の業務は、他にも実施可能であると考えられ、入札や複数事業者からの見積合わせにより事業者を選定すると可能であると考ええる。

現状では、随意契約の理由に合理的な理由はなく、契約の透明性が図れないこととなっている。

・令和５年度の文化観光推進事業における随意契約による業務発注

件名	金額	発注先
お城 EXPO 特別版 ブース設営業務	55,000	A 社
スタンプラリー看板等設置業務委託	330,000	A 社
開明庁舎にぎわいづくり環境整備業務委託	4,422,000	A 社
EV カーラッピング業務	187,000	A 社
尼崎城企画展設営業務	330,000	A 社
第 7 回尼崎城企画展設営業務	440,000	A 社
第 7 回尼崎城企画展 PR 業務	220,000	A 社
地名めぐりスタンプラリー撤収業務	132,000	A 社
第 8 回尼崎城企画展設営業務	371,800	A 社

(改善方法)

特定の者と随意契約を締結するには、合理的な説明が必要である。説明ができないのであれば、入札または見積合わせにより委託事業者を決定する必要がある。

④ 尼崎城企画展の展示作品の運搬を職員がレンタカーにて行っている。

【指摘 26】

(現状の課題)

主催する企画展の展示物を法人職員がレンタカーを利用して自ら運搬している。

法人職員が貴重な展示品を棄損するリスクがあり、また、長時間の時間を費やすこととなっている。

(事実関係)

当法人が構成員となっている共同企業体が、令和５年度に主催した第 7 回尼崎城企画展において、福岡県の模型作家による作品が展示されていたが、その展示品の集荷・返却を市職員がレンタカーを利用し、自ら行っていた。

レンタカー利用に関する理由を決裁文書により確認すると、市の公用車には積載することができず、車体の大きな自動車が必要であるためとのことである。

・展示品運搬のためのレンタカー利用

区分	レンタカー利用時間 (決裁申請時間)	金額
展示品集荷	令和5年12月19日 8時30分から48時間	48,118円
展示品返却	令和6年2月19日 9時から72時間	68,430円

市の公用車に積載することができない大きな模型作品であり、模型作家の貴重な財産であること、また、市職員も多くの時間を費やしてしまうことからすれば、展示品運搬の専門事業者を利用すべきであり、市の職員がレンタカーを利用して自ら展示品を集荷・返却することに合理性はない。

(改善方法)

企画展に展示する貴重または壊れやすい展示品は、法人職員が自ら運搬するのではなく、展示品運搬の専門事業者に運搬を委託する必要がある。

- ⑤ 市からの当法人に文化観光推進事業の業務が随意契約により委託されているが、すべて外部事業者にも再委託されているものがあり、また、収支が赤字となっている。【指摘 27】

(現状の課題)

市が随意契約より当法人に委託した業務のすべてが再委託され、また、当該業務の収支が赤字となっている。

市が当法人に委託することに合理的な理由はなく、また、収支が赤字となるような再委託に関しては、契約の透明性が確保できない状況にある。

(事実関係)

令和5年度の正味財産増減計算書内訳書（財務書類）を確認すると、尼崎市ならではのオリジナルコンテンツなどを活用した事業や尼崎市でしか鑑賞することができない展覧会の開催等を行う文化観光推進事業（その他会計区分）の収支が赤字となっていた。

赤字となった要因は、市から当法人に随意契約により当事業の業務が委託されたが、当該業務のすべてを外部事業者にも受託金額以上で再委託している

ことによる。

・文化観光推進事業の収支状況

(単位：円)

勘定科目	金額
尼崎市受託収入	3,349,500
業務委託費	4,609,000
消耗品費	130,493
収支差額	△1,389,993

観光事業の特殊性から、市より受託した事業の一部を再委託することについては理解できるが、「その者に委託することがふさわしい」として委託された業務のすべてが再委託されることに合理性はなく、また、市が業務に関する仕様書を作成することができる以上、市が直接発注先を選定することも可能と考える。

さらに、受託した業務のすべてを再委託することにより、収支が赤字となることは、契約の透明性が確保できないこととなる。

(改善方法)

市は、委託業務のすべてが再委託されるような業務については、自らが事業者を選定し発注することを検討すべきである。

また、随意契約として発注した業務の一部が再委託される場合には、合理的な理由があるのかについて確認し、発注の承認を行う必要がある。

⑥ 謝金に関する規程が整備されていない。【指摘 28】

(現状の課題)

文化観光推進事業における謝金の交付に関し、当法人にて決裁されているが、金額の設定については、当法人の特定の者が担当している。
現状では、謝金交付に関する透明性が図られない状況となっている。

(事実関係)

文化観光推進事業において、講演やイベントの実施に協力してくれた者に、謝金が交付されている。

当該謝金は、当法人内部で決裁手続を経ているが、金額の設定に関しては特定の者が担当している。

謝金の金額を定めた規程がなければ、交付に関する透明性が図れないが、当法人では規程は整備されていなかった。

・文化観光推進事業における謝金例

件名	金額
「あまトリ」ロゴ・フライヤーデザイン謝金	200,000
尼崎城・ギャラリー企画展設営等謝金	150,000
7/27 朗読会出演謝金	130,000
尼崎城・ギャラリー企画展設営等謝金	125,000
7/27 朗読会出演謝金	110,000
はんしんまつり鉄道模型イベント謝礼	90,000
中島らも展資料等撮影謝礼	80,000
漫画ギャラリー購買部什器設営等支援	70,000
尼子騒兵衛作品撮影に係る謝金	50,000

(改善方法)

謝金交付の透明性を図るため、謝金額の決定手順を定めた規程を整備する必要がある。

⑦ 補助金が対象事業以外の事業に流用されている。【指摘 29】

(現状の課題)

補助金申請時には補助対象とされていなかった事業に対し、他の補助対象事業から生じた余剰を流用していた。

現状では、補助金交付事務に対する透明性が確保できていない状況にある。

(事実関係)

令和5年度において、観光地域づくり推進事業の補助金申請時には補助の対象とされていなかった文化観光推進事業に関する費用 1,838,011 円が、当初申請された補助事業から余剰が生じたため、事業の実績報告時に補助対象事業として扱われている。実質的に市に返還されるべき補助金が、他の事業に流用されたことになっている。

また、文化観光推進事業に関する費用 1,838,011 円と他の事業の補助金余剰が一致しており、補助金交付に関する収支報告も実績が報告されていないこととなっている。

令和5年度 補助金事業「観光地域づくり推進事業」精算計算書要約

(単位：千円)

	観光情報 発信事業	にぎわい 創出事業	観光地 経営事業	文化観光 推進事業	法人会計	計
補助金収入	14,678	11,159	22,302	-	14,038	62,177
補助対象経費	14,673	9,432	20,904	1,838	6,119	52,966
補助金収支差額	5	1,727	1,398	-1,838	7,919	9,211
黒字事業から 赤字事業へ充当	-	△440	△1,398	1,838	-	-
市へ返金額	5	1,287	0	0	7,919	9,211

補助金は、各種団体等が国や地方公共団体の施策の一部または全部を補完または代替するために、その活動を支援するために特別に交付されるものである。この補助金交付の趣旨からすれば、事前に交付対象者や対象事業を明らかとし、厳格な手続及び審査により交付が決定される必要がある。

この点、本件においては、補助申請対象外事業について他の事業の補助金が流用されており、補助金交付に関する透明性が確保できていない状況にある。

(改善方法)

事前の厳格な事務手続及び審査の伴わない補助金の流用は、補助金交付に関する透明性が図られないため、厳に慎むべきである。

⑧ 賞与引当金が計上されていない。【指摘 30】

(現状の課題)

将来支給される賞与額のうち、当年度の就業に対する部分が賞与引当金として計上されていない。

(事実関係)

当法人の給与規程によれば、6月と12月に賞与を支給する旨規定されているが、会計上期末時に賞与引当金の計上がされていなかった。

【賞与引当金】

賞与引当金とは、決算時点において、将来職員に支払う賞与額のうち、当年度の労働に対応する金額のことをいう。

6月に支給する賞与の支給対応期間が12月から5月であり、令和6年6月に1,358,865円賞与を支給していることから、令和6年3月期の決算書において計上すべきであった賞与引当金の額は、約900,000円であった。

なお、賞与引当金は人件費の計上と同様であり、賞与引当金額に対応する法定福利費も計上する必要がある。

(改善方法)

労働の対価が適切に費用として計上されるよう、賞与引当金を計上する必要がある。

なお、この賞与引当金計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。

6 公益財団法人尼崎環境財団

(1) 団体概要

所 在 地	尼崎市東海岸町 1-120	
設 立 年 月 日	昭和 56 年 3 月 3 日	
目 的 (定款第 3 条)	環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、もって住民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出 資 割 合	60,000 千円 100.0%	
代 表 者	理事長 土元 英樹	
市 の 所 管 課	経済環境局 環境部 資源循環課	
団体が保有する 主 な 資 産	(建物) 社屋 取得価額：465,622 千円、簿価：133,021 千円、老朽化率：71.4%	
主 な 事 業 (定款第 4 条)	・一般廃棄物の収集運搬及び処理に関する事業 ・環境美化及び環境保全の推進に関する事業 ・その他定款第 3 条の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

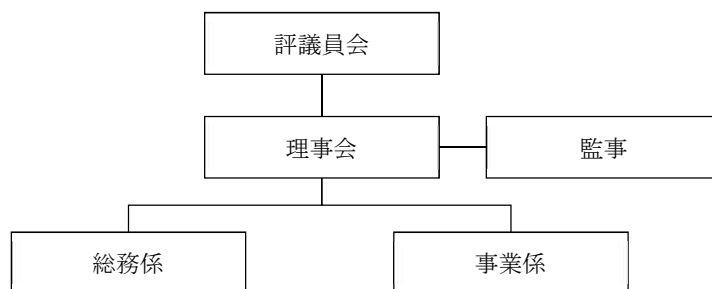
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	2	0	0	0	2
	非常勤	0	2	2	0	0	2	6
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	18	1	0	10	2	0	31
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	8	8	8
職員数 (人)	47	47	31
合計	55	55	39

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	7,704 千円	7,644 千円	7,655 千円	理事人件費
委託料	469,096 千円	495,817 千円	489,898 千円	し尿収集運搬事業等
(うち、指定管理料)	213,720 千円	240,441 千円	234,544 千円	斎場・墓園管理運営事業
合計	476,800 千円	503,461 千円	497,553 千円	
経常収益	497,769 千円	523,926 千円	517,261 千円	
収益の市への依存度	95.8%	96.1%	96.2%	

② その他の支援

土地貸付	事務所等用地 (2 分の 1 減免)
建物貸付	—

(4) 運営する主な施設の概要

該当なし。

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	497,769 千円	523,926 千円	517,261 千円
	経常費用	469,440 千円	487,165 千円	474,863 千円
	当期経常増減額	28,329 千円	36,761 千円	42,398 千円
	当期経常外増減額	－千円	－千円	462 千円
	当期一般正味財産増減額	26,229 千円	27,724 千円	33,652 千円
財産状況	流動資産	135,467 千円	136,816 千円	184,319 千円
	固定資産	393,173 千円	405,194 千円	395,802 千円
	資産合計	528,639 千円	542,010 千円	580,121 千円
	流動負債	73,584 千円	55,696 千円	82,712 千円
	固定負債	160,864 千円	164,397 千円	141,840 千円
	(うち有利子負債)	(4,558 千円)	(2,605 千円)	(1,064 千円)
	正味財産	294,192 千円	321,916 千円	355,568 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	234,192 千円	261,916 千円	295,568 千円

(6) 監査の結果

① 経営計画の内容が十分ではない。【意見 40】

(現状の課題)

市と協議の上策定した第3次経営計画に基づき、近い将来の解散を視野に事業運営を行っているが、経営計画では、解散前後の対応に関する具体的な検討・反映が十分にはなされていない。

具体的な内容が十分でない経営計画の場合、事業の遂行に支障が生じる、また想定外の費用負担等が生じるなど、適切な事業運営が行われないリスクが高くなる。

(事実関係)

当財団については、市と協議の上策定した第3次経営計画に基づき、近い将来の解散を視野に入れて事業運営を行っている。

なお、DBO方式による新ごみ処理施設の整備等に伴い、実施している業務の大半については、当財団の解散時期に終了となり、一部業務については、これらの後も業務が残ることが想定されている。

・実施業務一覧（★：解散後も残ることが想定される市からの受託業務）

公１ し尿の収集運搬及び一般廃棄物 処理施設の運営に関する事業	公１（１） 尿収集運搬業務 ★
	公１（２）し尿処理施設運転維持管理業務
	公１（３）ごみ中継保管場所管理運営業務
	公１（４）煙突ヤード管理運営業務
公２ 環境美化及び環境保全の推進 に関する事業	公２（１）不法投棄防止対策等業務 ★
	公２（２）市民工房管理運営業務
	公２（３）環境整備事業
	公２（４）地域清掃ごみ収集運搬業務 ★
	公２（５）エコひょうご尼崎発電所清掃事業
収１ ごみ収集運搬事業	収１（１）施設ごみ収集運搬業務
	収１（２）駅前広場ごみ収集運搬業務 ★
	収１（３）資源リサイクルセンター搬送業務
収２ 携帯電話基地局設置事業	

一方で、解散までには一定の期間があるため、解散までの期間の業務遂行、また解散後の残業務の取り扱い等について、継続した検討・対応が必要である。しかし、市と協議の上策定した第３次経営計画においては、財団解散後も対応が必要な業務（し尿収集運搬業務等）についての受入れ先や、財団解散までの期間の業務遂行体制、財団解散後の従業員の処遇に向けた準備等について、中長期での具体的な内容の検討・反映がなされていない状況となっている。

具体的な内容が十分でない経営計画である場合、対応事項の十分な管理ができず、事業の遂行に支障が生じる、また想定外の費用負担等が生じるなど、適切な事業運営が行われないリスクが高くなると考えられる。

（改善方法）

解散までの期間を対象に、解散後の引継ぎ事項等も含む、具体的な対応・施策、数値目標を設定した経営計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。

② 人件費補助金交付に関する要綱が整備されていない。【意見 41】

(現状の課題)

市は、当財団に人件費補助金を交付しているが、交付の目的、事務手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱が整備されておらず、交付に関する透明性が確保できない状況となっている。

(事実関係)

市は、毎年度の補助金交付に関する決裁において、根拠、目的、補助対象及び交付額等に関する事項は明らかとしているが、その決裁事務を行う根拠や交付の手順を明らかとするための人件費補助金要綱の整備を整備していない。

(改善方法)

補助金を交付するためには、所管課において、補助金交付要綱を整備する必要がある。

③ 人件費補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。【指摘 31】

(現状の課題)

当財団は、人件費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳及び支払いの事実を確認していない。

現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。

(事実関係)

市から当財団に、人件費補助金が交付されている。

財団は、年度終了時に補助対象となった人件費を集計し、市に提出しているが、市は当該集計と当財団の帳簿記録や給与台帳等と照合していない。

補助金の交付先から補助対象事業等に関する趣旨実績を提出させる趣旨は、補助金交付額が妥当であったのか、使途が妥当であるかを確認することにある。このような趣旨からすれば、人件費に関する集計表より異常がないかを確認するのみではなく、実際に支払われたことを証する資料と集計表を照合する必要がある。

(改善方法)

市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与集計資料を

帳簿記録、給与台帳及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。

- ④ 委託料の設定に際して、積算を実施しているが、光熱費等の増加分などが最終の委託料に反映されていない。【指摘 32】

(現状の課題)

委託料設定に際して必要となる必要経費の積算が実態と乖離していることで、市においては委託業務に関する実態把握ができない状況に、当財団においては適正な事業管理ができない状況になっている。

(事実関係)

委託事業の委託料の設定に際しては、必要経費の見積に基づき、市と協議を行っている。必要経費の積算に当たっては、光熱費の増加等の要因があり当該影響を加味した積算を行っているにも関わらず、最終的に決定された委託料については、過去の一定期間において一定の金額となっている。

実際の負担コストの委託料への反映が不十分な状況であることから、市における委託業務に関する実態把握や、当財団における適正な事業管理（損益管理）が困難な状況となっている点に問題があると考えられる。

(改善方法)

より実態に即した積算を行い、事業の実態に基づいた委託料の協議を行う必要がある。

- ⑤ 監事が顧問税理士となっている。【指摘 33】

(現状の課題)

当財団の税務申告を担当している顧問税理士が監事を兼任している状況となっており、外観的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがある。

(事実関係)

当財団の税務申告について、監事である顧問税理士が実施しており、監事が自らの業務を監査する自己監査の状況となっている。

監事が税務申告を実施する点については、明確な法令違反ではないものの、

理事の業務執行の監査、計算書類の監査といった監事の職責から見れば、当該状況は望ましくなく、外形的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがあると考えられる。

(改善方法)

顧問税理士が監事を兼任する状況を解消することが望ましい。

- ⑥ 10 万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。【指摘 34】

(現状の課題)

備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。

(事実関係)

当財団は、10 万円以上の備品については、固定資産台帳に登録し、毎年当該固定資産台帳と現物の照合を行っている。

しかし、所有している 10 万円未満の備品については、定期的な現物確認が実施されておらず、備品の実在性、備品の利用状況・資産の状態について把握できていない状況となっている。

備品の現物確認を行わなければ、不良となっている状況や、紛失している（横領されている）ことが適時に判明しないリスクがある。

(改善方法)

10 万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。

7 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター

(1) 団体概要

所 在 地	尼崎市東難波町 5-19-5		
設 立 年 月 日	昭和 55 年 10 月 1 日		
目 的 (定款第 3 条)	定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。		
市の出資額及び 出 資 割 合	一千円 0.0%		
代 表 者	理事長 岩田 強		
市 の 所 管 課	経済環境局 経済部 しごと支援課		シルバー会館に所在
団体が保有する 主 な 資 産	(建物) 尼崎シルバー会館 取得価額：96,609 千円、簿価：45,685 千円、 老朽化率：52.7%		
主 な 事 業 (定款第 4 条)	・ 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供 ・ 高年齢者の終了に関する調査及び研究 ・ 高年齢者に対する就業相談の実施 ・ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供 ・ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（兵庫県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施 ・ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

(2) 人員数及び組織図

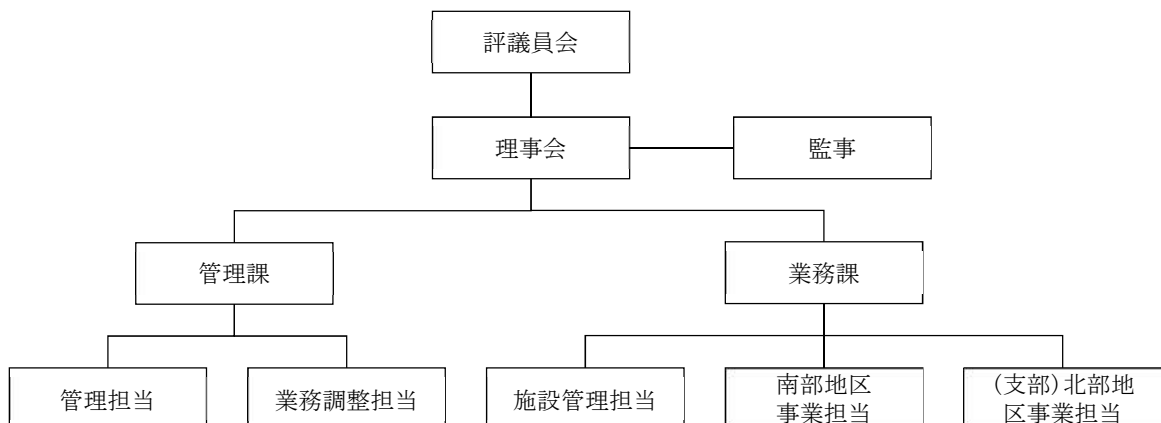
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	1	0	0	0	1
	非常勤	0	2	1	0	0	13	16
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	11	0	0	10	0	3	24
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0

② 役員及び職員数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
役員数 (人)	17	17	17
職員数 (人)	27	24	24
合計	44	41	41

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	41,185 千円	42,871 千円	42,635 千円	運営本体補助、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業、人件費
委託料	572,108 千円	592,092 千円	594,047 千円	学校開放業務、市内一円公園保護育成業務棟
(うち、指定管理料)	239,184 千円	225,116 千円	224,208 千円	老人福祉工場、北西部自転車駐輪場、園田東西生涯学習プラザ
合計	613,293 千円	634,963 千円	636,682 千円	
経常収益	1,663,759 千円	1,665,136 千円	1,691,449 千円	
収益の市への依存度	36.9%	38.1%	37.6%	

② その他の支援

土地貸付	シルバー会館用地（2分の1）、シルバーワークプラザ用地（2分の1 減免）
建物貸付	支部（2分の1 減免）、シルバーワークプラザ（無償貸与）

(4) 運営する主な施設の概要

① 団体が所有する施設

- ・シルバー会館

外観		設置目的	高齢者に相応しい仕事を企業・家庭・公共団体などから請け負い、会員として登録した高齢者に紹介することを目的として設置された施設
		住 所	尼崎市東難波町5-19-5
		実 施 事 業 等	シルバー人材センター事業、共済事業
		建 物 等	
		延床面積	1,028.80㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造地上3階一部4階

画像は市のHPより

② 団体が指定管理者として運営する施設

- ・立花駅自転車駐車場（第1から第7自転車駐車場及び南地下自転車駐車場）

内観		定期利用料金 (1か月)	自転車：800円から2,100円 原 付：1,700円から2,900円
		定期利用料金 (3か月)	自転車：4,200円から5,900円 原 付：4,800円から8,200円
		一時利用料金	自転車：150円 原 付：300円

・武庫之荘駅第1自転車駐車場

外観		定期利用 料 金 (1 か月)	自転車：2,100円
		定期利用 料 金 (3 か月)	自転車：5,900円
		一時利用 料 金	自転車：150円

上記の他、公益財団法人尼崎市文化振興財団が代表企業団となっているあまがさきコミュニティパートナーズの構成員として、園田西生涯学習プラザ及び園田東生涯学習プラザを管理運営している。

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	1,663,759 千円	1,665,136 千円	1,691,449 千円
	経常費用	1,647,559 千円	1,674,340 千円	1,666,253 千円
	当期経常増減額	16,201 千円	△9,203 千円	25,196 千円
	当期経常外増減額	－千円	93 千円	△911 千円
	当期一般正味財産増減額	16,201 千円	△9,111 千円	24,286 千円
財産状況	流動資産	202,284 千円	213,512 千円	223,707 千円
	固定資産	400,627 千円	384,653 千円	392,222 千円
	資産合計	602,912 千円	598,166 千円	615,929 千円
	流動負債	147,435 千円	154,392 千円	148,234 千円
	固定負債	36,091 千円	33,498 千円	33,135 千円
	(うち有利子負債)	(5,958 千円)	(4,088 千円)	(2,159 千円)
	正味財産	419,385 千円	410,275 千円	434,561 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	419,385 千円	410,275 千円	434,561 千円

(6) 監査の結果

- ① 会員が減少している状況にあるため、維持・増加させるための新たな取組が必要である。【意見 42】

(現状の課題)

高齢者の働き方が多様化していること、民間企業でも高齢者の雇用が維持されるようになってきていることから、会員を確保し、依頼された業務を遂行することが難しくなる。

(事実関係)

当法人の主たる事業は、市内事業者等の発注者から業務を受注し、その業務を当法人の会員に請け負わせることである。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係



(出典：公益財団法人尼崎市シルバー人材センターHP)

しかしながら、近年は高齢者の働き方が多様化していること、民間企業の雇用期間が延長されている等により、会員数が減少している状況となっている。

・会員数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正会員	4,004 人 平均 74.8 歳	3,946 人 平均 75.1 歳	3,837 人 平均 75.5 歳
特別会員	28 人	29 人	28 人
賛助会員	240 社・人	250 社・人	170 社・人

(改善方法)

会員数を増やすことができるよう、就業先や職種の拡大、積極的なPRを継続して行う必要がある。

特に、高齢者の次世代を会員として確保することに注力して実施する必要がある。

- ② インボイス制度の導入が、当法人の業績に大きな影響与えることになっている。【意見 43】

(現状の課題)

インボイス制度の導入により、センターの資金負担が大きくなり、運営に支障をきたす可能性がある。

(事実関係)

令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されているが、一定の要件を満たした適格事業者からの請求書（インボイス）が入手・保存できない場合、消費税を従来よりも多く納付することが必要になる。

会員に依頼した業務が完了すると当法人から会員に分配金が支払われることになるが、会員は消費税の免税事業者であり、一定の条件を満たした適格事業者ではない。当法人はこれまで、会員への分配金に対する消費税額を、当法人の収益に係る消費税額から控除のうえ納付することが認められていたが、会員は適格事業者ではないため、当法人は分配金に対する消費税を収益に係る消費税から控除することができないようになる。

消費税の基本的仕組み（仕入税額控除）



- 消費税は、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて計算します。この差し引く計算を「仕入税額控除」と言います。
- 買手は、インボイスがない仕入れや経費については「仕入税額控除」ができません。

(出典：国税庁 HP)

なお、令和5年10月1日から令和8年9月30日は80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日は50%の控除となり、以後は控除できないようになっている。

参考であるが、令和5年度と同額の分配金が令和12年度に会員に支払われるとすると、消費税納付額が約1億2,400万円以上増えることになる。

(改善方法)

当法人の上位団体である公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と、インボイス制度への対応に関する情報共有を積極的に行うとともに、市とも支援のあり方について、十分に協議する必要がある。

③ 中期計画が定量的なものとなっていない。【意見 44】

(現状の課題)

会員数が減少し、インボイス制度導入により業績維持・改善が困難となる可能性がある。

中長期的な損益目標を策定し、行動を統制していかなければ、健全な財務体質の維持できない。

(事実関係)

法人が存続していくためには、業績、人員確保、投資及び資金繰り等に関する将来の中長期的な目標を設定し、目標達成のためにどのような行動を行うべきか検討する必要がある。また、毎年目標の達成度合いを評価し、今後の対応を検討していく必要がある。

目標の達成度合いを評価するためには、目標が定量的なものである必要があるが、当法人は中期経営計画を策定しているものの、計画内容は行動計画が主たるものとなっており、将来の業績等の目標までは検討されていない。

(改善方法)

会員数の減少、インボイス制度導入による影響を鑑みると、健全な財務体質を維持するために、中長期的な損益、投資、資金計画を策定する必要がある。

- ④ 指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。【指摘 35】

(現状の課題)

収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。

(事実関係)

当法人と市との自転車駐車場の指定管理に関する基本協定書によれば、当法人は年度の終了後に管理業務の実施に係る収支状況を含む事業報告書を市に提出することになっている。

指定管理業務の収支を市に提出することの趣旨は、指定管理料が適切であったのか、また、次の指定管理者選定時の指定管理料を決定するための基礎とすることにある。この趣旨に鑑みれば、指定管理者である当法人は、指定管理業務に係る収支の実際発生額を集計し報告すること、また、指定管理料を支払う市は、収支報告が予算や前年報告値と比べて異常がないかを確認するのみならず、収支報告が正しいかどうかについて検証する必要がある。

・自転車駐車場の収支状況

(単位：円)

費目等			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入	指定管理料		156, 262, 425	156, 262, 425	156, 262, 425
支出	人件費			111, 111, 414	115, 493, 924
	施設維持管理 運営費	保守管理費		5, 020, 340	5, 032, 515
		消耗品費		3, 349, 344	1, 236, 915
		光熱水費		7, 386, 326	4, 725, 621
		通信運搬費		572, 272	630, 263
		保険料		72, 700	26, 370
	その他	一般管理費		15, 399, 750	14, 499, 750
		事務手数料		436, 150	407, 000
		納税消費税		11, 278, 270	11, 791, 542
	支出合計		152, 403, 116	154, 626, 566	153, 843, 900
管理業務の収支		3, 859, 309	1, 635, 859	2, 418, 525	

※ 令和3年度の収支報告は様式の集計方法が異なるため、合計のみ記載している。

当法人は、指定管理業務に関する収支報告を市に提出しているが、法人の共通経費（法人運営全般に係る間接経費）を一般管理費として調整し、市に報告している。この一般管理費は、予算時に市に提示していたもので、金額の根拠はないものである。

一方、市は財団から提出された収支報告につき、収支報告が予算や前年報告値と比べて異常がないかを確認するのみで、帳簿記録及び領収書等の証拠書類と照合していない。

【尼崎市立立花駅第1～第7、立花駅南地下及び武庫之荘駅第1自転車駐車場の管理に関する基本協定書】

甲：市、乙：公益社団法人尼崎市シルバー人材センター

（事業報告書の作成等）

第31条 乙は、指定期間中、毎年度、当該年度終了後（中略）から30日以内に、当該年度に係る管理業務に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（2）管理業務に係る実施状況、内容及び実績

（中略）

（5）管理業務の実施に係る収支状況

（以下、省略）

（改善方法）

市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。

また、法人の共通経費（間接費）に関する取り決めに市と協議する必要がある。

⑤ 指定管理業務の再委託に関する承認手続が適切に行われていない。【指摘36】

（現状の課題）

当法人は、指定管理業務の一部を再委託しているため、毎年度市に再委託に関する承認の申請を行い、市から書面による承認を得ている。

しかし、再委託している業務は、5年間の自動更新の契約となっているため、毎年の再委託承認の申請・承認は意味がないものとなっている。

（事実関係）

自転車駐車場の指定管理基本協定書によれば、指定管理業務の一部を第三者に委託するに際しては、市の書面による承認を得ることが必要とされている。

しかし、指定管理施設における、警備、保守及び点検等について、再委託を行い、毎年度市より再委託に関する承認を得ているが、当法人が当該再委託している業務の委託契約は、5年間自動更新の契約となっている。

・令和5年度の再委託承認例

委託業務の名称	再委託する部分の内容
消防用設備等保守点検業務	消防用設備等の機器点検（9月）及び機器・総合点検（3月）
一般廃棄物処理業務	一般廃棄物の収集・運搬および処分
自家用電気工作物保安管理業務	尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場の自家用電気工作物の保安管理
ラック保守業務	尼崎市立立花駅第4自転車駐車場の個別ロック式駐輪設備等の保守管理
サイクルコンベア保守点検業務	サイクルコンベア設備の年1回の定期点検及び年2回の保守点検業務

（改善方法）

市からの再委託承認を入手し、その後に発注を行う必要がある。

また、指定管理は複数年継続されることが前提となっており、通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。

指定管理における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを協定書に定めることを検討すべきである。

⑥ 立花駅自転車駐車場において、利用しない駐輪ラックがポンプ室に放置されている。【指摘 37】

（現状の課題）

自転車駐車場の消火ポンプ施設に有事が生じた場合、同場所に放置されている駐輪ラックが施設復帰の支障をきたす可能性がある。

（事実関係）

当法人の指定管理施設である立花駅自転車駐車場のポンプ室に、市の資産である取り外された駐輪ラックが放置されている。

また、消防点検においても、当該駐輪ラックを撤去するように指摘されている。

本来、利用しない物品については、不用の決定を行い、処分する必要がある。

・立花駅地下自転車駐車場



【尼崎市財務規則】

(不用の決定)

第 143 条 物品管理者は、その所管に係る物品のうち適切に使用し、又は処理することができないものについては、不用の決定をし、売却又は廃棄の手続をしなければならない。この場合において、当該決定については、会計管理者に合議しなければならない。

(改善方法)

市は、利用していない物品については、不用の決定を行い、施設有効活用の観点から早急に処分することを検討すべきである。

- ⑦ 指定管理施設である武庫之荘駅自転車駐車場の雨漏り箇所が改善できていない。【指摘 38】

(現状の課題)

自転車駐車場の雨漏り箇所が修繕されていないため、利用者及び利用者の自転車に雨に晒され、利用者の満足度が下がる可能性がある。

(事実関係)

指定管理施設である武庫之荘駅自転車駐車場において、老朽化により雨漏りしている箇所が複数あるが、改善できていない。

・雨漏り箇所例



利用者及び利用者の自転車雨が雨に晒されることになり、利用者の満足度が下がるおそれがある。また、施設躯体にも悪影響を及ぼすおそれもある。

(改善方法)

利用者が快適に自転車駐車場を利用できるよう、所管課と協議し、早急に対応する必要がある。

- ⑧ 市から指定管理業務のために貸与された備品のリストが毎年提示されていない。【指摘 39】

(現状の課題)

市からの貸与備品について、当法人に貸与備品のリストが毎年送付されておらず、現状では、市で貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違（紛失、台帳登録誤り、横領等）があったとしても、判明しない。

(事実関係)

当法人が指定管理者として運営している尼崎市立花駅自転車駐車場、立花駅地下自転車駐車場及び武庫之荘駅自転車駐車場にて、市から指定管理に必要な備品が貸与されている。

当法人は、指定管理者として当該貸与備品を適切に管理する必要があり、その管理のために使用している備品リストを確認したところ、市からは毎年提示されておらず、最新のものではなかった。

現状では、市で貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違があったとしても、判明しないこととなる。

(改善方法)

市の貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。

⑨ 10 万円未満の備品について、現物の確認をしていない。【指摘 40】

(現状の課題)

備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。

(事実関係)

当法人は、10 万円以上の備品については、固定資産台帳に登録し、毎年当該固定資産台帳と現物の照合を行っている。

しかし、プリンタ、デジタルカメラ及び掃除機等の 10 万円未満の備品については、管理台帳を作成しているが、定期的な現物確認を行っていない。

(改善方法)

10 万円未満の備品についても、定期的に管理台帳と現物の照合を行う必要がある。

⑩ 賞与引当金が計上されていない。【指摘 41】

(現状の課題)

非営利法人委員会報告第 29 号公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）において賞与引当金の計上が求められているが、当法人では賞与引当金が計上されていない。

(事実関係)

当法人の給与規程によれば、6 月と 12 月に賞与を支給する旨規定されているが、会計上期末時に賞与引当金の計上がされていなかった。

【賞与引当金】

賞与引当金とは、決算時点において、将来職員に支払う賞与額のうち、当年度の労働に対応する金額のことをいう。

6月に支給する賞与の支給対応期間が12月から5月であり、令和6年6月に13,180,292円賞与を支給していることから、令和6年3月期の決算書において計上すべきであった賞与引当金の額は、約8,700,000円であった。

なお、賞与引当金は人件費の計上と同様であり、賞与引当金額に対応する法定福利費も計上する必要がある。

(改善方法)

会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。

8 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構

(1) 団体概要

所在地	尼崎市昭和通 2-6-68	 尼崎市中小企業センターに所在
設立年月日	昭和 56 年 5 月 1 日	
目的 (定款第 3 条)	市が抱える都市問題の解決に向けた調査研究などを行うとともに、市のまちづくりの根幹である産業の振興及び中小企業などの勤労者の福祉向上に向けた各種事業を推進し、もって地域及び産業の活性化に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び出資割合	300,000 千円 99.9%	
代表者	理事長 渡邊 憲治	
市の所管課	経済環境局 経済部 商業観光課	
団体が保有する主な資産	(建物) 中小企業センターアイル 取得価額：1,358,370 千円、簿価：419,464 千円、老朽化率：69.1%	
主な事業 (定款第 4 条)	・都市問題の解決に向けた調査研究 ・産業振興事業 ・尼崎市中小企業センターの管理運営 ・尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

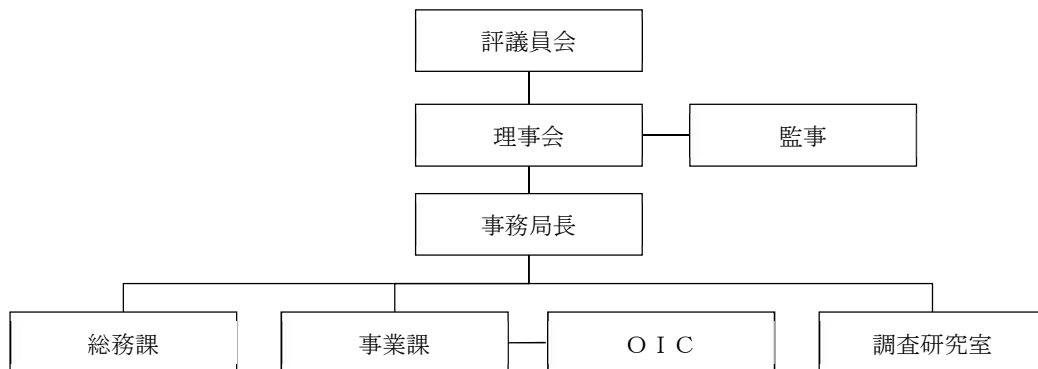
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会議員	市以外の出資者	その他	合計
	常勤	0	1	0	0	0	0	1
	非常勤	0	1	0	0	0	11	12
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	11	3	0	4	0	0	18
	非常勤	0	0	0	0	0	0	0

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	13	12	13
職員数 (人)	18	17	18
合計	31	29	31

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	28,637 千円	29,278 千円	29,240 千円	商業専門家派遣、中小企業減災対策支援、創業支援、人件費
委託料	103,281 千円	59,892 千円	50,271 千円	産業振興事務委託手数料、人口分析等
(うち、指定管理料)	一千円	一千円	一千円	
合計	131,918 千円	89,170 千円	79,511 千円	
経常収益	307,370 千円	266,047 千円	252,422 千円	
収益の市への依存度	42.9%	33.5%	31.5%	

② その他の支援

土地貸付	中小企業センター用地 (2 分の 1 減免)
建物貸付	—

(4) 運営する主な施設の概要

① 団体が所有する施設

- ・尼崎市中小企業センター

内観		設置目的	尼崎市の地域および産業の活性化をめざし、都市問題の解決に向けた調査研究や産業の振興に向けた各種事業を実施するために設置された施設。
		住 所	尼崎市2-6-68
		主 要 室	ホール、尼崎創業支援オフィス、会議室、研修室、レストラン 等
		建物等延床面積	6,410.08㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造地上7階地下1階

画像は機構のHPより

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	307,370 千円	266,047 千円	252,422 千円
	経常費用	319,372 千円	301,712 千円	303,491 千円
	当期経常増減額	△12,002 千円	△35,665 千円	△51,202 千円
	当期経常外増減額	△438 千円	－千円	△134 千円
	当期一般正味財産増減額	△12,522 千円	△35,747 千円	△51,516 千円
財産状況	流動資産	168,328 千円	190,722 千円	192,966 千円
	固定資産	1,449,057 千円	1,390,545 千円	1,341,915 千円
	資産合計	1,617,385 千円	1,581,267 千円	1,534,881 千円
	流動負債	24,190 千円	23,420 千円	27,032 千円
	固定負債	15,777 千円	17,309 千円	18,827 千円
	(うち有利子負債)	(－千円)	(－千円)	(－千円)
	正味財産	1,577,418 千円	1,540,538 千円	1,489,021 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	1,277,168 千円	1,240,268 千円	1,188,771 千円

(6) 監査の結果

① 施設の稼働率が低い状況が継続しており、収支改善が難しい状況となっている。【意見 45】

(現状の課題)

施設の稼働率が低推移で継続する中、収支改善に向けて貸室以外の収益獲得方法に関する検討を進めているが、収支を大きく改善する状況には至っていない。

収支改善のため、多角的な観点から実施可能な施策を検討し、それぞれに収支や利用数等の定量的な目標を設定する必要がある。

(事実関係)

尼崎市中小企業センター内の各施設の貸室に係る稼働率は、過去 10 年程度の間、継続して 30%程度前後で推移し稼働率が低い状況となっている。過去の稼働状況を勘案すると、近隣の需給バランスから貸室の稼働率の大きな改善を見込むことは難しいと考えられる。

・貸室利用率

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
利用率(%)	33.83	35.44	33.79	33.83	30.58
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
利用率(%)	23.63	28.35	25.4	27.17	26.18

現在、収支を改善するための貸室以外の施策について、検討を進めており、実際に取組みを開始している事業もあるが、収支の大きな改善を見込める状況には至っていない。収支改善に向け、多角的な観点から実施可能な施策を検討し、収支や利用者等の定量的な目標を設定し、活動を統制していくことが必要である。

(改善方法)

貸室以外でのあらゆる収益の獲得手段を検討し、それぞれについて定量的な目標を設定する必要がある。

② 具体的な収支等の中期計画がない。【意見 46】

(現状の課題)

業績、資金繰り及び設備投資等に関する定量的な目標が考慮された中期計画が策定されていないことから、適切な目標管理ができず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。

(事実関係)

当法人では、令和6年～令和10年の期間を対象にした『第7次中期経営計画』を策定し、経営法人に基づく実施方策を掲げているが、当該計画については、業績、資金繰り及び投資額等を含む、具体的かつ定量的な目標が反映されたものではなく、定性的な実施方策を掲げたものに留まっている。

【第7次中期経営計画】

3. 実施方策について

- 1 中小企業の経営基盤の強化
- 2 イノベーションエコシステムの構築
- 3 計画的な人材育成
- 4 収益力の強化
- 5 プレゼンス（存在価値）の向上
- 6 中長期的な視点に立脚した都市問題の解決に資する調査研究の推進
- 7 多機関連携の推進と知のネットワークの構築

法人を維持存続するためには、収支状況の改善が必須であり、そのためには、損益とキャッシュ・フローの状況の把握、目標設定が必要である。この点、中期経営計画として、行動計画である各施策を策定しているものの、具体的な業績、資金繰り及び設備投資等に関する定量的な目標を反映した計画が策定されていない点に、改善の余地がある。

定量的な計画がない状況においては、定量的な目標管理に基づく事業運営が行われず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。

(改善方法)

将来に向けた施策を財務数値に置き換えた上で、施策と対応する具体的な数

値目標を設定した中期計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。

③ 改修計画を策定していない。【意見 47】

(現状の課題)

現在の施設は建築から長期間経過しており、今後の安定利用に向けて改修の検討が必要な状況にあるが、改修計画が策定されていない。改修計画がない現状では、適切な時期に適切な改修が実施されないリスクがある。

(事実関係)

当機構の運営する尼崎市中小企業センターは、昭和 57 年に建設されており、建設から長期間が経過しているが、長期の改修計画は 10 年以上前に策定された以降、検討・策定されていない。

施設の安全性確保のためには、定期的な改修は必須であり、財政面の対応も含め、中長期の視点で、改修計画を策定する必要がある。

(改善方法)

施設に係る改修計画を策定し、改修に向けた対応を継続検討する必要がある。

④ 事業ごとの収支を把握していない。【意見 48】

(現状の課題)

業績が悪化傾向となっており、収益改善に関する検討を進める必要があるが、その前提となる各事業単位の収支・収益性の把握が十分に行われていない。

(事実関係)

調査研究事業、産業振興事業、中小企業センター管理運営事業、勤労者福祉共済事業を行っており、各事業の中で複数の事業を展開している。

収支状況については、各事業という大きな単位での収支・収益性の把握に留まっており、個別に実施している各事業単位での収支・収益性の把握が十分に行われていない。

業績の改善に向けては、収益性の高い事業を中心とした事業活動の展開・施策を検討する必要があるが、その前提となる各事業の収支・収益性の把握が十分に行われていない点、改善することが望ましいと考える。

(改善方法)

事業単位の収益性の把握・分析を行い、収益改善のための施策について検討を行う必要がある。

- ⑤ 起業プラザ兵庫尼崎の運営委託料が、令和 5 年度から約 50%削減されている。【意見 49】

(現状の課題)

起業プラザ兵庫尼崎の委託料について、著しい減額が発生しており、事業としての維持・継続が困難な状況が発生している。

(事実関係)

兵庫県からの委託事業として、起業プラザ兵庫尼崎の運営を受託している。

当該業務の委託料について兵庫県からの通知により、事業内容について大きな変更はない中、令和 4 年度の受託金額 11,490,000 円から令和 5 年度は 6,000,000 円と大きく削減されている。当該通知は、令和 4 年度の冬に通知を受け、当機構としても受託せざるを得なかったとのことである。

委託事業として実施する以上、一定程度の収益性の確保が必要であり、収益性の確保に向けて、コストの見直し等と合わせて、委託料についての再検討が必要な状況にあると考えられる。

(改善方法)

兵庫県からの委託事業であり、委託料については兵庫県との協議事項となるが、減額後の当該事業に係る収支状況を把握・分析の上、事業の維持・継続の可否も含めた検討を行い、必要に応じて委託料に係る再協議を行うことが必要である。

⑥ 随意契約の理由が合理的なものとなっていない。【指摘 42】

(現状の課題)

当機構からの委託業務の発注に際して、複数事業者から見積書入手せず、1 者から見積書入手するのみで随意契約を締結している。

現状は、原則として複数事業者から見積書入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性及び競争性が図られない状況となっている。

(事実関係)

当機構の契約規則によれば、請負工事及び委託業務の発注に際しては、入札または複数事業者から見積書入手し、発注先を決定することとなっている。

当機構が運営する尼崎市中小企業センターは、専用に設計・設置した設備が多く、当該設備の修繕及び更新については、一者特命随意契約により発注している。しかしながら、令和5年度の清掃、点検及び保守等の契約についても随意契約にて特定の者に発注している。

現状は、原則として複数事業者から見積書入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性が図られない状況にある。

・ 随意契約例

委託業務名	契約金額
レストラン厨房内給湯器の取替え	270,000 円
地下駐車場内東側貸倉庫壁修繕	198,000 円
駐車場出口ゲート照明器具更新	101,915 円
1 階男子トイレウォシュレット取替え	92,290 円

随意契約とした理由は、緊急を要すること、発注先事業者が継続的に当該業務を実施していること、実績があることにあるが、複数事業者から見積書入手し、発注先を決定することで当団体の運営コストが削減される可能性がある。

(改善方法)

請負工事及び委託業務等の発注に際しては、契約規則に従い、複数事業者から見積書入手し、発注先を決定する必要がある。

9 公益財団法人尼崎緑化公園協会

(1) 団体概要

所在地	尼崎市南塚口町 4-1-44	
設立年月日	昭和 53 年 4 月 1 日	
目的 (定款第 3 条)	尼崎市民憲章の精神に基づき、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かでうるおいのある町づくりを推進することを目的とする。	
市の出資額及び 出資割合	62,500 千円 52.5%	
代表者	理事長 田尻 和行	
市の所管課	都市整備局 土木部 公園計画・21 世紀の森担当	
団体が保有する 主な資産	(建物) 事務所建物 取得価額：256,153 千円、簿価：63,188 千円、老朽化率：75.3%	
主な事業 (定款第 4 条)	- 公園緑地等における都市環境緑化推進のための普及啓発及び利用促進 - 緑化意識の高揚を図るための市民との協働の取組の推進 - 尼崎市緑化基金を活用した緑の保全及び緑化普及事業 - その他定款第 3 条の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

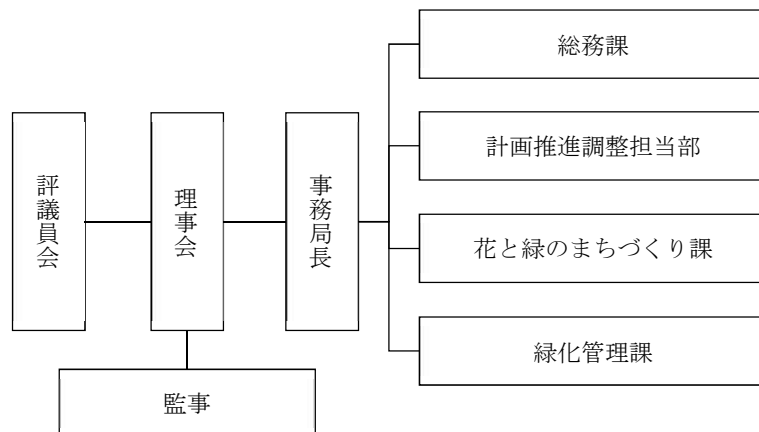
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会議員	市以外の出資者	その他	合計
	常勤	0	2	0	0	0	0	2
	非常勤	0	0	2	0	0	12	14
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	32	2	0	3	37	0	74
	非常勤	0	0	0	5	9	1	15

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	16	16	16
職員数 (人)	102	96	89
合計	118	112	105

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	11,433 千円	11,379 千円	11,399 千円	緑化基金事業補助金及び人件費補助金
委託料	416,822 千円	423,304 千円	348,263 千円	緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務、西武庫公園維持管理運営業務、花と緑のまちづくり推進事業業務、緑地緑道等保護育成業務、道路植樹帯等保護育成業務
(うち、指定管理料)	－千円	－千円	－千円	
合計	428,255 千円	434,683 千円	359,662 千円	
経常収益	533,988 千円	544,091 千円	480,114 千円	
収益の市への依存度	80.2%	79.9%	74.9%	

② その他の支援

土地貸付	—
建物貸付	—

(4) 運営する主な施設の概要

該当なし。

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	533,988 千円	544,091 千円	480,114 千円
	経常費用	583,857 千円	553,765 千円	481,192 千円
	当期経常増減額	△49,869 千円	△9,674 千円	△1,078 千円
	当期経常外増減額	△13,269 千円	15 千円	－ 千円
	当期一般正味財産増減額	△63,220 千円	△10,966 千円	△1,776 千円
財産状況	流動資産	163,811 千円	115,025 千円	108,348 千円
	固定資産	755,046 千円	770,508 千円	771,337 千円
	資産合計	918,857 千円	885,534 千円	879,685 千円
	流動負債	100,174 千円	78,119 千円	73,170 千円
	固定負債	29,691 千円	29,735 千円	30,613 千円
	(うち有利子負債)	(－ 千円)	(－ 千円)	(－ 千円)
	正味財産	788,991 千円	777,679 千円	775,903 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	669,991 千円	658,679 千円	656,903 千円

※ 令和3年度及び令和4年度については、尼崎中高年事業株式会社との事業統合による経費を含む

(6) 監査の結果

① 収益事業の拡大に取り組むことを検討すべきである。【意見 50】

(現状の課題)

公益事業が継続的に赤字となっており、当協会を存続させるためには、業績の回復が重要である。そのためには、収益事業の拡大に積極的に取り組むべきである。

(事実関係)

当協会は、業績の回復傾向にあるものの、公益事業の採算性が低い状況となっている。

・公益事業会計過去3期比較表

(単位：千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
経常収益	317,435	325,722	336,200
経常費用	386,430	352,097	343,249
当期経常増減額	△68,994	△26,375	△7,048
当期経常外増減額	△9,077	14	－

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
他会計振替（収益事業等から）	8,698	9,274	3,689
税引前当期一般正味財産増減額	△69,373	△17,086	△3,359

※ 令和3年度及び令和4年度については、尼崎中高年事業株式会社との事業統合による経費を含む

公益法人の運営の前提には、収支を均衡させるべきという「収支相償」という考えがあり、多額の利益を計上することは制限される。

当協会は、市と一体的あるいは市に代わって、市の政策を推進していく団体である以上、将来にわたり存続していく必要がある。

そのためには、公益法人といえども、利益を獲得し、将来の設備更新投資や職員採用等に資金を割く必要がある。

業績のさらなる回復ためには、収益事業を拡大することが考えられる。しかしながら、当協会は収益事業として樹木剪定等を行っているが、当該収益事業について積極的に広告宣伝していない。

（改善方法）

令和7年4月より施行される改正公益法人法では、利益獲得に関する規制が緩和されることになる。中長期的な損益目標を設定するとともに、毎年計画と実績その乖離を分析し、具体的対応策を講じながら業績改善に努める必要がある。

また、民間事業者の業務を圧迫しない範囲で、収益事業を拡大させることを検討すべきである。

② 人件費水準を見直し、人材の確保に努めるべきである。【意見 51】

（現状の課題）

人手不足の中、人件費や物価が高騰している状況にある。

有能な人材を確保するためには、環境に応じた人件費水準とすることを検討すべきである。

（事実関係）

尼崎中高年事業株式会社との事業統合が令和3年4月1日付で行われ、当協会に移管されることとなった。

事業統合の際に、将来にわたっての人件費抑制及び両者の給与水準の統一のため、事務及び技術職員の給与水準を引き下げている。

近年は高齢者の働き方も多様化していること、また、民間企業の高齢者雇用の年齢が延長されていることから、高齢者を雇用することが難しいという課題がある。また、人件費や物価が高騰している状況にあり、人手不足の中で有能な人材を確保するためには、賃金水準も環境に応じて見直しすることが必要と考える。

(改善方法)

高齢者の働き方の多様化及び人件費高騰等の社会環境の変化を十分に考慮し、人材確保に務めるべきである。

③ 緑化に関する啓発活動の参加者が少ない。【意見 52】

(現状の課題)

色々な緑化に関する啓発活動を実施しているが、少人数で実施開催されている活動が見受けられる。

(事実関係)

様々な緑化に関する多くの啓発活動を行っているが、参加者が少ない状況となっている体験会や講習が見受けられる。

啓発活動の内容が固定化されてしまっており、新たな参加者の創出に寄与できていないのではないかと考える。

・当協会の啓発活動例

月	開催日	開催回数	テーマ	参加者数
4 月	13、18、21、28 日	18 回	夏野菜の初期管理	130 名
5 月	15、23、25 日	13 回	初夏の栽培管理	69 名
6 月	14、19、23、27 日	18 回	暑い時期の野菜管理	100 名
7 月	27、28 日	4 回	秋野菜の準備とタマネギのセット栽培	40 名
9 月	14、15、21、25 日	18 回	秋冬野菜の種まきと植付け	73 名
10 月	13、17、26、27 日	18 回	タマネギ、エンドウなどの植え付け	92 名
11 月	13、16、20、24 日	18 回	秋冬野菜の栽培管理	72 名
12 月	11、12、18、22 日	18 回	冬の栽培管理ポイント	56 名
1 月	30、31 日	4 回	野菜づくりの基本	36 名
3 月	15、18、21 日	13 回	春夏野菜の準備	47 名
合計		142 回		計 715 名

(改善方法)

開催回数よりも内容を見直し、より多くの市民が参加できるようなイベントの開催を実施していくべきと考える。

- ④ 事業費補助金の申請の際に、必要見込額により申請しておらず、経費実績報告時は実際発生額を市に報告していない。また、市は経費の実績報告が正確かどうか検証していない。【指摘 43】

(現状の課題)

補助金の交付につき、必要見込額にて申請されておらず、また事業終了時に経費の実績が市に報告されていない。

市も、実績報告の正確性を確認していない状況にある。

現状では、補助金の交付金額の妥当性を検証できず、次年度以降の適切な補助金交付額の決定ができない状況にある。

(事実関係)

事業費補助金（緑化基金補助金 3,159,000 円）の交付が毎年同額であるため、補助金申請時に必要見込額を積み上げず、毎年同額の申請を行っている。

また、補助事業終了時に経費の実績報告を提出することとなっているが、補助金の範囲に収まるように人件費を調整して報告していた。

現状では、補助金額が適切かどうか検証できない状況になっている。

市の補助金交付に関する予算の限度があること、また、市と外郭団体との特殊な関係からこのような状況になったと思われるが、人件費が高騰している現在の環境からすれば、補助金交付額を見直すことが必要と考える。

(改善方法)

補助金交付の申請に際しては、必要見込額を積み上げのうえ申請し、補助対象事業終了時には、実際の発生額を報告する必要がある。

また、実績報告においても、実際発生額を報告し事業実態を示す必要がある。

市は、補助事業に関する経費の実績報告が正確であるかを検証する必要がある。

- ⑤ 協会から交付している補助金について、詳細な活動の報告を受けていない。

【指摘 44】

(現状の課題)

当協会から地域団体に拠出している助成金について、交付先より活動内容等の詳細な報告及び補助金の効果検証を行っているか客観的には判明しない状況となっている。

(事実関係)

当協会から地域団体に交付している助成金について、令和5年度は5団体に各80,000円ずつ交付している。しかし、当協会は、実績報告等を支払先である団体から受けているものの、報告されている内容は不十分なものであった。

当該地域団体と当協会は活動を共にしており、活動内容は随時把握しているため、特に活動に関する詳細な報告を求めなかったとのことである。

現状では、当協会の支給した助成金の使途やその効果の検証を行っているか客観的には判明せず、助成金交付の透明性の確保が図られていない状況にある。

(改善方法)

協会が支給する助成金については、必ず実績報告等詳細な情報提供を支給先より入手して、効果検証を行う必要がある。

- ⑥ 随意契約の理由が合理的ではない。【指摘 45】

(現状の課題)

現状では、原則として複数事業者から見積書を入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性が図れない状況となっている。

(事実関係)

当協会の契約規則によれば、業務の発注に際しては、原則として複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定することになっている。

しかしながら、複数事業者から見積書を入手することなく、特定の事業者と随意契約を締結している以下のような事例があった。

- ・高木剪定・除草業務

苦情により早急に対応することが必要であるが、協会では高木の伐採に対応できないこと、また早急な対応が困難として、高木剪定・除草業務につき、特定の事業者と随意契約を締結している。

しかしながら、契約決裁日と契約期間は3週間の期間があり、複数事業者から見積書入手し検討することは可能であったと考える。

業務内容	期間	金額
高木剪定 46 本、除草 2,000 m ²	令和5年8月17日から同年8月31日	1,230,900 円

- ・道路植樹帯保護育成業務

除草作業が計画行程よりも遅れることを理由として、道路植樹帯保護育成業務（2,093,300 円）を随意契約により締結している。しかしながら、複数事業者から見積書入手することは可能であったと考える。

業務内容	期間	金額
6 路線の清掃、除草、剪定	令和5年8月17日から同年8月31日	2,093,300 円

- ・作業時の警備及び交通誘導

これまでの実績があるとして、剪定等の作業時の警備及び交通誘導業務（単価契約）を随意契約により発注している。しかしながら、同様の対応ができる事業者は他にも存在すると考えられ、随意契約の合理的な理由となっていない。

業務内容	期間	金額
警備及び交通誘導	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	単価契約： 警備員 1 名 14,000 円(税抜) 交通誘導員 17,000 円(税抜) 夜間は 1.25 倍

(改善方法)

契約規則に基づき、委託業務の発注に際しては、複数事業者から見積書入手する必要がある。

- ⑦ 市から受託した業務の一部につき、市から書面による承認を得る前に再委託していた。【指摘 46】

(現状の課題)

市からの受託業務の再委託につき、市の書面による承認を得る前に発注している。

当協会から再委託業務を発注した時点では、再委託先事業者が、市で入札が禁止されている者かどうか、また、重要な一部の再委託であるかについて、市が判断できない状況となっている。

(事実関係)

市からの受託業務の一部を再委託する場合は、事前に市より書面による承認を得る必要がある。

しかしながら、市から受注した委託業務（緑地緑道等保護育成業務）の一部（警備業務）を民間事業者に再委託するに際し、当協会から市への再委託申請日は令和5年4月1日、市の承認は同日となっているが、再委託先との契約は令和5年3月30日となっていた。

市からの受託業務の再委託につき、市の承認を得ることの趣旨は、市で入札が禁止されている事業者との契約ではないこと、また重要な部分が再委託されていないか等を確認することにある。この趣旨に鑑みれば、市からの承認を得て発注することが必要となる。

(改善方法)

業務の再委託については、市との契約の定めに基づき、書面による承認を入手したうえで発注を行う必要がある。

通常、警備、点検、保守等は年度当初から開始されるものもあり、年度開始までに承認を得ることが難しいことも理解できる。再委託における、警備、点検、保守等については、複数年の承認も認めることを契約書に定めることも検討すべきである。

- ⑧ 10 万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。【指摘 47】

(現状の課題)

備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。

(事実関係)

当協会が所有する物品および備品については、備品物品台帳に登録されているが、現物確認を定期的に実施していない。

また、令和 3 年 4 月に尼崎中高年事業株式会社を吸収合併したが、その際に尼崎中高年事業株式会社より受け入れた物品についても、固定資産台帳を引き継いだだけで、現物との突合確認はしていなかった。

さらに、10 万円未満の備品については、管理する台帳が設けられておらず、定期的な現物確認が実施されていないため、備品の実在性、備品の利用状況・資産の状態について把握できていない状況となっている。

(改善方法)

定期的に物品備品台帳と現物の照合を行う必要がある。また、10 万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。

10 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

(1) 団体概要

所 在 地	尼崎市西長洲町 1-4-1	 総合体育館内に所在
設 立 年 月 日	昭和 58 年 1 月 5 日	
目 的 (定款第 3 条)	広く体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出 資 割 合	100,000 千円 83.3%	
代 表 者	理事長 福井 進	
市 の 所 管 課	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課	
団体が保有する 主 な 資 産	(建物) スポーツクラブ 取得価額：680,900 千円、簿価：200,768 千円、老朽化率：70.5%	
主 な 事 業 (定款第 4 条)	・スポーツ教室、競技会等スポーツ行事の開催 ・スポーツ指導員の派遣 ・スポーツ指導員の派遣 ・スポーツ指導者の養成及びスポーツに関する競技水準の向上 ・自然体験活動及び集団生活に関する指導 ・社会体育施設等の管理運営 ・スポーツクラブの設置及び管理運営 ・体育・スポーツに関する調査研究及び情報提供 ・その他定款第 3 条の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

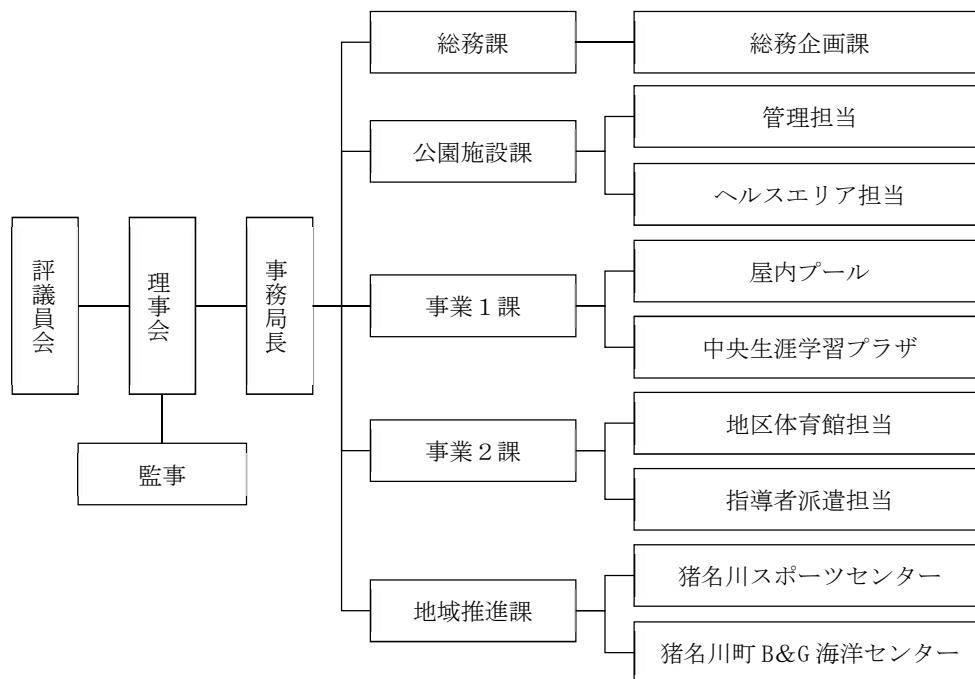
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	1	0	0	0	1
	非常勤	0	2	0	1	0	9	12
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	37	1	0	34	7	0	79
	非常勤	0	0	0	0	66	0	66

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	13	13	13
職員数 (人)	196	151	145
合計	209	164	158

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	8,591千円	17,359千円	8,596千円	理事長人件費
委託料	604,758千円	542,073千円	585,417千円	トレーニング指導等事業、スポーツのまち尼崎促進、20歳のセレモニー等
(うち、指定管理料)	556,280千円	498,779千円	538,985千円	記念公園、地区体育館等管理運営事業等
合計	613,349千円	559,432千円	594,013千円	
経常収益	1,164,487千円	1,075,937千円	1,038,897千円	
収益の市への依存度	52.7%	52.0%	57.2%	

② その他の支援

土地貸付	—
建物貸付	本部事務所（2分の1減免）

(4) 運営する主な施設の概要

① 団体が指定管理者として運営する施設

・サンシビック尼崎

(屋内プール、中央体育館、相撲場、中央南生涯学習プラザ)

外観		設 置 年 月 日	昭和58年4月1日
		住 所	尼崎市西御園町93-2
		主要施設	プール、乾燥室、ロッカールーム、体育館（2フロア）、相撲場、図書学習室等
		建物等延床面積	4,522.03㎡
		建物構造	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階

・社会体育施設（中央体育館除く）

	設置年月日	住所	施設の概要	建物等延床面積	建物構造
小田体育館	昭和49年6月1日 改築移転平成6年4月19日	尼崎市潮江1-15-3	2フロア、会議室	2,086.41㎡	鉄筋コンクリート造
大庄体育館	昭和55年4月1日	尼崎市菜切山町20	1フロア、格技室、会議室	1,432.15㎡	鉄筋コンクリート造
立花体育館	昭和60年6月1日	尼崎市三反田町1-1-1	2フロア、会議室	1,607.93㎡	鉄筋コンクリート造
武庫体育館	昭和51年10月1日 増築平成4年4月1日	尼崎市武庫之荘8-17-5	2フロア、会議室	1,316.19㎡	鉄筋コンクリート造
園田体育館	昭和47年12月1日 改築移転平成元年10月26日	尼崎市食満2-1-1	2フロア	1,428.29㎡	鉄筋コンクリート造

・記念公園

	総 合 体 育 館	メインアリーナ、サブアリーナ、格技室、弓道場、トレーニング室 等	
	陸 上 競 技 場	トラック（400m）、インフィールド（102m×69m）、本部室、シャワー室	
	補助陸上 競 技 場	グラウンド（90m×60m）	
	野 球 場	球場（両翼91m、センター119m）、事務室、更衣室、シャワー室、スコアボード等	
住 所	尼崎市西長洲町1-4-1	テ ニ ス コ ー ト	全天候型砂入り人工芝10面

画像は事業団のHPより

(5) 決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	1,164,487 千円	1,075,937 千円	1,038,897 千円
	経常費用	1,165,814 千円	1,141,222 千円	1,048,723 千円
	当期経常増減額	△1,327 千円	△65,286 千円	△9,826 千円
	当期経常外増減額	－千円	－千円	△439 千円
	当期一般正味財産増減額	△3,105 千円	△66,865 千円	△11,633 千円
財産状況	流動資産	110,270 千円	371,556 千円	336,817 千円
	固定資産	2,441,232 千円	2,090,918 千円	2,103,963 千円
	資産合計	2,551,502 千円	2,462,474 千円	2,440,780 千円
	流動負債	146,521 千円	125,704 千円	115,883 千円
	固定負債	214,836 千円	213,491 千円	213,250 千円
	(うち有利子負債)	(－千円)	(－千円)	(－千円)
	正味財産	2,190,144 千円	2,123,280 千円	2,111,647 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	2,070,144 千円	2,003,280 千円	1,991,647 千円

(6) 監査の結果

① 公益事業が継続的に赤字となっており、改善すべきである。【意見 53】

(現状の課題)

公益事業が継続的に赤字計上となっている。

公益財団法人は、多額の利益を計上することに制約があるが、当事業団を継続的に存続させるためには、利益の獲得が必要であり、業績改善を積極的に図る必要がある。

(事実関係)

当事業団は、継続して当期一般財産増減額（当期利益）がマイナス計上となっている。

公益財団法人は、利益獲得が主目的ではないこと、また、一般正味財産（純資産）が多額にあるために、当面は問題ないように見受けられるが、市と一体的あるいは市に代わって、市の政策を推進していく団体である以上、将来にわたり存続していく必要がある。

そのためには、公益法人といえども、利益を獲得し、将来の設備更新投資や職員採用等に資金を割く必要がある。

(改善方法)

令和7年4月より施行される改正公益法人法では、利益獲得に関する規制が緩和されることになる。中長期的な損益目標を設定するとともに、毎年度計画と実績その乖離を分析し、具体的対応策を講じながら業績改善に努める必要がある。

- ② 兵庫県からの指摘により、多額である基金の区分計上の誤りを修正しているが、兵庫県から書面による指摘を入手していない。【意見 54】

(現状の課題)

過年度の重要な会計処理誤りについては、証拠書類を理事会に提示のうえ、決議を諮るべきであるが、兵庫県からの口頭による指摘のみを理由として重要な会計処理の修正が決議されている。

(事実関係)

当事業団は、令和4年度に、これまで公益目的事業会計で計上していたスポーツ振興基金10億円のうち、2億円を収益事業会計に振り替えている。

この基金の振替処理は、兵庫県から口頭により指摘されたことに起因している。

令和4年度の決算確定に関する理事会において、当該基金の区分計上修正を含め理事会による決裁を得ているが、兵庫県からの口頭による指摘を根拠として修正が承認されたこととなっている。

2億円という多額の修正は、重要な事項であるため、兵庫県からの指摘に関する書面を入手のうえ、理事会に提示のうえ決議を諮るべきものであったと考える。

(改善方法)

今後、重要な会計処理の誤りの修正については、証拠書類を入手のうえ理事会に提示し、決議を諮る必要がある。

- ③ 退職給付引当資産及び退職給付引当金が公益事業及び収益事業の各事業に区分されていない。【指摘 48】

(現状の課題)

将来の退職金給付に関連する費用は、正味財産増減計算書内訳表上、公益目的事業会計区分及び収益事業等会計区分の各事業区分に分けられている。

しかし、貸借対照表において、退職時退職金を給付するために積み立てた資産及び将来の退職金負担額である退職給付引当金が、法人会計区分にて計上されていた。

(事実関係)

将来の退職金給付に関連する費用は、財務書類の一つである正味財産増減計算書内訳表上、公益目的事業会計区分及び収益事業等会計区分の各事業区分に分けて計上されている。

しかし、貸借対照表において、退職時退職金を給付するために積み立てた資産及び将来の退職金負担額である退職給付引当金が、法人会計区分にて計上されていた。

正味財産増減計算書内訳表において退職金給付に関連する費用を各事業に区分して計上していることは、各事業の損益を把握するうえで大変有用である。また、同様に退職金給付に関する資産及び負債についても、各事業に振り分けることは、各事業の財政状況を把握することができる。

複数の事業にまたがるような資産負債は、日本公認会計士協会の「非営利法人委員会研究資料第4号」、「貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について」のQ3において、「共用資産・共用負債については、可能な限り特定の会計への物理的な跡付けを行い、その跡付けに従って、直接、当該会計に計上する。物理的に特定の会計への跡付けが困難な場合には、使用割合等が高い特定の会計の資産・負債として一括計上し、共通的に発生する収益・費用を各会計へ使用割合、従事割合等の配賦基準により按分することが可能である。」としている。

退職給付に関する費用だけでなく、退職金支給のための財源としての資産及び将来負担としての退職給付引当金も各事業会計ごとに可能な限り区分すべきであるが、現状は区分されず、法人会計区分にて計上されている。

(改善方法)

退職給付資産及び退職給付引当金を可能な限り各事業に区分し、各事業の

財政状況を適切に把握できるようにする必要がある。

ただし、区分することが困難であれば、現状の法人会計区分で計上するのではなく、割合が高いと考える公益事業会計区分にて退職給付に関する資産及び負債を計上すべきと考える。

④ 賞与引当金が計上されていない。【指摘 49】

(現状の課題)

非営利法人委員会報告第 29 号公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）において賞与引当金の計上が求められているが、当事業団では賞与引当金が計上されていない。

(事実関係)

当事業団の給与規程によれば、6 月と 12 月に賞与を支給する旨規定されているが、会計上期末時に賞与引当金の計上がされていなかった。

【賞与引当金】

賞与引当金とは、決算時点において、将来職員に支払う賞与額のうち、当年度の労働に対応する金額のことをいう。

6 月に支給する賞与の支給対応期間が 12 月から 5 月であり、令和 6 年 6 月に 33,658,117 円賞与を支給していることから、令和 6 年 3 月期の決算書において計上すべきであった賞与引当金の額は、約 22,400,000 円であった。

なお、賞与引当金は人件費の計上と同様であり、賞与引当金額に対応する法定福利費も計上する必要がある。

(改善方法)

会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。

なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。

⑤ 期末時預金口座間振替時にかかる処理誤りがあった。【指摘 50】

(現状の課題)

当事業団は、期末日に資金移動のために小切手を振り出しているが、銀行の引き落とし処理が翌年度当初になったため、仮受金を計上して調整している。

現状では、資金移動させた事実が決算書に反映されていない。

(事実関係)

令和4年度決算において、仮受金 9,536,419 円が計上されていたため、その内容を確認すると、会計上の預金残高と実際の預金残高を調整するために計上されたものであった。

このような処理をした経緯は、期末日に当事業団がゆうちょ銀行の口座から尼崎信用金庫の口座へ資金移動した際、尼崎信用金庫口座では、即日入金処理されたが、ゆうちょ口座の払い出しについては、小切手での処理となるため、4月3日付けで出金処理されたことによる。

当事業団の会計規則によれば、銀行口座残高と帳簿残高に差異がある場合は、銀行勘定調整表を作成する必要があるとされているが、当該調整表は作成されていなかった。

仮受金は、入金の根拠が分からない場合に一時的に利用される勘定科目である。当該差異は、当事業団の処理と銀行の事務処理の時間相違により生じたものであるため、銀行勘定調整表を作成し、仮受金相当額をゆうちょ銀行口座の帳簿残高から減額する必要がある。

【公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団会計規則】

(金銭の残高照合)

第25条 現金残高は、毎日終業時に現金出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預金残高は、毎月末に預金通帳（当該月末現在の預金残高が記帳されているものに限る。）その他預金残高が確認できる書類により帳簿と照合し、差額がある場合は銀行勘定調整表を作成しなければならない。

(改善方法)

資金移動等により差異が生じた場合は、決算書上で調整するのではなく、銀行勘定調整表により差異の把握を行い、単に銀行の処理遅れのような場合は、法人の処理は完了したものとして会計処理する必要がある。

⑥ 指定管理業務に関する収支報告について、市が正確性を検証していない。

【指摘 51】

(現状の課題)

指定管理者から提出された収支報告書が正確かどうかの検証をしなければ、指定管理施設の運営にいかほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。

(事実関係)

当事業団と市との社会体育施設及び記念公園の指定管理に関する基本協定書によれば、当法人は年度の終了後に管理業務の実施に係る収支状況を含む事業報告書を市に提出することになっている。

指定管理業務の収支を市に提出することの趣旨は、指定管理料が適切であったのか、また、次回の指定管理者選定時の指定管理料を決定するための基礎とすることにある。この趣旨に鑑みれば、市は、指定管理者の収支報告が正しいかどうかについて検証する必要がある。

しかし、市は当事業団から提出された収支報告につき、収支報告が予算や前年報告値と比べて異常がないかを確認するのみで、帳簿記録及び領収書等の証拠書類と照合していない。

・社会体育施設（地区体育館）の収支状況

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	62,965,719	180,420,310	197,106,959
	その他の収入	22,178	1,648,647	－
	計(A)	62,987,897	182,068,957	197,106,959
支出	人件費	13,704,749	137,830,008	148,162,812
	通信運搬費	952,561	947,045	982,575
	備品購入費	384,802	－	－
	消耗什器備品費	543,145	814,973	114,590
	消耗品費	2,739,533	1,733,991	1,551,366
	修繕費	9,776,005	3,108,948	2,755,775
	燃料費	236,624	288,311	223,775
	光熱水費	11,439,009	13,039,029	12,083,111
	賃借料	3,680,654	3,624,614	2,813,371
	保険料	153,945	154,675	184,343
	租税公課	1709905	13,037,994	14,599,459
	支払負担金	7,996,440	7,996,440	7,996,440
	委託料	6,920,071	5,976,879	8,506,719

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	手数料	43,120	62,700	43,450
	計(B)	60,280,563	188,615,607	200,017,786
差引き(A)-(B)		2,707,334	△6,546,650	△2,910,827

・社会体育施設（屋内プール）の収支状況

（単位：円）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	61,491,808	36,491,663	53,526,940
	その他の収入	-	1,087,640	-
	計(A)	61,491,808	37,579,303	53,526,940
支出	人件費	28,233,711	24,890,256	29,617,828
	通信運搬費	201,870	172,759	197,406
	備品購入費	510,361	-	-
	消耗什器備品費	780,714	114,950	299,090
	消耗品費	1,014,854	871,623	1,222,511
	修繕費	6,021,989	1,711,576	2,550,240
	印刷製本費	29,920	-	-
	光熱水費	11,991,690	10,169,233	11,670,594
	賃借料	829,824	829,824	564,035
	保険料	2,035	2,057	2,053
	租税公課	3259420	1792090	2943932
	広告費	-	-	111,670
	委託料	4,930,810	3,155,574	4,801,777
	計(B)	57,807,198	43,709,942	53,981,136
差引き(A)-(B)		3,684,610	△6,130,639	△454,196

・記念公園の支出状況

（単位：円）

費目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費		73,323,285	70,097,325	73,553,844
物件費		155,277,725	156,604,115	154,544,391
	旅費	36,890	132,760	132,760
	需用費	86,546,005	90,278,532	84,970,660
	役務費	729,356	861,854	1,005,446
	委託料	67,268,621	64,501,951	67,905,404
	使用料及び賃借料	550,704	459,544	327,750
	負担金補助及び交付金	32,943	115,023	61,107
	支払利息	35,346	50,801	38,264
	公課費	70,600	203,600	103,000
	雑費	7,260	50	-
消費税		7,446,411	6,654,986	6,836,039
合計		236,047,421	233,356,426	234,934,274

・中央南生涯学習プラザの収支状況

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	30,121,515	23,872,000	30,170,846
	その他収入	－	932,100	－
	計(A)	30,121,515	24,804,100	30,170,846
支出	人件費	17,369,891	13,101,155	17,888,079
	管理費	9,510,935	7,954,338	10,301,166
	事務費	323,598	96,244	124,618
	修繕費	974,308	1,377,853	433,950
	諸経費	489,833	457,367	502,858
	租税公課費	1,757,041	1,315,954	1,763,060
	計(B)	30,425,606	24,302,911	31,013,731
差引き(A)-(B)		△304,091	501,189	△842,885

【尼崎市立社会体育施設の管理に関する基本協定書】当指定管理施設を参考として記載した。

甲：市、乙：公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

(年度事業報告書の作成等)

第36条 乙は、指定期間中、毎年度、指定管理業務について次の各号に掲げる事項を記載した年度事業報告書を作成し、当該年度終了後30営業日以内（中略）に、甲に提出しなければならない。

(3) 管理業務に係る実施状況、内容及び実績

(中略)

(5) 管理業務の実施に係る収支状況

(以下、省略)

(改善方法)

市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。

- ⑦ 指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。【指摘52】

(現状の課題)

現状では、指定管理者が負担すべきかどうか明らかでない修繕費が、指定管理者の負担となっており、費用負担に関する透明性が図れないリスクがある。

(事実関係)

尼崎市立社会体育施設の管理に関する基本協定書によれば、施設の修繕費は、修繕費 1 件当たり 100 万円以下のものは指定管理者が負担し、100 万円を超過するものは市と指定管理者の協議により負担者を決定することとなっている。また、同じく指定管理施設である記念公園においては、50 万円が基準として定められている。

【尼崎市立社会体育施設の管理に関する基本協定書】当該施設のみ例にて挙げている。

甲：市、乙：公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

(本件施設の修繕等の負担区分)

第 31 条 本件施設の修繕又は改修(以下「本件施設の修繕等」という。)に要する経費(本件施設の修繕等が乙の責めに帰すべき事由によるものを含む場合における当該事由により要した本件施設の修繕等の経費を除く。)については、1 件につき 100 万円(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下この条において同じ。)以下の場合は乙の負担とし、1 件につき 100 万円を超える場合においては、甲乙協議の上、その負担区分を定めるものとする。

2 前項の協議により本件施設の修繕等に要する経費の一部を甲が負担することとなった場合は、甲は、速やかに、その負担すべき経費を乙に支払うものとする。

社会体育施設及び記念公園の管理において、以下の 1 件当たりの修繕費が 100 万円または 50 万円を超過する修繕につき指定管理者が負担しているものがあるが、市と指定管理者にて負担の協議を行った記録は確認できなかった。

場所	時期	修繕内容	金額
社会体育施設 (大庄体育館)	令和 4 年 3 月	第 1 フロアカーテン修繕	2,050,000 円
		格技室床張替工事	2,879,800 円
記念公園	令和 3 年 12 月	体育館誘導灯取換工事	649,000 円
	令和 3 年 12 月	研修室格技室放送設備改修	1,746,800 円
	令和 4 年 3 月	サブアリーナ壁吸音板張替工事	698,500 円
	令和 4 年 8 月	陸上トラック膨れ 6 箇所補修	880,000 円
	令和 4 年 9 月	体育館 1 階入り口前階段回りシャッター補修	649,000 円
	令和 4 年 12 月	地下 No. 2 ガス吸収冷暖房機冷媒ポンプ補修	2,442,000 円
	令和 6 年 3 月	陸上男子・女子トイレ改修	990,000 円

また、団体の作成した施設修繕一覧を確認すると、1 件当たりの修繕が基

準金額を超えるものではないが、老朽化を起因として同施設において同時期に関連する工事が分割して計上されているだけで、実態としては一連の工事であり、基準金額を超過していると考えられる工事がある。

場所	時期	主な修繕内容	金額
社会体育施設 (屋内プール)	令和4年3月	A階段床シート修繕	820,567円
		B階段床シート修繕	998,657円
社会体育施設 (中央体育館)	令和4年3月	A階段床シート修繕	492,340円
		C階段床シート修繕	164,333円
		3階廊下床シート修繕	599,194円
記念公園	令和3年7月	補助陸上競技場トイレ改修	110,000円
		補助陸上競技上公衆トイレ污水管不良修繕	418,000円
		補助陸上競技場トイレ非常呼出設備修理	60,500円

(改善方法)

基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。

また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。

⑧ 指定管理施設において、利用料金制の導入を検討すべきである。【意見 55】

(現状の課題)

現状、指定管理施設の利用料金は当事業団が収受し、全て市に納付している。現状では、指定管理者である当事業団が努力により利用者を増やしたとしても、当事業団の収入は指定管理料にとどまる。

(事実関係)

当事業団は、社会体育施設及び記念公園の指定管理者であり、市民等の利用者に施設の使用許可や各種スポーツ講座等のサービスを提供している。

施設利用者は、施設利用料及び講座受講料を当事業団に支払い、当事業団は、施設利用料については市に全額納付(料金収受代行制)し、自主事業として行っている講座受講料は当事業団が収受している。

この料金収受代行制のもとでは、当事業団が指定管理施設の運営から得ら

れる収入は、市との協定に基づいた指定管理料のみであり、当事業団の努力により利用者を増やしたとしてもその成果を指定管理者が享受することはできず、利用者増加に向けたインセンティブが働きにくい仕組みになっていると考える。

指定管理施設での利用料金の取り扱いには、指定管理者が料金を収受し、法人運営の経費や指定管理施設の修繕等の経費支出の原資とできる制度もある（利用料金制）。また、当該制度のもとでは、利用者が増加すれば法人が収受できる収入が増加することから、より良いサービスを提供する動機付けにもなる。地方公共団としても、指定管理者に支払う指定管理料の全部または一部を削減できる可能性がある。

体育館やプールの社会体育施設及びスポーツ施設等が設置されている記念公園は、多くの市民等が利用している状況にあり、利用料金制を導入するメリットがあると考えますが、現状は料金収受代行制での運営となっている。

・社会体育施設及び記念公園の利用者数推移

（単位：人）

指定管理区分	施設	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会体育施設	屋内プール	5,431	3,361	5,660
	地区体育館	94,873	102,761	108,387
記念公園	総合体育館	321,898	307,794	325,522
	屋外施設	278,236	273,812	325,229

※ 令和4年度に屋内プールは 長寿命化工事により、8月から12月まで供用中止

（改善方法）

社会体育施設及び記念公園において、利用料金制を導入することを検討するべきである。

⑨ 市から指定管理業務のために貸与された備品のリストを入手していない。

【指摘 53】

（現状の課題）

現状では、市の備品台帳に登録されている備品と、指定管理者が管理している備品に相違があったとしても、判明しない状況にある。

(事実関係)

当事業団が指定管理者として運営している尼崎市立中央体育館にて、市から指定管理に必要な備品が当事業団に貸与されている。

当事業団は、指定管理者として当該貸与備品を適切に管理する必要があり、その管理のために使用している備品リストを確認したところ、市からは毎年提示されているものではなく、指定管理者が独自に作成・管理しているものであった。

(改善方法)

市の貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。

- ⑩ 指定管理施設内にあるトレーニングジムの運営を指定管理業務と別のものとして団体に委託する合理性はないと考える。【意見 56】

(現状の課題)

市は、当事業団が指定管理者となっている施設内にあるトレーニングジムの運営を委託により当事業団に運営させている。

トレーニングジムの運営を指定管理業務と別のものとして市から委託することに合理性はなく、指定管理業務の一部とすることで、指定管理者によるノウハウが大いに活用される可能性がある。

また、利用料金制を採用することで、より一層指定管理者を動機付けできることとなり、利用者の満足度も向上する可能性がある。

(事実関係)

記念公園総合体育館については、当事業団が指定管理者となり運営しているが、同施設地下に設置されているトレーニングジムの運営については、市から当事業団へ委託されている。

委託事業名	事業内容	契約方式	金額
ふれあいスポーツ推進事業	トレーニングの実技指導、体力測定等	随意契約	31,489,000 円

・令和5年度のトレーニング施設の利用状況

	実年 50歳以上	壮年 49歳以下	青年 29歳以下	高校生	中学生	小学生	合計(人)	うち 初回講習
男子	(28,037) 29,903	(12,976) 13,891	(10,060) 11,862	(5,864) 5,874	(760) 1,626	(25) 20	(57,722) 63,176	(1,558) 1,633
女子	(5,026) 4,540	(2,225) 2,178	(882) 1,139	(282) 382	(127) 259	(14) 43	(8,556) 8,541	(523) 470
合計	(33,063) 34,443	(15,201) 16,069	(10,942) 13,001	(6,146) 6,256	(887) 1,885	(39) 63	(66,278) 71,717	(2,081) 2,103

※ () は令和4年度の実績

当事業団は、広く体育・スポーツの振興及び住民の心身の健全な発達を目的として設立された団体であり、身体トレーニングに関するノウハウを十分に有していると考えます。また、指定管理者制度の導入の目的は、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることにある。このことに鑑みれば、指定管理施設に設置されているトレーニングジムの運営も当事業団のノウハウを活用してより良いサービスの提供のために、記念公園の指定管理業務の一部として組み入れるべきと考えます。

また、近年は健康志向が強く、公設民設を問わずスポーツジムに通う者が多い。現在、市の指定管理施設の多くは市民等から収受した施設利用料は指定管理者が収受し、すべてを市に納付する（使用料金制度）こととなっている。この使用料金制度のもとでは、指定管理者の努力により利用者を増やしたとしてもその成果を指定管理者が享受することはできず、利用者増加に向けたインセンティブが働きにくい。

スポーツジムの指定管理者制度の採用を検討するに当たっては、利用者からの料金収入を指定管理者に自己の収入として収受させ、市が指定管理者に施設管理の必要経費として支払い、指定管理料を引き下げる制度（利用料金制）を採用することも検討すべきである。

(改善方法)

指定管理施設内にあるトレーニングジムの運営についても指定管理業務とするとともに、利用料金制の導入も検討すべきである。

11 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

(1) 団体概要

所 在 地	尼崎市南武庫之荘 3-24-5	 ほっと館内に所在
設 立 年 月 日	昭和 41 年 5 月 25 日	
目 的 (定款第 1 条)	市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
市の出資額及び 出 資 割 合	一千円 0.0%	
代 表 者	理事長 松原 一郎	
市 の 所 管 課	総合政策局 協働部 協働推進課	
団体が保有する 主 な 資 産	(建物) 尼社協ほっと館 取得価額：68,615 千円、簿価：53,749 千円、老朽化率：21.7%	
主 な 事 業 (定款第 2 条)	・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ・ 上記の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業 ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・ 共同募金事業への協力 ・ 福祉サービス利用援助事業 ・ 老人訪問介護事業の経営 ・ 障害福祉サービス事業の経営 ・ 相談支援事業の経営 ・ 移動支援事業の経営 ・ 生活福祉資金貸付事業 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 善意銀行に関する事業 ・ ボランティア活動の振興 ・ 尼崎市立老人福祉センターの経営 ・ その他この法人の目的達成のための必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

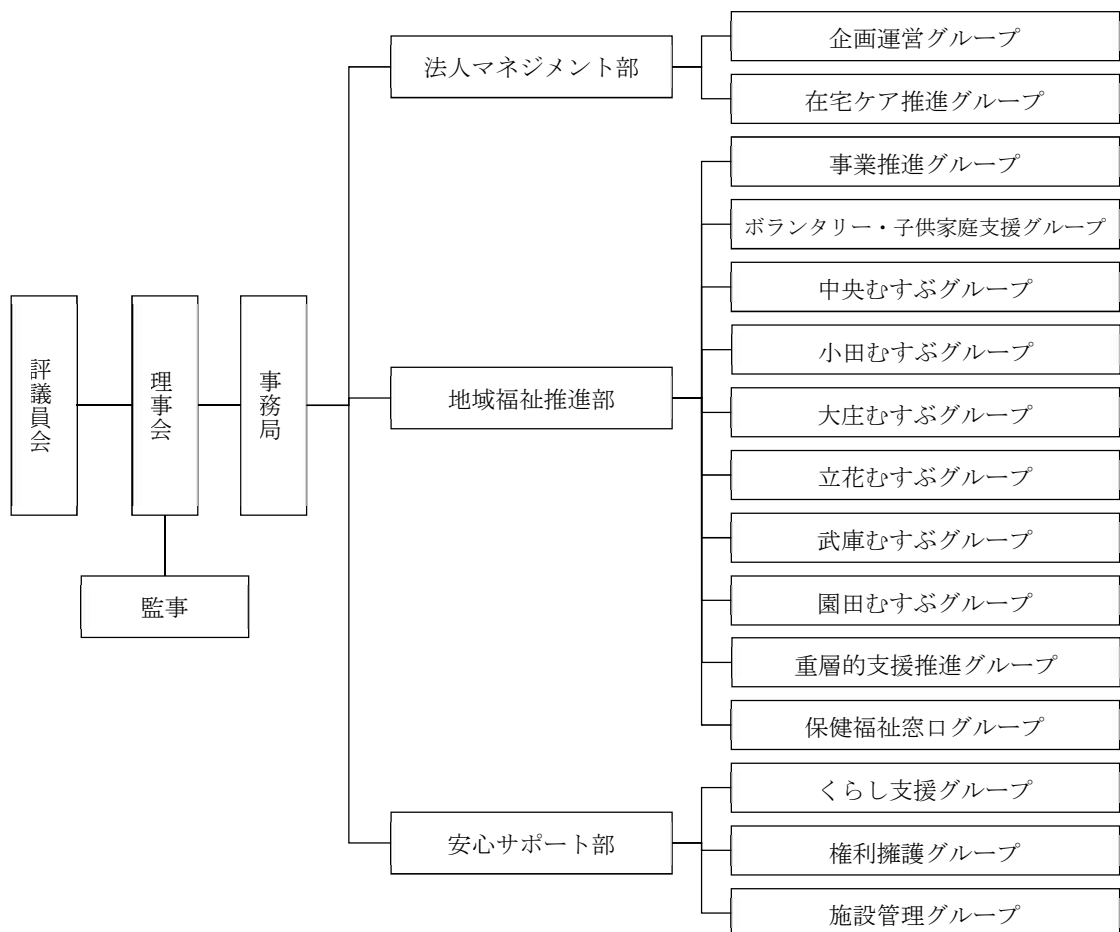
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	1	0	0	0	1
	非常勤	7	3	2	1	0	26	39
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	100	1	0	11	11	0	123
	非常勤	0	0	0	0	31	1	32

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数 (人)	40	40	40
職員数 (人)	165	154	155
合計	205	194	195

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の内容
補助金	347,357 千円	400,085 千円	272,335 千円	地域自治活動、地域社会福祉活動を推進する事業、地域高齢者福祉活動推進事業他
委託料	410,370 千円	451,576 千円	495,258 千円	生活支援サービス体制整備事業、保健福祉申請受付窓口等業務他
(うち、指定管理料)	193,037 千円	201,619 千円	201,619 千円	総合老人福祉センター、老人福祉センター鶴の巣園・千代木園・福喜園・和楽園
合計	757,727 千円	851,661 千円	767,593 千円	
経常収入	1,004,177 千円	1,037,858 千円	1,074,860 千円	
収入の市への依存度	75.5%	82.1%	71.4%	

② その他の支援

土地貸付	本部事務所用地（2分の1減免）
建物貸付	—

(4) 運営する主な施設の概要

① 団体が所有する施設

- ・ほっと館

外観		設置目的	みんなで支えあい、助けあう地域づくりをすすめていくことを目的として設置された施設。
		設置年月日	令和5年4月1日
		住所	尼崎市南武庫之荘3-24-5
		実施事業	地域福祉サポート事業、ファミリーサポートセンター事業、介護保険等事業、成年後見等支援センター等

② 団体が指定管理者として運営する施設

・総合老人福祉センター

外観		設 年 月 日	置 日	昭和58年3月31日
		住 所		尼崎市東難波町4-9-25
		主 要 室		ロビー、教養室、図書室。生活相談室、集会室、娯楽室、教養娯楽室 等
		建 物 等 延床面積		2,222.35㎡
		建物構造		鉄筋コンクリート造3階建

画像は市のHPより

・鶴の巣園（老人福祉センター）

外観		設 年 月 日	置 日	平成18年3月28日
		住 所		尼崎市東園田町6-91-2
		主 要 室		多目的室、教養娯楽室、研修室、集会室、男女浴室 等
		建 物 等 延床面積		649.53㎡
		建物構造		軽量鉄骨造平屋建

画像は市のHPより

・千代木園（老人福祉センター）

外観		設 年 月 日	置 日	昭和45年9月14日
		住 所		尼崎市稲葉荘2-24-5
		主 要 室		大広間、和室、娯楽室、会議室、男女浴室、サークル室、等
		建 物 等 延床面積		968.23㎡
		建物構造		鉄筋コンクリート造3階建

・福喜園（老人福祉センター）

外観		設 年 月 日	置 日	昭和48年3月31日
		住 所		尼崎市南武庫之1-7-20
		主 要 室		大広間、和室、洋室、娯楽室、男女浴室、休憩室 等
		建 物 等 延床面積		982.03㎡
		建物構造		鉄筋コンクリート造2階建

画像は市のHPより

・ワークセンター和楽園（老人福祉センター）

外観		設 置 年 月 日	昭和61年3月25日
		住 所	尼崎市東大物町1-1-3
		主 要 室	ワークルーム、集会室、教養娯楽室、男女浴室、図書室 等
		建 物 等 延床面積	717.64㎡
		建物構造	鉄骨造2階建

画像は市のHPより

（５）決算の推移

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
損益状況	経常収入	1,004,177 千円	1,037,858 千円	1,074,860 千円
	経常費用	1,061,549 千円	1,125,818 千円	1,162,485 千円
	当期経常増減額	△57,372 千円	△87,960 千円	△87,625 千円
	当期経常外増減額	－千円	△896 千円	3,811 千円
	当期一般正味財産増減額	△57,773 千円	△88,916 千円	△83,874 千円
財産状況	流動資産	176,802 千円	162,572 千円	162,604 千円
	固定資産	986,753 千円	1,029,045 千円	915,757 千円
	資産合計	1,163,555 千円	1,191,617 千円	1,078,361 千円
	流動負債	115,636 千円	106,626 千円	124,977 千円
	固定負債	391,450 千円	402,892 千円	359,038 千円
	（うち有利子負債）	（－千円）	（－千円）	（－千円）
	正味財産	656,469 千円	682,098 千円	594,346 千円
	基本財産充当額を除く正味財産	582,853 千円	608,483 千円	520,730 千円

（６）監査の結果

① 職員の確保が困難となっており、高齢化が進行している。【意見 57】

（現状の課題）

職員の雇用が困難となれば、事業を縮小せざるをえなくなり、収益の獲得や法人の存続が困難となる可能性がある。

（事実関係）

翌年度予算（特に人件費）が確定してから、職員の採用を行っているが、予算が確定する時期はすでに新卒者の就職活動は終了しており、新卒者の職員を採用することが困難となっている。

特に、訪問介護事業及び居宅介護支援事業のケアマネージャーやヘルパーの採用は、給与水準をあげても職員の確保が難しい状況となっている。

結果、職員の平均年齢は 50 歳近くとなっており、ヘルパーの平均年齢は 60 歳を超えている。

(改善方法)

予算の確定をもって翌年度の新卒採用を行うのではなく、中長期的な採用計画を策定すべきである。例えば、職員の減少により採用を開始するのではなく、定年退職人数を勘案しながら毎年採用し続ける等の計画の策定が必要である。

また、協議会は、市と一体的あるいは市に代わって、市の政策を推進していく団体であることから、人員確保のための支援の見直しを市に要請することも検討する必要がある。

- ② 指定管理施設において、U S B メモリが使用されているが適切に管理されていない。【指摘 54】

(現状の課題)

U S B メモリ管理簿が設けられていないため、U S B メモリの利用状況が把握できず、紛失・盗難により、個人情報等の漏洩のリスクが高い状況となっている。

(事実関係)

市において、令和 4 年度に個人情報が含まれる U S B メモリの紛失事案が発生しており、市は再発防止のために対応策を講じたところである。

当協議会の運営する指定管理施設において、多数の U S B メモリが使用されており、また、管理簿が設けられていなかった（千代木園 5 本、福喜園 8 本）。

U S B メモリの紛失・盗難により、業務上の情報や個人情報含む、情報漏洩等のリスクが高い状況となっている。

(改善方法)

備品管理、及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用する U S B メモリは最低限とすることが望ましく、利用の申請、使用目的、利用承認、データ消去確認等を明らかなとした管理台帳を設けることが必要である。

- ③ 10 万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。【指摘 55】

(現状の課題)

備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。

(事実関係)

当協議会は、10 万円以上の備品については、固定資産台帳に登録し、毎年当該固定資産台帳と現物の照合を行っている。

しかし、所有している 10 万円未満の備品については、定期的な現物確認が実施されておらず、備品の実在性、備品の利用状況・資産の状態について把握できていない状況となっている。

備品の現物確認を行わなければ、不良となっている状況や、紛失している（横領されている）ことが適時に判明しないリスクがある。

(改善方法)

10 万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。

- ④ 人件費補助及び事業補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。【指摘 56】

(現状の課題)

当協議会は、人件費及び事業経費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類等と照合していない。

現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。

(事実関係)

市から当協議会に、人件費補助金及び地域福祉推進事業等の事業に対する補助金が交付されている。

当協議会は、年度終了時に補助対象となった人件費及び事業実施に関する経費を集計し、市に提出しているが、市は当該集計と当協議会の帳簿記録や給与台帳、請求書及び領収書等と照合していない。

補助金の交付先から補助対象事業等に関する実績を提出させる趣旨は、補助金交付額が妥当であったのか、使途が妥当であるかを確認することにある。このような趣旨からすれば、人件費及び事業経費に関する集計表より異常がないかを確認するのみではなく、実際に支払われたことを証する資料と集計表を照合する必要がある。

【尼崎市地域福祉推進事業補助金交付要綱】（当該補助金を例として記載している。）

市社協：社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

（実績報告）

第 12 条 市社協は、補助事業実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて、事業完了後 30 日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び返還）

第 13 条 市長は、前条の規定により、市社協から補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（以下、省略）

（改善方法）

市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与及び事業経費の集計資料を帳簿記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。

- ⑤ 指定管理施設である老人福祉センターの利用者数が減少している状況にあり、今後のあり方の検討が必要である。【意見 58】

（現状の課題）

高齢者の地域活動の場であり、居場所としての機能を有してきたが、近年は、70 歳くらいまで雇用されている高齢者も多く、また、高齢者の地域との関わりの深度も変化しており、利用者を増やすことは難しい状況である。

（事実関係）

当協議会が指定管理者として運営している 4 つの老人福祉センターでは、60 歳以上の方々を対象に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的に、各

種相談に応じるとともに健康の増進や介護予防等につながる各種事業やレクリエーション活動が行われている。

しかし、老人福祉センターは老朽化が進んでおり、また、利用者数は、コロナ禍の時よりも増加しているが、コロナ禍前に比べると利用者数が減少している状況にある。

・老人福祉センターの利用状況

(単位：人)

施設	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鶴の巣園	39,463	40,515	45,246
千代木園	16,946	18,761	20,295
福喜園	22,584	23,852	29,115
ワークセンター和楽園	17,898	19,575	※ 12,075

※ 10月より大規模改修のため休館

老人福祉センターの福喜園が、老朽化により令和7年3月に閉鎖され、現在西武庫公園に建設中の体育館と統合されることになるが、福喜園と生活圏が異なる地域に整備されることになるため、利用者は増えない可能性がある。また、令和10年3月に千代木園も閉鎖となり、市の西部に位置する老人福祉センターの利用者が減少する可能性がある。

(改善方法)

高齢者の余暇の過ごし方、趣味及び健康維持方法も多様化している。

このような社会情勢の変化等に対して老人福祉センターを維持する必要性や今後のあり方について検討していくべきである。

⑥ 各指定管理施設が老朽化している。【意見 59】

(現状の課題)

現状では、法に抵触するような不備ないものの、有事に利用者の安全が図られない恐れがあり、市の監督責任が問われる可能性もある。

また、利用者の安全確保のための施設管理に迫われて、指定管理の強みを生かすことができない可能性がある。

(事実関係)

当協議会が運営する指定管理施設は老朽化している状況にある。

令和6年2月の法定点検時にて、以下のような不備が報告されているが、中には過去から継続して指摘されているものもあり、適時に修繕や改修による対応ができていない状況であった。

・特定建築物等定期点検の指摘（一部）

施設	点検項目等	指摘の具体的内容等
千代木園	機器本体の劣化及び損傷の状況	外灯ボールの発錆
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	外壁クラック
		軒裏露筋
	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	外壁モルタルクラック
		外壁(柱)目地モルタル欠損
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	内壁露筋、白華
		柱露筋、スラブ露筋、梁露筋
	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	天井水染み跡
	階段各部の劣化及び損傷の状況	天井(段裏)露筋、屋外階段段裏露筋、手摺露筋
	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	CB壁露筋
	その他特記事項	バーゴラ鉄部の発錆・腐食
		床に水溜り
		内壁クラック、白華、破損
		床タイル破損
		自転車置場鉄部の発錆
福喜園	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	RC塀露筋
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	上裏亀裂
		軒裏露筋
	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	外壁モルタルクラック

施設	点検項目等	指摘の具体的内容等
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	内壁亀裂、白華、クラック・水染み跡
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	床スラブ白華
	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	天井ボード破損
		天井吹付材劣化
	外壁からの雨漏りの状況	天井ボード水染み跡・たわみ
		内壁水染み跡・クロスはがれ
	屋上部からの雨漏りの状況	天井板水染み跡
	階段各部の劣化及び損傷の状況	屋外階段段裏露筋、手摺腐食穴あき
	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	高架水槽点検タラップ発錆・腐食
ワークセンター 和楽園	支持部分等の劣化及び損傷の状況	囲障基礎亀裂
		設備基礎亀裂
	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	アスファルト舗装沈下
	舗装等の劣化及び損傷の状況	アスファルト舗装ひび割れ
		土間コンクリートひび割れ

・建築設備定期点検の指摘（一部）

施設	点検対象	点検項目等	指摘の具体的内容等
総合老人福祉センター	非常用の照明装置	使用電球、ランプ等	非常用の照明装置電球、管球なし
		予備電源への切り替え及び器具の点灯の状況	非常用の照明装置不点灯
	給水設備及び排水設備	配管の腐食及び漏水の状況	流水時流し台水栓から漏水
		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	受水槽架台の発錆
	その他	その他	揚水ポンプグランド部分の発錆
千代木園	給水設備及び排水設備	配管の腐食及び漏水の状況	給水管ラッキング破損
		配管の腐食及び漏水の状況	水飲み器排水管欠損
		その他	揚水ポンプグランド部分に錆
		その他	消火ポンプグランド部分に錆
福喜園	非常用の照明装置	照明器具の取付けの状況	非常用の照明装置点検用金具破損
		予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	非常用の照明装置不点灯
	給水設備及び排水設備	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	高架水槽架台に錆

（改善方法）

指定管理施設は、相当程度老朽化している。令和7年3月及び令和10年3月で閉鎖予定の施設もあるが、利用者の安全が最優先されるべきものである。市と当協議会で修繕に関して協議し、早急に対応すべきである。

- ⑦ 指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。【指摘 57】

(現状の課題)

収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にどれほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。

(事実関係)

当協議会と市が締結した総合老人福祉センター及び老人福祉センターの指定管理に関する基本協定書によれば、当協議会は年度の終了後に管理業務の実施に係る収支状況を含む事業報告書を市に提出することになっている。

指定管理業務の収支を市に提出することの趣旨は、指定管理料が適切であったのか、また、次回の指定管理者選定時の指定管理料を決定するための基礎とすることにある。この趣旨に鑑みれば、指定管理者である当協議会は、指定管理業務に係る収支の実際発生額を集計し報告すること、また、指定管理料を支払う市は、収支報告が正しいかどうかについて検証する必要がある。

当協議会は、指定管理業務に関する収支報告及び指定管理施設における自主事業に関する収支報告を市に提出しているが、指定管理業務と自主事業に関する収支合計が一致するように、市に報告している。通常、収支が一致することはないはずである。

・総合老人福祉センター収支状況

(単位：円)

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	指定管理費	自主事業	指定管理費	自主事業	指定管理費	自主事業
受託金収入	46,963,000	-	46,963,000	-	46,963,000	-
その他収入	-	37,579,617	508,000	7,867,728	-	9,181,195
収入合計	46,963,000	37,579,617	47,471,000	7,867,728	46,963,000	9,181,195
人件費	31,963,969	29,554,560	31,494,531	-	32,979,105	-
事業費	17,427,671	5,409,424	18,530,583	5,187,889	17,245,470	5,541,852
支出合計	49,391,640	35,150,977	50,025,114	5,313,614	50,224,575	5,621,821
差引収支差額	△2,428,640	2,428,640	△2,554,114	2,554,114	△3,261,575	3,559,374
前期繰越金	-	1,199,606	-	1,199,606	-	1,199,606
次期繰越金	△2,428,640	3,628,246	△2,554,114	3,753,720	△3,261,575	4,758,980

・老人福祉センター収支状況

(単位：円)

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	指定管理費	自主事業	指定管理費	自主事業	指定管理費	自主事業
受託金収入	146,073,830	-	154,656,000	0	154,656,000	-
その他収入	-	10,684,144	705,000	11,627,107	-	12,109,915
収入合計	146,073,830	10,684,144	155,361,000	11,627,107	154,656,000	12,109,915
人件費	105,919,238	-	119,298,133	-	119,023,828	1,987,008
事業費	40,199,611	10,090,094	37,180,393	10,279,303	35,632,172	9,381,257
支出合計	146,118,849	10,639,125	156,478,526	10,509,581	154,656,000	11,575,226
差引収支差額	△45,019	45,019	△1,117,526	1,117,526	-	534,689
前期繰越金	-	1,299,171	-	1,299,171	-	1,299,171
次期繰越金	△45,019	1,344,190	△1,117,526	2,416,697	-	1,833,860

一方、市は当協議会から提出された収支報告につき、収支報告が予算や前年報告値と比べて異常がないかを確認するのみで、帳簿記録及び領収書等の証拠書類と照合していない。

【尼崎市立老人福祉センターの管理に関する基本協定書】当指定管理施設を参考として記載した。

甲：市、乙：社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

(事業報告書の作成等)

第30条 乙は、指定期間中、毎年度、当該年度終了後30日以内（中略）に、当該年度に係る管理業務に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(4) 管理業務に係る実施状況、内容及び実績

(中略)

(6) 管理業務の実施に係る収支状況

(以下、省略)

(改善方法)

当協議会は、収支の実績を市に報告する必要がある。

また、市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。

⑧ 自主事業を積極的に実施するべきである。【意見 60】

(現状の課題)

当協議会は、継続的に当期一般財産増減額（当期利益）がマイナスとなっている。

利益及び資金獲得のため、指定管理者として管理する施設において、積極的に自主事業を展開するべきである。

(事実関係)

指定管理施設では、指定管理に支障をきたさない範囲で、自らの費用と責任において自主事業を行うことができる。自主事業による利益は、指定管理者に帰属することになる。

当協会は、継続して当期一般財産増減額（当期利益）がマイナス計上となっており、指定管理施設を活用した自主事業の積極的な実施が当協会の利益及び資金獲得に寄与する可能性もある。

また、自主事業により獲得した資金を、人員確保や設備投資等に役立てることも期待できる。

(改善方法)

当協議会は、指定管理業務に支障をきたさないように配慮しつつ、より一層積極的に自主事業を展開し、利益及び資金獲得する

12 一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所

(1) 団体概要

所 在 地	尼崎市道意町 7-1-8	
設 立 年 月 日	平成 5 年 12 月 24 日	
目 的 (定款第 3 条)	主に近畿地域におけるレーザー、プラズマ等を活用した溶接、切断、微細加工等の加工技術に関する調査及び研究や「ものづくり」に関する加工技術等の普及及び啓発等を行うとともに、技術支援を通して地域企業のものづくり新技術の創生と技術の高度化を進めることにより、同地域産業技術の向上を図り、あわせて我が国の学術・産業の進展に寄与することを目的とする。	
市の出資額及び 出 資 割 合	12,000 千円 2.2%	
代 表 者	理事長 中谷 浩	
市 の 所 管 課	経済環境局 経済部 産業政策課	
団体が保有する 主 な 資 産	(機械装置) 精密万能試験機 取得価額：7,533 千円、簿価：6,902 千円、老朽化率：8.3% トルンプ社レーザー光路 取得価額：7,270 千円、簿価：5,073 千円、老朽化率：30.2%	
主 な 事 業 (定款第 4 条)	・加工技術等に関する調査及び研究 ・加工技術等に関する普及及び啓発 ・加工技術等に関するものづくり技術支援 ・上記に掲げるもののほか、財団の目的を達成するために必要な事業	

(2) 人員数及び組織図

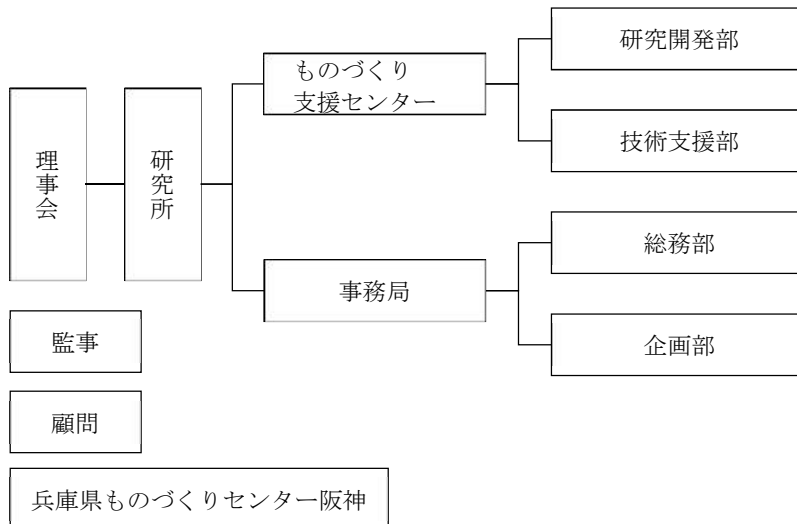
① 役員及び職員の状況

役員数 (人)	勤務	団体職員	市	市 OB	市議会 議員	市以外 の出資者	その他	合計
	常勤	0	0	0	0	1	0	1
	非常勤	0	1	0	0	9	12	22
職員数 (人)	勤務	正規職員	市派遣	他出資 団体派遣	嘱託職員	臨時職員	市 OB	合計
	常勤	3	0	6	7	0	3	19
	非常勤	0	0	0	3	0	0	3

② 役員及び職員数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
役員数（人）	13	12	23
職員数（人）	18	17	22
合計	31	29	45

③ 組織図



(3) 市の財政的関与

① 市の財政的関与の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度の内容
補助金	62,875 千円	61,903 千円	46,590 千円	ものづくり技術支援事業補助金（35,978 千円）、借地料補助金（10,412 千円）、尼崎市中小企業スキルアップ支援補助金（200 千円）
委託料	1,900 千円	7,000 千円	2,500 千円	産業政策調査研究等事業費（2,000 千円）、中小企業スキルアップ支援事業（500 千円）
(うち、指定管理料)	－千円	－千円	－千円	
合計	64,775 千円	68,903 千円	49,090 千円	
経常収益	121,356 千円	117,681 千円	129,390 千円	
収益の市への依存度	53.4%	58.6%	37.9%	

② その他の支援

土地貸付	—
建物貸付	ものづくり支援センター（全額減免）・研究棟（2分の1減免）

（４）運営する主な施設の概要

① 団体が運営する市の施設

- ・ものづくり支援センター

外観		設置目的	レーザやプラズマなどの加工技術の調査及び研究を行い、それにより培った技術や経験を地域企業の「ものづくり」に関する技術支援に活用し、地域産業を振興することを目的に設立された施設
		住 所	尼崎市道意町7-1-8
		主要機器	サーモグラフィー、引張圧縮試験機、塩水噴霧試験機、高速度カメラ、表面形状測定装置、レーザー加工装置等
		利用可能時間	月曜日から金曜日 9時から17時（祝日除く）

（５）決算の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
損益状況	経常収益	121,356千円	117,681千円	129,390千円
	経常費用	121,425千円	119,571千円	132,035千円
	当期経常増減額	△68千円	△1,890千円	△2,645千円
	当期経常外増減額	－千円	－千円	－千円
	当期一般正味財産増減額	△68千円	△1,890千円	△2,645千円
財産状況	流動資産	88,911千円	75,904千円	82,803千円
	固定資産	602,942千円	610,056千円	613,796千円
	資産合計	691,853千円	685,960千円	696,598千円
	流動負債	4,139千円	1,234千円	13,003千円
	固定負債	15,457千円	14,359千円	15,874千円
	（うち有利子負債）	（－千円）	（－千円）	（－千円）
	正味財産	672,257千円	670,367千円	667,721千円
	基本財産充当額を除く正味財産	118,735千円	116,845千円	114,199千円

(6) 監査の結果

① 具体的な業績等の中期計画がない。【意見 61】

(現状の課題)

単年度予算を策定はしているが、具体的な収支等、計数面を反映した中期経営計画が策定されておらず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。

(事実関係)

令和 10 年度までを対象とした中期経営計画は策定されているが、業績等の計数面を考慮した計画は単年度での予算のみ策定されている状況であり、中長期での具体的な業績目標等の計数面を反映した中期経営計画は策定されていない状況にある。

団体を維持存続するためには、単年度のみならず、中長期での業績、人員、投資及び資金に関する定量的な目標の設定し、行動を統制していくこと必要である。

計数面に基づく中期計画が無い場合、適切な目標管理ができず、また、経営の計画性・透明性が確保されないことから、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがあると考ええる。

(改善方法)

当研究所を長期にわたり存続させるためには、中期経営計画は非常に重要な位置づけであると考えられる。

事業運営上の目標に対応する施策のみならず、中長期での収支に関する具体的な数値目標を設定した中期計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。

② 当研究所に設置されている機器・装置の稼働状況を把握していない。

【指摘 58】

(現状の課題)

当研究所のものづくり支援センターに設置されている機器・装置の稼働状況が把握されていない。

現状では、利用者のニーズの把握、機器の更新・入れ替え等に関する適切な検討が行えない状況にある。

(事実関係)

当研究所に設置されている機器・装置は、取得から 20 年以上経過するものが多く、更新計画を策定し、計画的に更新していくことが必要である。

また、更新計画のみならず、業績に関する計画を策定するに当たっては、現在使用している個々の機器・装置の稼働状況や収入獲得にどれほど貢献したのかを把握しておく必要がある。

しかしながら、当研究所が運営するものづくり支援センターに設置されている、市から貸与された機器・装置及び自己が所有する機器・装置の稼働状況や投資（機器等の取得額）の回収状況を把握していない。

・ 主要な機器例



(改善方法)

個々の機器・装置の稼働状況及び投下資本の回収状況を把握し、今後の更新について検討する必要がある。

- ③ 当研究所が運営するものづくり支援センターに設置されている市所有の設備が、遊休状態となっている。【指摘 59】

(現状の課題)

市から当研究所に貸与されている大型のレーザー加工装置が遊休状態となっており、収益の獲得及び施設の有効活用が行えていない状況にある。

(事実関係)

当研究所が運営するものづくり支援センターでは、当研究所が所有する機器・装置と市から無償貸与されている機器・装置を、加工や分析のために民間事業者や市民等の利用に供している。

加工や分析等のために同センターの機器を利用する場合は、料金を徴収す

ることとなっているが、市から無償貸与され、同センターの加工機室に設置されている大型レーザー加工機やプラズマ切断装置及び溶接ロボットが使用されていない状態であった。

市から貸与されている機器・装置は、取得から 20 年を経過するものも多くあるため、更新計画を策定し、投資に係る支出負担の平準化も検討することが必要である。利用していない大型加工機等を処分することにより、新たな機器を設置すれば、利用者が増加し、収入が増加する可能性もある。

市の物品は、利用することができない、または利用する見込みがない場合には、不用の決定を行い売却または廃棄する必要がある。

機器名称	取得時期	取得金額
高精度 C02 レーザー加工装置	平成 13 年 3 月	41,370,000 円
プラズマアーク切断装置	平成 11 年 10 月	266,298 円
溶接ロボットアルメガ V01 - S	平成 11 年 10 月	1,202,630 円

・高精度 C02 レーザー加工装置



【尼崎市財務規則】

(不用の決定)

第 143 条 物品管理者は、その所管に係る物品のうち適切に使用し、又は処理することができないものについては、不用の決定をし、売却又は廃棄の手続きをしなければならない。この場合において、当該決定については、会計管理者に合議しなければならない。

(改善方法)

市は、当研究所に貸与している物品で、現在利用されていないものがないかを確認し、該当するものがあれば不用の決定を行ったうえ、施設有効活用の観点から早急に売却または廃棄することを検討すべきである。

④ 多くの高圧電流制御装置が老朽化しており、更新が推奨されている。

【指摘 60】

(現状の課題)

当研究所に設置されている多くの高圧電流制御装置が老朽化しており、事業者及び市民等に利用されている機器・装置が利用できなくなる可能性がある。

(事実関係)

令和 5 年 10 月に実施された自家用電気工作物の年次点検結果を確認すると、高圧電流制御装置（キュービクル）に設置されている機器の大半が製造から 30 年が経過しており、更新が推奨されている。

しかしながら、具体的な更新計画は策定されておらず、機器が故障した場合には、ものづくり支援センターに設置されている機器・装置を事業者及び市民等が利用できない可能性がある。

・更新が推奨されている機器（例）

機器名	形式	製造年（西暦）
受電 D S	V 3 - 4	不明
V T（制御用）	A 10 J 1818	1993 年
T V（受電用）	E V 605 R	1993 年
コンデンサ No. 1 L B S・P F	L B S - 6 / 200 f J C - 6 / 30	1993 年
コンデンサ No. 1 V C	H N 46 P - 2 S 1	1993 年

(改善方法)

ものづくり支援センターに設置されている機器・装置の利用者に支障をきたすことのないよう、更新計画を策定し、順次更新していく必要がある。

- ⑤ ものづくり支援センターに設置されている機器・装置の利用料につき、市内事業者等・市外事業者等の区別をしていない。【意見 62】

(現状の課題)

市の外郭団体である当研究所及び市が所有する機器・装置を利用に供している以上、市民や市内事業者等が他市の利用者より優遇されるような価格設定を行うべきであるが、同一の価格設定になっている。

(事実関係)

当研究所が運営するものづくり支援センターでは、当研究所が所有する機器・装置と市から無償貸与されている機器・装置を、加工や分析のために民間事業者や市民等の利用に供し、料金を収受している。

市の外郭団体である当研究所及び市が所有する機器・装置を利用に供している以上、市民や市内事業者等が他市の利用者より優遇されるような価格設定を行うべきである。

しかしながら、当研究所の機器・装置の利用料は、市内事業者等とそれ以外の利用者いずれも同額にて利用できる価格設定になっている。

・機器・装置の利用料金（一部抜粋）

分類	利用装置		項目	区分	単位	税込価格 (円)	備考
レーザー加工装置	高集束レーザー加工装置	焦点距離:200mm、600mm ビーム径:0.2mm、0.6mm	銅等の溶接・切断加工 レーザー粉体肉盛り(LMD)		1時間	26,620	材料・ガスは実費加算
	多波長レーザー加工装置	出力:5~15W(パルス動作) 波長:1064nm 532nm 355nm	樹脂 ゴム 金属薄板等の 微細穴あけ加工	—	1時間	25,740	
	高精度 CO ₂ レーザ加工装置	出力:3.6kW ビーム径:0.2~0.3mm	鋼等の溶接・切断加工	—	1時間	13,860	材料・ガスは実費加算
表面改質装置	減圧プラズマ レーザー複合溶射装置	減圧チャンバ:Φ1.6m×3Lm ①減圧プラズマ・レーザー複合溶射 ②減圧プラズマ溶射 ③大気中プラズマ溶射	金属溶射 セラミックス溶射 サーメット溶射	準備費	1使用	46,200	試験内容に応じて事前に見積もり
				①	1日	198,000	溶射材料・ガスは実費加算 溶射皮膜の評価は別途
				②	〃	99,000	
				③	〃	66,000	
			レーザービーム用カライド スコープ	—	〃	37,950	

(改善方法)

機器・装置の利用料金につき、市内利用者と市外利用者で区別することを検討すべきである。

- ⑥ 市は、当研究所に無償で機器・装置を貸与しているが、賃借料を収受することを検討すべきである。【意見 63】

(現状の課題)

市の保有する機器を当研究所が事業の実施に利用し、当研究所が収入を得ているにも関わらず、市が賃料を収受しないことに合理性はない。

(事実関係)

市は、当研究所にて使用する機器を無償で貸与し、当研究所は当該機器を事業者もしくは市民等に使用させ、使用料を得ている。

当研究所は、市から人件費、土地賃料及びその他事業に関する補助金を収受し、運営コストの負担が軽減されていること、また、市から貸与された機器を利用して収入を獲得していることを鑑みれば、市の機器を当研究所に無償貸与することの合理性はないと考える。

(改善方法)

市は研究所から賃料を収受することを検討すべきである。

- ⑦ 補助金の要綱の規定が不十分である。【指摘 61】

(現状の課題)

現状では、事前に概算で交付した補助金額に関する確定の有無及び精算の有無に関する事実が確認できない状況となっている。

(事実関係)

市から当研究所に対し、ものづくり総合支援事業補助金が交付されており、分割で前払いされることとなっている。

補助金要綱に、当研究所から実績報告を市に提出し、市は交付した補助金に不用額が生じたときは、補助金の一部の返還を命じることができるとあるが、補助金額の確定通知及び精算通知に関する事項は規定されておらず、市から当研究所に対し補助金額の確定通知および精算通知は交付されていない。

【(一般財団法人) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金交付要綱】

AMP I : 一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所

(報告義務等)

第8条 AMP I は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに補助金申請事項変更報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。(中略)

2 AMP I は、補助対象事業完了後、15日以内に補助金交付事業実績報告書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、AMP I が次の各号の一に該当するときは、既に交付した補助金の一部または全部の返還を命ずることができる。

(1) 交付した補助金に不用額が生じたとき。

(以下、省略)

(改善方法)

補助金要綱に、金額確定通知および精算通知に関する定めを設け、適切に運用する必要がある。

- ⑧ 市は、当研究所に対して交付した人件費補助金に関する収支報告及びものづくり総合支援事業補助金に関する収支報告の正確性を検証していない。

【指摘 62】

(現状の課題)

市は、当研究所に交付した補助金について、実績報告書を入手しているが、報告書に記載される収支について正確かどうかの検証を行っていない。

現状は、交付した補助金額が妥当かどうかの検証及び次年度以降の補助金交付額の適切な判断ができない状況にある。

(事実関係)

市は、当研究所に人件費補助金及びものづくり総合支援事業補助金を交付している。

当該補助金の要綱に従い、当研究所は事業完了後に人件費集計及び収支報告を含む実績報告書を市に提出しているが、市は、収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類と照合していない。

(改善方法)

人件費集計報告及び収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類とを抽出により照合し、報告の正確性を検証する必要がある。

- ⑨ 3月の機器・装置の使用料収入のうち、入金が翌月以降となるものが収入として計上されていない。【指摘 63】

(現状の課題)

機器・装置を民間事業者及び市民等の使用に供し、利用料を収受しているが、利用の事実に基づいて収益が計上されていない。

現状は、3月に計上した収益と費用が対応しておらず、正確な業績を把握できない状況となっている。

(事実関係)

当研究所は、市から貸与された機器・装置及び自己が保有する機器・装置を民間事業者や市民等の使用に供し、利用料を収受し、収益を計上している。その収益の計上は、利用料の入金の事実によるのではなく、機器・装置の利用の事実、言い換えればサービスの提供の事実に基づいて行う必要がある。

しかしながら、当研究所の機器等利用に関する収益の計上は、入金時に行われており、3月に利用した事業者からの収益 401,154 円が同月に計上されていない。

(改善方法)

利用料の入金の事実により収益を計上するのではなく、機器等利用の事実に基づき、収益及び未収入金を計上する必要がある。

- ⑩ 資本的支出を修繕費で処理している。【指摘 64】

(現状の課題)

改修工事について、資本的支出とするか修繕費とするか慎重に判断していないため、誤った会計処理を行い、費用計上額が大きくなっている。

(事実関係)

令和5年3月31日付で、間仕切り等の改修工事(7,095,000円)を行っているが、支出額全額を修繕費で計上していた。

当該工事は、資本的支出と考えられ、費用処理するのではなく、固定資産として計上し、使用期間にわたり費用化する必要があった。

(改善方法)

修繕等を実施する際には、資本的支出か修繕費かについて慎重に判断し、適切な会計処理を行う必要がある。

- ⑪ 機械装置の圧縮を行っているが、法人税の申告で提出が求められる別表を作成していない。【指摘 65】

(現状の課題)

機械購入に際して補助金の交付を得ており、これに対して税務上圧縮記帳を実施しているが、税務申告書上圧縮にかかる別表が作成されていなかった。

(事実関係)

補助金の交付を受け、その補助金を原資に機械等の固定資産を購入した場合、取得に要した金額から補助金額を控除した金額を資産の取得原価とすることができる。これを圧縮記帳という。

法人税の対象事業にかかる資産額について圧縮記帳処理した場合には、圧縮の事実を示すため、法人税申告時に別表 13 の添付が求められている。

当研究所は、令和 4 年度において精密万能試験機一式を税込価額 24,860,000 円で購入しており、それに対して公益財団法人 J K A より「2022 年度機械振興補助事業」として 16,573,333 円の補助金の交付を受け、圧縮記帳の会計処理を行っている。しかし、法人税申告書を確認したところ、当該圧縮記帳の内容を示す別表 13 の添付はなされていなかった。

(改善方法)

適切な税務申告をするためにも、必要とする別表の添付漏れがないように作成する必要がある。

⑫ 消費税の申告書の計算に誤りがある。【指摘 66】

(現状の課題)

特定収入に関する消費税の調整計算に誤りがあり、結果として申告額が誤っている。

(事実関係)

消費税の申告書において、当研究所は特定収入割合による消費税の調整計算を行う必要があるところ、特定収入の算出過程が誤っていた。

その原因は、従来から計算過程を見直すことなく、従来 of 計算方法を踏襲してきたことにある。

【特定収入に係る消費税の調整】

補助金等の特定の収入によって財源が賄われた仕入等にかかる消費税額については納付する消費税額から差し引くことができないこと

(改善方法)

特定収入の集計が誤っていることから、仕入控除税額の計算にも影響を与え消費税の納付税額にも影響を与えることになる。

顧問税理士と十分協議して、特定収入の取り扱いについて適切に集計し消費税の申告書の作成に努める必要がある。

⑬ 賞与引当金が計上されていない。【指摘 67】

(現状の課題)

非営利法人委員会報告第 29 号公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）において賞与引当金の計上が求められているが、当法人では賞与引当金が計上されていない。

(事実関係)

当法人の給与規程によれば、6 月と 12 月に賞与を支給する旨規定されているが、会計上期末時に賞与引当金の計上がされていなかった。

【賞与引当金】

賞与引当金とは、決算時点において、将来職員に支払う賞与額のうち、当年度の労働に対応する金額のことをいう。

6月に支給する賞与の支給対応期間が12月から5月であり、令和6年6月に3,984,267円の賞与を支給していることから、令和6年3月期の決算書において計上すべきであった賞与引当金の額は、約2,700,000円であった。

なお、賞与引当金は人件費の計上と同様であり、賞与引当金額に対応する法定福利費も計上する必要がある。

(改善方法)

会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。

なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。